

令和6年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	令和6年 3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和6年 3月6日 午前10時00分
	延 会	令和6年 3月6日 午後 5時35分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	滝川 敦善
副町長	石塚 徹	教委管理課長	諸井 公
総務課長	布施 英治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三浦 克宏	教委生涯 学習課長	川 越 一 寿
危機対策室長	四戸岸 毅		
税務課長	鈴木 康史	監査委員	黒田 庄司
町民課長	堀部 誠	監査事務局長(併)	亀井 泰
保健福祉課長	早川 知記	農委事務局長	江上 圭
環境林務課長	真里谷 隆		
水産農政課長	高橋 政一		
観光商工課長	田崎 清克		
建設課長	渡部 貴志		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	塚田 敦子		

1. 会議録署名議員

10 番	堀 守		
11 番	杉田 尚美		

1. 会 期

3月6日から 3月13日までの8日間 (休会日2日)

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(6. 3. 6)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6		町政執行方針
		教育行政執行方針
第 7	選挙第 1 号	厚岸町選挙管理委員の選挙
第 8	選挙第 2 号	厚岸町選挙管理委員の補充員の選挙
第 9	議案第 3 号	令和 6 年度厚岸町一般会計予算
	議案第 4 号	令和 6 年度厚岸町国民健康保険特別会計予算
	議案第 5 号	令和 6 年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算
	議案第 6 号	令和 6 年度厚岸町介護保険特別会計予算
	議案第 7 号	令和 6 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 8 号	令和 6 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算
	議案第 9 号	令和 6 年度厚岸町水道事業会計予算
	議案第 10 号	令和 6 年度厚岸町下水道事業会計予算
	議案第 11 号	令和 6 年度厚岸町病院事業会計予算
第 10	議案第 12 号	令和 5 年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第 13 号	令和 5 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第 14 号	令和 5 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第 15 号	令和 5 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第 16 号	令和 5 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第 17 号	令和 5 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第 18 号	令和 5 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第 19 号	令和 5 年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第 20 号	令和 5 年度厚岸町病院事業会計補正予算
第 11		一般質問

厚岸町議会 第1回定例会

令和6年3月6日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
本会議を休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、堀議員、11番、杉田議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

●堀委員長 3月4日午前10時から第2回議会運営委員会を開催し、令和6年第1回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。

委員会関係では、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書であります。

議会からの提出案件は、会期の決定、選挙第1号 厚岸町選挙管理委員の選挙、選挙第2号 厚岸町選挙管理委員の補充員の選挙、3常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。なお、選挙第1号及び第2号は、厚岸町議会会議運用内規40の規定により、いずれも指名推選により行うことに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。町長から町政執行方針と教育長から教育行政執行方針があります。

議案第3号から議案第11号は、令和6年度の各会計予算9件であります。審議方法

は、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第12号から議案第20号は、令和5年度の各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第21号から議案第24号までの一般議案4件、議案第25号から議案第35号までは条例の一部改正11件で、いずれも本会議で審議をすることに決定をいたしました。

一般質問通告者は、6名であります。本定例会の会期は、3月6日から13日までの8日間とし、9日と10日は休会といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日3月6日から13日までの8日間とし、9日と10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの8日間とし、9日と10日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和5年12月6日開会の第4回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第6、町政執行方針、教育行政執行方針、以上2件を一括議題といたします。

はじめに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

はじめに。

令和6年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

まず、本年元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族と被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本町においても、国が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、能登半島地震と同様の震度7の大地震とこれに伴う大津波が想定されており、その備えに万全を期していかなければならないことを強く認識したところであります。

さて、昨年9月、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が本町を舞台に開催され、道内外から高い評価をいただき、本町の歴史に残る大会として大きな成功を収めることができました。

このことは、町民を挙げて成し遂げた大事業であり、先人たちから受け継がれてきた「厚岸の底力」であります。

また、あっけし保育所の子どもたちと保護者が厚岸町社会福祉センターで両陛下のお出迎えをしましたが、両陛下から子どもたち一人一人にお声かけをいただき、子どもたちが一生懸命に受け答えをしているその姿に接し、頼もしさを感じさせてくれました。

この大会を成功へと導いた「厚岸の底力」を、厚岸町民が誇れる揺るぎない自信として、今後の町づくりにも生かされていくものと確信しています。

町民の皆さんと共に、現在、そして、その先の未来に向かって、さらなる厚岸町の発展のため、全力で町政運営に邁進する決意です。

次に、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

本年度は、計画期間の最終年度を迎える第6期厚岸町総合計画・前期行動計画の総仕上げとして、将来世代へと課題を先送りすることがないように、本計画に基づく施策の完遂に向けた確実な実行はもとより、令和7年度を始期とする第6期厚岸町総合計画・後期行動計画を策定いたします。

計画策定当初からの社会情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰、また急速な人口減少、少子高齢化の進展など大きく変わっており、しっかりと現状を把握し、将来を見据え、総合計画の「めざすまちの姿」として掲げた「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」を確実に実現させるため、全身全霊をかけて、取り組んでまいります。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災・減災対策、カーボンニュート

ラルの実現に向けた環境施策、喫緊に対応が必要な熱中症対策、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興施策、特別養護老人ホーム心和園等の建て替えに係る基本構想の着手の5点を令和6年度の重点課題として推進し、未来への布石となる様々な施策についても積極的に展開してまいります。

さらに、厚岸町の飛躍的な発展に大きな貢献が期待される北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の早期完成と別保尾幌間の計画段階評価の促進を引き続き国へ強く要請してまいります。

各自治体の将来人口予測が様々ある中でも、国立社会保障人口問題研究所の将来推計は、最も精度が高いため、厚岸町では厚岸町総合計画や各分野の個別計画などに活用し、各施策を講じているところであります。

その社人研が昨年12月、2050年までの全国の地域別将来推計人口を公表しました。本町においては、令和2年の国勢調査人口と比較し、半分以上となる4,343人にまで人口が減少するという大変厳しい推計が示されたところであります。

人口は、その町を支える最も重要な基盤であり、町民の皆さんと人口減少の危機意識の共有を図りながら、人口減少を抑制し、将来的に人口を維持していくため、これからも「厚岸に住み続けたいと思えるまち」を目指してまいります。

次に、令和6年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第6期厚岸町総合計画の五つの将来像に沿って申し上げます。

将来像の1点目は、「自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち」であります。

環境保全については、第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画に基づき、町民、事業者との協働による厚岸町クリーン作戦などの取組を引き続き実施するとともに、世界的な問題で昨年本町で開催された第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会の基本方針でもある海洋プラスチックごみ対策について、厚岸漁業協同組合と連携し、海岸漂着ごみや漁業者が操業中に回収した漂流・海底ごみの適正な処理を引き続き進めてまいります。

地球温暖化対策については、厚岸町地球温暖化対策実行計画・区域施策編に基づき、環境保全と再生可能エネルギーの導入を両立した脱炭素社会の実現に向け、豊かな自然環境の保全を優先する区域と、再生可能エネルギーの導入を促進する区域の設定を行ってまいります。

エネルギーの有効利用については、電気自動車の普及促進と利便性向上のため、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ駐車場に電気自動車用急速充電設備を導入いたします。

また、環境への負荷の少ない町づくりを推進するため、町民、事業者を対象として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に関する勉強会を開催いたします。

水道事業については、新たな水道水源の確保に向け、大別地区における地下水源調査を引き続き実施するほか、宮園地区において老朽化した水道管の更新整備に着手いたします。

簡易水道事業については、引き続き上尾幌地区において老朽化した水道管の更新整備を進めるとともに、太田・片無去地区における営農用水の安定供給を図るための道営事業と合わせて水道管の更新整備に着手するほか、令和7年度からの地方公営企業法の全

部適用に向けた移行事務を進めてまいります。

下水道事業については、白浜4丁目地区の污水管整備を完成させるとともに、終末処理場などの老朽化した施設更新整備を引き続き進めてまいります。

高速道路については、尾幌糸魚沢道路の早期完成と別保尾幌間の計画段階評価の促進のため、引き続き関係市町村や関係団体と連携し、事業予算確保に向けた要請活動や機運醸成活動を行ってまいります。

町道については、床潭末広間道路、太田2号道路、太田地区防雪柵、実験所道路法面の整備、橋梁の長寿命化を継続して行うとともに、新たに太田門静間道路擁壁の補修、港町2条通りの車道と歩道の改修、宮園第1号通りの用地確定測量を行います。

地域公共交通については、JR花咲線の維持・存続のため、沿線自治体や関係機関と連携を図り、利用促進策を実施するとともに、バス路線の維持・存続のため、必要な支援を引き続き行ってまいります。

また、生活交通路線のさらなる利便性の向上を図るため、デマンドバスの運行経路見直しの検討をするとともに、町内公共交通の担い手となる運転手の確保に向けた支援を引き続き行ってまいります。

町営住宅の整備については、奔渡団地の給排水設備の更新を引き続き行うとともに、新たに白浜団地の給水管の更新、外壁と屋根の改修及び梅香団地の屋根の改修を行います。

また、住環境については、住宅の新築やリフォーム、省エネ・バリアフリー改修や耐震改修、解体に対する支援を引き続き行ってまいります。

空家等対策については、厚岸町空家等対策計画に基づき、民間住宅等の除却に対する支援、空き家バンク制度のさらなる周知と運営、居住を前提とした空家等の購入に伴う改修支援を引き続き行ってまいります。

都市計画については、厚岸町都市計画マスタープランに基づき、用途地域等の見直し検討を進めてまいります。

また、公園については、厚岸町公園適正化計画に基づき、施設機能の適正な維持管理に努めるとともに、必要な整備について検討してまいります。

交通安全については、関係機関と連携して交通事故を防止するため、引き続き、交通ルールの遵守を求める活動に取り組むとともに、通学道路などの現地調査を行い、必要に応じ危険箇所への交通安全施設の整備を関係機関に要請してまいります。

また、高齢者の自動車運転免許証の自主返納を促進するため、不便軽減に係る支援制度を継続するとともに、自転車事故の防止と被害軽減を図るため、自転車安全運転講習会の実施とヘルメット購入及び自転車保険加入費用に対する助成制度を継続してまいります。

防犯については、犯罪のない明るく住みよい町づくりを推進するため、厚岸警察署や関係団体と連携し、ドライブレコーダーを活用した町の見守り活動を実施するほか、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減を図るための支援制度の創設に向けた協議を進めてまいります。

消費生活については、関係機関・団体と連携し、町民の皆さんが被害に遭わないよう、適宜の情報提供や啓発を引き続き行うとともに、特殊詐欺対策電話機等の設置に対

する助成制度を継続してまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、消火活動を強化するため、厚岸消防署の消防ポンプ自動車や消火栓の更新のほか、各種消防資機材の整備などを支援してまいります。

防災については、津波避難困難地域の港町地区において、周辺住民の津波災害時の避難をより確実なものとするため、集会施設の機能を併せ持つ津波避難施設として令和7年度の完成を目指し、（仮称）厚岸町防災交流センターの建設工事に着手いたします。

また、津波からの避難開始が遅れ、指定緊急避難場所への避難が間に合わなくなってしまった場合に、少しでも命が助かる可能性が高い場所へ避難することができるよう、津波の基準水位以上の高さに避難場所を有し、耐震性が高い建物を一時避難施設とするための取組を進めてまいります。

さらに、災害対応力の強化を図るため、北海道と本町を含む関係市町村が共同で行う北海道防災総合訓練の一部が本町を会場に行われることから、厚岸町避難訓練の実施と合わせ、地域住民及び防災関係機関と連携した訓練を実施いたします。

このほか、教育委員会や自治会・自主防災組織との連携による災害図上訓練や避難所運営演習を継続するなど、町民の防災意識を高めるための取組を推進してまいります。

治山対策については、北海道において、梅香地区2か所と筑紫恋地区1か所の治山工事を行います。

また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要請してまいります。

治水対策については、国から委託を受けて行う矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策を継続してまいります。

土地保全については、桜通りの地すべり観測と対策工事を継続してまいります。

廃棄物対策については、本年4月から不燃ごみの埋立てを釧路市のごみ最終処分場において行う広域処理に移行することから、さらなるごみの減量化と資源化の取組を推進し、ごみ量に応じた負担金の削減を図るため、ごみ分別出前講座による啓発活動と、広報あつけしによるごみの分別方法及びその徹底の周知を継続してまいります。

エゾシカ対策については、国や北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などと連携し、個体数の適正管理のため、計画的な捕獲を引き続き実施してまいります。

ヒグマ対策については、地域住民の安全確保や財産を守るため、必要に応じたパトロールの継続、監視カメラや箱わなの設置など、問題個体の的確な捕獲に引き続き努めるとともに、人里への出没抑制と捕獲する人材の育成のため、地元猟友会と連携し、残雪期における冬眠中や冬眠明けのヒグマを捕獲する春期管理捕獲を実施してまいります。

また、全道的にヒグマが増加していることから、ヒグマ個体数の適正な管理を北海道に要請してまいります。

情報ネットワークについては、令和7年度までに国から求められている地方公共団体情報システムの標準化等に対応するため、総合行政情報システムの環境設定などを行ってまいります。

また、町民の利便性の向上を図るため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進してまいります。

将来像の2点目は、「多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち」であります。
はじめに、水産業についてであります。

漁業については、沖合漁業等が大変厳しい状況の中、特にサンマの記録的な不漁は漁業者のみならず、水産加工業をはじめとする町内産業へ大きな影響を及ぼしています。

こうした状況から、今後の安定的な水産物の生産を維持するため、厚岸漁業協同組合と連携し、カキ、アサリ、コンブ等沿岸漁業の資源管理や増養殖を進めるとともに、赤潮により被害を受けた漁場の回復に向けた取組に対する支援を引き続き行ってまいります。

陸上養殖については、筑紫恋の釧路管内水産種苗センターにおいて行われているウニの陸上養殖実証試験に期待を寄せるとともに、本町における新たな漁業形成につながるよう、必要な支援に努めてまいります。

漁港整備については、厚岸漁港における航路浚渫及び湖北・湖内地区の岸壁かさ上げ等の着実な事業推進と、床潭漁港における泊地の静穏域確保に向けた外防波堤の早期着工及び航路・泊地浚渫等を引き続き国と北海道に要請してまいります。

海岸保全対策については、対策が必要とされる箇所を早期着工を引き続き北海道に要請してまいります。

カキ種苗センターについては、カキの飼育や藻類培養の各設備の適切な維持管理と運用を行い、施設の長寿命化を図るとともに、カキ種苗供給拠点としての役割を果たしてまいります。

厚岸漁業協同組合が行う種苗生産については、幼生・餌料の提供及び育成技術の協力を継続してまいります。

また、厚岸海域でのカキ養殖現場では、気候変動に伴う海水温上昇などの新たな課題に直面していることから、その課題に対応するため、養殖技術の改良試験や情報収集を積極的に行い、生産者が安心して生産活動に取り組める体制構築を図ってまいります。

次に、農業についてであります。

昨年は、加工向け乳価の引上げがあったものの、生乳の生産抑制に加え、猛暑における乳量低下、飼料をはじめとする資材価格の高止まり等が酪農経営に大きな影響を及ぼしました。

道内農業団体では、生乳生産の抑制環境からの脱却に向けた動きが見られますが、引き続き厳しい状況にあることから、関係町村で組織する北海道酪農振興町村長会議等による合同中央要請活動のほか、農業協同組合をはじめとする関係機関との連携を強化し、必要な施策を講じてまいります。

農業生産基盤については、太田・片無去地区における営農用水の安定供給を図るため、施設更新整備を継続するとともに、農作業の負担軽減と持続的な酪農経営推進のため、各農業協同組合がコントラクター事業に用いる農業機械の導入を支援してまいります。

飼料自給率の向上については、道営草地整備事業の継続により、良質な粗飼料の安定確保に努めてまいります。

担い手対策については、新規就農希望者向けイベントへの出展や、町内小学校における酪農体験学習の実施など、農業協同組合や農業委員会、教育委員会と連携し、酪農の

魅力を伝える場を設けてまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会での予防注射や各種検査を支援するとともに、防疫対策の重要性を引き続き啓発してまいります。

町営牧場については、より適正な預託牛の育成・管理を図るため、作業環境の整備と飼養管理技術の向上に取り組むとともに、ふん尿処理の充実を図るため、処理施設の更新整備を行います。

鳥獣被害対策については、放牧地への電気柵設置を継続してまいります。

次に林業についてであります。

町有林の整備については、安定した事業量を確保し、林業就業者の雇用を図るとともに、持続可能な森林保全を推進するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林の整備については、厚岸町森林組合と連携し、民有林振興対策事業と森林環境譲与税を活用した補助制度を継続してまいります。

担い手対策については、引き続き、森林整備担い手対策推進事業などを支援するほか、関係機関と連携し、林業就業者の育成・確保に努めてまいります。

町民の森植樹祭については、地域ぐるみの森づくり事業として、引き続き支援してまいります。

森林資源の利用については、堆肥センターの水分調整材などに町有林施業による林地残材を活用するほか、木材チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを温水プールへ導入いたします。

路網の整備については、道営事業により別寒辺牛2号線の整備を継続してまいります。

きのご菌床センターについては、引き続き生産者を支援するため、良質で安価なきのご菌床の安定供給に努めるとともに、種菌メーカーと連携して経営安定化に資する情報提供を行ってまいります。

また、新規生産者誘致については、しいたけ収穫体験の開催や地域生産者との連携による研修受入体制の構築のほか、菌床の無償提供や生産施設用地の貸付等を継続してまいります。

生産者の組織化については、地域との定期的な懇談の場を設けるなど、必要な支援を行ってまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

商工業については、依然としてエネルギーや食料品価格等の物価高騰が続いているため、引き続き商工業者の事業継続と町民の生活支援を図るため、第5弾となる「がんばろう厚岸応援券」を発行いたします。

中小企業の振興については、厚岸町商工会や金融機関と連携し、融資制度や設備投資への支援制度の活用を促進するための周知を行うなど、厚岸町中小企業振興計画に基づく各種取組を進めてまいります。

また、特産品等開発支援制度のさらなる利用促進を図り、ふるさと納税返礼品にもつながる魅力ある特産品開発を支援するとともに、各種催事における特産品のPRを展開してまいります。

観光については、国内旅行や訪日外国人旅行がコロナ禍以前の状況に戻りつつある

中、厚岸霧多布昆布森国定公園などの地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを進めるため、厚岸町観光振興計画に基づき、厚岸観光協会や関係機関と連携し、自然や食、歴史・文化を活用した特色ある観光事業を展開してまいります。

また、令和6年度に予定していた道東自動車道阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジまでの開通に合わせた道東道延伸プロモーションを近隣市町村と共に実施してまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、総合観光雑誌「北海道じゃらん」の道の駅ランキング・飲食部門において、全道127駅中、13年連続1位を獲得するなど、観光中核拠点施設としての役割を果たしてきました。

来館者数や売上げは、コロナ禍以前の状況に戻ってきていますが、物価高騰の影響は大きく、経営を圧迫していることから、引き続きマスメディアによる情報発信を行うほか、地場産品を活用した食の提供や厚岸の魅力発信に取り組んでまいります。

また、施設の適切な維持管理を図るため、駐車場等の改修や自動火災報知設備の更新を行います。

このほかの観光施設については、訪れる皆さんにとって利用しやすい環境を整えるため、子野日公園のU字溝改修や抜根、普賢象ハウスの撤去を行うほか、原生花園あやめヶ原の東側牧柵を改修いたします。

雇用については、町内就業を促進するためのホームページ掲載などによる町内求人情報の公開と、ハローワークとの連携による求職・求人情報提供サービス、事業者が雇用を維持するための各種制度の周知を引き続き行ってまいります。

また、厚岸町雇用対策連絡会議を通じ、町内の企業や団体、厚岸翔洋高等学校と新規採用などの雇用対策に関する情報の共有を図るほか、町内事業所への就職を促進するため、企業説明会を実施いたします。

このほか、専門技術の習得や季節労働者の通年雇用を促進するため、釧路地方職業能力開発協会などと連携し、各種研修機会の提供を行ってまいります。

労働環境の向上については、子育てや介護と仕事を両立し、安心して働くことができる職場づくりを促進するため、事業者等に対し、働きやすい環境整備のための制度の情報提供を行ってまいります。

将来像の3点目は、「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」であります。

子ども・子育て支援については、第2期厚岸町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、引き続き子どもを安心して産み育てることができる町づくりを推進するとともに、さらなる環境の整備充実を図るため、国の指針に沿い本年度中に第3期計画を策定いたします。

幼児教育・保育については、喫緊に対応が必要な熱中症対策として、保育所、児童館及び子育て支援センターに冷房設備を導入し、児童の安全確保を図るとともに、保育所における全ての子どもの保育料と食材料費の無償化及び幼稚園に対する副食費の助成を継続いたします。

また、妊娠前から子育て期にわたる包括的支援の取組については、不妊治療費用の自己負担に対する助成制度の拡充や、伴走型相談支援の継続のほか、子育て応援アプリによる情報提供、出産祝金10万円の支給、子育て世帯の外出支援に対するハイヤー券の交

付、ファミリーサポート利用料の助成、子育てお助けブックの配付、妊婦健康診査通院費の助成など、本町の独自事業を継続することで、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした切れ目のない支援を進めてまいります。

町民の健康推進については、本年度を始期とする第3期みんなすこやか厚岸21で掲げた「幼児のむし歯が多い」、「成人の喫煙率が高い」、「塩分摂取量が多い」の3点の重点課題をはじめ、各分野ごとに設定した目標値の達成と、さらなる健康意識の向上のため、本計画に基づく取組を推進してまいります。

食育の推進と自殺対策については、地域特性や地域事情に合わせ、関係機関・団体等と連携した取組を引き続き推進してまいります。

保健予防については、町民一人一人の命と健康に関わる分野であり、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、がん検診や特定健康診査、後期高齢者の生活習慣病検診の受診の必要性和制度の周知のほか、より受診しやすい環境整備を図るなど、引き続き受診率の向上に努め、町民の健康維持を推進してまいります。

また、日常生活に支障を来すおそれのある帯状疱疹の発症予防のため、リスクの高い65才以上の方へのワクチン接種費用に対する助成制度を創設いたします。

感染症対策については、これまでの新型コロナウイルス感染症予防の経験から日常的な予防対策が定着していますが、今後も流行期における迅速かつ適切な情報提供や対応に努めるとともに、流行の拡大を防ぐため、町内の医療機関や関係機関で構成する感染症情報共有連絡会議を通じ、各種感染症に対する危機意識の高揚と予防接種の勧奨を行ってまいります。

次に病院事業についてであります。

町立厚岸病院は、「つねに“やさしさ”をもって診療に専心する」ことを基本理念に、町民の命と健康を支える中核的な医療機関として、身近で信頼されるかかりつけ医による地域医療を推進してまいります。

診療体制については、本年3月末をもって外科医師1人が退職し、常勤医師3人体制となる中、定期支援医師を確保し、内科、外科及び小児科の基本診療に加え、釧路市内の総合病院との連携による整形外科及び脳神経外科の定期診療を行うほか、24時間救急と人工透析の医療提供体制を維持してまいります。

病棟体制については、急性期から慢性期までの様々な病態の患者の受入れに対応するとともに、高度医療や専門治療が必要とされる患者には、釧路市内の総合病院など高次医療機関への適切な紹介を速やかに行ってまいります。

医療従事者の確保については、医師はもとより看護師の不足が全国的な課題となっており、町立厚岸病院も同様な状況にあることから、この地域で必要とされる医療の確保と良質で安定した医療提供体制を維持するための最重要課題として、その確保に全力で取り組んでまいります。

病院経営については、人口減少などにより患者数が減少し、医業収益が減少するなど厳しい経営状況が続いていることから、町立厚岸病院経営強化プランに掲げた経営強化の取組を推進し、経営改善に努め、公立病院としての使命と役割を果たしてまいります。

小児救急やドクターヘリ運航などの広域救急医療については、管内市町村や関係機関

との連携により、その体制維持に努めるとともに、厚岸郡の救急医療体制についても、引き続き浜中町との協議を進め、連携して取り組んでまいります。

地域福祉については、第4期厚岸町地域福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、厚岸町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉に関わる機関や団体と連携した取組を行うとともに、特に家族介護者であるケアラーや複数の課題を抱える家庭への支援は、各制度ごとではなく総合的に連携して行う必要があることから、分野や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に向け、事業の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、本年度を始期とする第9期厚岸町高齢者保健福祉計画に掲げる目標を達成できるよう、本計画に基づく各種の事業や取組を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療機関や介護事業所をはじめとする関係機関との連携強化及び生活支援サービスの適切な運用や生活支援コーディネーターを中心とした地域の支え合う体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を通じ、現状における地域課題を検討しながら、関係機関とのネットワークの構築を進めてまいります。

さらに、緊急通報システム事業やSOSネットワークをはじめとする地域の見守り体制の構築を推進するとともに、認知症サポーターなどの人材養成や認知症に対する理解を深めるための普及啓発を進めていくほか、介護予防意識のさらなる向上を図るための元気いきいき高齢者応援事業を引き続き実施いたします。

特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターについては、指定管理者との情報共有を図り、継続的かつ安定的な管理運営と入居者・利用者の安心に資するため、引き続き施設の適切な維持管理を支援するとともに、第三者評価事業を実施してまいります。

また、老朽化した特別養護老人ホーム心和園等の建て替えに向けて、防災機能を備えた老人福祉施設の基本構想の策定に着手いたします。

介護老人保健施設ここみについては、入所者自らの力で日常生活を送ることができるよう、リハビリを中心としたサービスの提供に努め、引き続き安定した施設運営と超高齢社会を支える重要な役割を担ってまいります。

障がい福祉については、第5期厚岸町障がい者基本計画と本年度を始期とする第7期厚岸町障がい福祉計画に基づき、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業など、障がいのある人の地域での生活支援や自宅で常時介護する家族への支援などを引き続き実施するほか、経済的負担の軽減を図るため、身体障害者手帳の交付申請などの各種制度を利用する際に必要となる診断書等の取得費用や身体障害者手帳の交付対象とされない難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度を継続してまいります。

また、障がいのある人などが安心して暮らしていけるよう、釧路圏域における緊急時の受入れのための空床の確保と、その体制維持に努めてまいります。

さらに、第5期厚岸町障がい者基本計画の計画期間が最終年度を迎えることから、事業者や関係機関、団体等の意見を踏まえ、本年度中に第6期計画を策定いたします。

国民健康保険については、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健康診査の受診の必要性の周知と被保険者の行動変容を促す受診勧奨を行うほか、医療機関と連携し

たみなし健診等による未受診者対策を実施し、疾病の予防と早期発見、早期治療による医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の適正な課税と収納率の向上に努め、安定した事業運営を行ってまいります。

介護保険制度については、本年度を始期とする第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス利用者が適正なサービスを受けることができるよう、引き続き介護サービス事業者との連携に努めるほか、介護保険料に係る低所得者の軽減措置を継続するなど、適正な保険運営と円滑な制度運用に努めてまいります。

保健福祉事業については、要介護度の高い高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品購入給付券を交付する在宅介護用品給付事業や介護予防と筋力維持を図る貯筋健診事業を引き続き実施してまいります。

介護人材の確保については、介護資格取得費用に対する助成制度や、町内居宅介護支援事業所において不足している介護支援専門員の確保を図るための奨励金制度を継続してまいります。

生活保障と自立支援については、個々の生活相談に適切に対応し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの各種制度につなげるなど、生活実態に即した支援に努めてまいります。

また、低所得の高齢者世帯、ひとり親世帯を支援するため、福祉灯油等購入助成事業の制度を継続してまいります。

将来像の4点目は、「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」であります。

教育委員会と連携し、教育環境の充実を図ることは、私の重要な使命であります。総合教育会議を通じ、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育課題や、あるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進してまいります。

そこで、私に関する教育行政について申し上げます。

学校における教育環境の充実については、児童生徒の継続した学びを保障するため、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、感染症対策や熱中症対策をはじめ、状況に応じた適切な対処をしてまいります。

就学支援については、保護者負担を軽減するため、学校給食費の無償化や一部教材購入費の全額公費負担、修学旅行経費の半額助成、経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者への援助費の一部支給を引き続き実施してまいります。

また、厚岸翔洋高等学校については、通学バス定期券購入助成とスクールバスによる部活動の大会送迎を継続するとともに、入学志願者確保のため、学校と連携して道内外へ積極的に周知してまいります。

さらに、マイスター・ハイスクール指定校として運営委員会を通じて、地域に貢献し次世代に対応できるクリエイティブな人材を育成してまいります。

学校関係の施設整備については、厚岸小学校体育館の屋根改修のほか、学校給食センターの蒸気ボイラー更新及び空調機フィルター室内補修を行います。

生涯学習の推進については、コロナ禍で実施を見合わせていた姉妹都市のオーストラリア・クラレンス市との中学生等国際交流事業を再開する実行委員会への支援を継続してまいります。

文化財保護については、アッケシソウの試験栽培を継続するとともに、自生地の保護・増殖の研究及び観光資源への活用を研究機関等と連携して引き続き検討するほか、関係自治体との交流を図ってまいります。

スポーツの推進については、運動促進や競技能力向上のため、令和7年度からの温水プールの通年開館に向けた協議を進めるほか、多目的屋内スポーツ施設の利用促進を図るとともに、スポーツ合宿のさらなる誘致を進めてまいります。

将来像の5点目は、「多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち」であります。

広報活動については、広報あつけしや町要覧、ホームページ、SNSにより、町民の皆さんの暮らしに役立つ情報や町内の話題などを発信するとともに、広聴活動では、町民の声を広く取り上げ、町民参加による協働のまちづくりを促進してまいります。

庁舎の利用については、来庁者の利便性向上を図るため、見やすく分かりやすい案内表示と適宜の情報提供に努めてまいります。

自治会活動については、自治会への各種補助制度と地域担当職員制度による支援を継続するとともに、コミュニティー活動の拠点施設である集会施設については、引き続き適正な維持管理に努め、必要に応じた整備を実施してまいります。

人権意識の啓発については、町民に人権への理解を深めてもらうため、人権擁護委員や釧路地方法務局と連携して、啓発活動や人権教室を実施するとともに、特設人権相談の実施を支援してまいります。

交流活動については、友好都市の山形県村山市との物産交流等を引き続き実施するほか、村山市が本年11月1日に市制施行70年の節目の年を迎えるとともに、本町との友好都市提携をきっかけに誕生したむらやま徳内まつりが本年、30周年を迎えることから、これを機会にさらなる友好の絆を深めるため、むらやま徳内まつりの開催日程に合わせ、町民の皆さんと一緒に村山市を訪問する交流事業を実施いたします。

移住・定住については、各種支援制度の継続と、都市圏へのイベント出展など、効果的な情報発信を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、新たな募集を行うとともに、引き続き、定住を支援してまいります。

次に、行政運営についてであります。

行政組織機構については、これまでもその時代に合わせた見直しを行ってまいりましたが、人口減少が進む中、社会情勢の変化や複雑化する行政需要、多様な町民要望に対応するためには、限られた人員の効果的な配置と専門的かつ高度な職務遂行能力を身につけた職員、いわゆる「人財」の育成が肝要であります。

このため、引き続き厚岸町職員定員管理計画の確実な実行と厚岸町職員人財育成基本方針に基づく職員研修の充実に努めるとともに、人事評価制度の適正な運用を図るほか、職員の定年年齢の引上げにより、高齢期職員の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次の世代に承継する機会を創出し、限られた人員で最大の効果を発揮できる組織を構築してまいります。

また、職員の働き方改革を推進するため、事務事業の見直しや効率化に取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。

令和6年度予算編成に当たり、その基本となる国の地方財政計画では、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税を1.7%の増とするなど、必要な一般財源総額を確保する内容となっています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の一般会計予算案は、約127億1,900万円で、前年度に比較して24%、約24億5,800円の増であります。

歳入予算について、町税は、主に償却資産の増加などによる固定資産税の増額を見込み、約11億5,700万円を計上、ふるさと納税による寄附金は、前年度に比較して4億円増の11億円を計上しています。

ふるさと納税については、町の貴重な自主財源として様々な施策の実施に有効活用しており、今後も寄附者の満足度向上を図り、関係人口の創出・拡大につなげるため、より一層の返礼品の充実や旬な話題の提供などを行うとともに、企業版ふるさと納税の拡大にも取り組んでまいります。

普通交付税は、町税などの増額による基準財政収入額の増額を見込み、前年度に比較して約1,800万円減の約34億9,000万円を計上、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債は、国から示された伸び率による試算を踏まえ、前年度に比較して約1,700万円減の約1,000万円を計上しています。

歳出予算について、投資的経費は、前年度に比較して約20億1,800万円増の約43億100万円、人件費は、前年度に比較して約700万円増の約19億1,300万円、公債費は約4,300万円減の約9億9,400万円を計上しています。一般会計から特別会計と企業会計への繰出金等は、約11億4,000万円を計上し、一般会計と五つの特別会計及び三つの企業会計を合わせた当初予算案の合計は、約187億7,800万円で、前年度に比較して17.3%、約27億7,000万円の増であります。

また、一般会計の収支不足額は、前年度に比較して約1億800万円減の約12億6,200万円で、同額を基金から取り崩し、収支の均衡を図っています。

町財政については、多様化する町民ニーズや重点課題に対応するため、これまで可能な限りの施策を講じてきた反面、今後は人口減少が加速することに加え、近年の大型事業実施に伴う多額の町債発行により、向こう数十年にわたる公債費の大幅な増加が避けられず、このままでは新規事業の実施はもとより、既存の町民サービスを維持することさえも危ぶまれる局面を迎えることが確実視されます。

このような中、第6期厚岸町総合計画に掲げた「めざすまちの姿」を実現させるためには、当面の取組として、ふるさと納税のさらなる推進や新たな財源確保を図ることはもとより、人件費や扶助費等を含めた経常的経費の抜本的見直し、町有施設等の最適化など、長期的な視点を持って進めなければならない多くの課題があります。

未来への投資は、健全な財政運営があってこそ、初めて可能となります。そのためには、今後さらなる大型事業を控えるに当たり、これまでになく大胆な行財政改革に取り組む必要があることに留意しつつ、将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

以上、令和6年度の町政運営を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要に

ついて申し上げました。

今、国政に対し、国民の厳しい目が注がれています。私は、令和3年度の町政執行方針において、中国の思想家、孔子の残した語録から「民信無くんば立たず」を引用し、政治を行う人が国民の信頼を失ったら政治は成り立たないということを申し上げました。

このことを改めて町職員ともに肝に銘じ、町民に信頼される町政を推進してまいります。

そして、私は町長として、その使命を果たすため、「初心を忘れず」これまでの政治生活で培ってきた知識と経験、職員の持つ構想力と実行力、さらには町民の皆さんの英知を結集し、どんな困難があってもそれを克服する勇気とたゆむことなく挑戦する姿勢を持ち続け、当面する課題に果敢に取り組んでまいりたいと決意を新たにしております。

町議会議員の皆さん、町民の皆さん。共に力を合わせて、厚岸の未来を切り拓いていくではありませんか。

皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の所信といたします。

ご清聴、ありがとうございました。

- 議長（大野議員） 次に、教育長に教育行政施行方針の説明を求めます。

教育長。

- 教育長（滝川教育長） 令和6年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

人口減少・少子高齢化の進行や、情報化・グローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、国は第4期教育進行教育計画において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を示しました。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、多様な個人や地域社会が幸せや豊かさを目指すウェルビーイングを実現していくためには、教育の果たす役割は極めて重要となります。生きていく上で必要な基礎的な資質や能力を育む家庭教育、社会の中でたくましくしなやかに生き抜く力を育む学校教育、生涯を通じてよりよい社会と幸福な人生を自ら創り出す力を育む社会教育、それぞれが有機的・持続的に結びつくことで、生涯にわたって学び、支え合うことができる社会の実現が図られます。

教育委員会といたしましては、厚岸町教育大綱において、「郷土に立ち、未来を見つめ、共に歩む人」を基本理念に掲げ、町民一人一人が生涯を通して、学んだり活動したりできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる仕組みづくりを進めていくとともに、家庭教育、学校教育、社会教育のより一層の充実と連携の強化を図り、誰一人取り残すことのない生涯学習社会の実現を目指してまいります。

教育行政の執行に当たりましては、第6期厚岸町総合計画や厚岸町教育大綱を基に、町の教育・文化・スポーツの進行を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら所管する施策を推進してまいります。

次に、本年度の主要な施策について申し上げます。

第1は、管理課・指導室所管事項についてであります。

学校教育におきましては、学習指導要領の理念及び趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関の連携を基盤とした安全・安心な教育環境の下で、組織的かつ計画的に組み立てられた教育課程を実施するため、次の五つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身につけさせるとともに、これらを活用して新たな課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことについて申し上げます。

1点目は、個別最適な学びの推進です。児童生徒一人一人が学習の主体となって、「分かった」、「できた」と実感できるよう、少人数指導やチームティーチングを行いながら、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

2点目は、協働的な学びの推進です。学習の中で一人一人の学びを基にしながら、仲間と一緒に問題を解決したり、互いの考えを深め合ったりする学習を通して、個の学びが集団の中のよさとして生かされながら、多様なものの見方や考え方を育むとともに、互いに高め合う風土の醸成に努めてまいります。

3点目は、ICTの積極的活用と授業改善です。タブレット端末は、教科書・資料としての活用、ノートとしての活用、意見を共有するための活用、情報を蓄積するための活用など、様々な場面で学習用具として使用されております。授業におけるより有効な活用法、特に児童生徒が探求的な学習の中で明らかになった考えや意見などをまとめ、表現する場面での活用法について研修を行いながら、教師の指導力の向上と授業改善に努めてまいります。また、校外や家庭の活用も増えることが想定されることから、児童生徒の操作能力の向上にも努めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

夢や目標に向かって主体的に考え判断し行動するたくましい心と、人や社会と協調して共に生きるしなやかな心を育むことについて申し上げます。

1点目は、道徳教育の充実です。自分の考え方や感じ方を整理したり、他者の考えに触れたりしながら、自己の道徳的価値を磨き、自尊心や規範意識を高め、自分を見つめ、生き方について深く考える機会としての道徳科の授業改善を進めるとともに、日常的な指導を通して道徳的実践力の向上を図ってまいります。また、保護者との連携を図り、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を育成するための情報提供や啓発を行ってまいります。

2点目は、体験活動の充実です。地域の人材や環境を活用した直接的・間接的な体験によって、感動や達成感の味わえる学習を実施します。また、学校・家庭・地域といった集団の中で、自己の有用感を感じながら、互いを尊重し、共感し合える集団の育成に努めてまいります。

3点目は、生徒指導の充実です。いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に関して、学びの保障や健全育成の観点から、教職員の共通認識の下で、適切な児童生徒理解と組織的な対応を行い、関係機関と連携しながら、未然防止と早期発見、早期解決に努めてまいります。

4点目は、読書活動の充実です。厚岸町学校図書館ガイドラインを基に、学校図書館の運営組織や教職員の役割を明確にすることで、学校全体で取り組む学校図書館の運営体制を整備します。また、情報館との連携を強め、厚岸町の図書環境を生かした読書活動を推進してまいります。

5点目は、情報モラル教育の充実です。日常的にインターネットを使用する児童生徒が、モラルと節度をもって行動し、トラブルに遭遇しないよう、個人情報保護や人権侵害、著作権の理解など、ルールやマナーに対する理解を深め、相手意識を尊重した行動ができるよう指導を継続するとともに、児童生徒が自主的に考える場を設定してまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

生涯にわたって、豊かで充実した社会生活を送るための土台となる健康な体を育むことについて申し上げます。

1点目は、健康の維持・体力の向上です。新型コロナウイルス感染症の影響や部活動・少年団活動に参加する児童生徒の減少などから、近年、児童生徒の体力は低下する傾向にあり、新体力テストの結果から特に短距離走や持久走が全国に比べて低い状況にあります。体育の指導の中で持久力や俊敏性を高める基礎運動を継続的に取り入れるなど授業改善を図ってまいります。また、体力に関する意欲の向上を図るために、校内での環境整備や啓発を行うほか、運動習慣の実施など運動機会の確保を図り、体力の向上に努めます。併せて自分の健康や体の成長に目を向けるための保健指導の充実を図ってまいります。

2点目は、食育の充実です。栄養や食事についての正しい知識が身につくよう、給食指導や栄養教育による学習等、食に関する指導の充実を図るとともに、地元食材を使った「ふるさと給食」を通して、食生活を支える環境についての理解を深めてまいります。また、児童生徒の食物アレルギーについて、保護者及び学校と情報共有をしながら対応し、安全・安心な給食の提供を継続してまいります。

重点の4は、「ふるさとキャリア教育の推進」についてです。

地域への理解と愛情を深め、地域づくりに積極的に関わり、学んだことを積極的に表現しようとする態度を育むとともに、社会における自らの役割や将来の生き方を主体的に考え行動する力を育むことについて申し上げます。

1点目は、ふるさと教育の推進です。厚岸町の豊かな自然環境や地域の産業・文化に関する理解を深めるふるさと教育を継続するとともに、自分を取り巻く周辺環境に着眼し、疑問や課題を見つけ、体験したり調べ考えたりしたことをまとめ・表現する探求的な学びの過程を通して、ふるさとに対する理解を深め、大切にしようとする心情を育んでまいります。また、コミュニティ・スクールと連携し、地域の力を生かした教育活動の充実を図ってまいります。

2点目は、キャリア教育の推進です。児童生徒が学習や活動の内容を記録し、自己の成長を振り返りながら将来への目標が持てるようキャリア・パスポートの活用を継続してまいります。また、地元企業交流会や職場体験を継続するとともに、企業による出前授業を活用しながら、児童生徒の社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育んでまいります。

重点の5は、「学びの保障」についてです。

児童生徒一人一人が等しく生き生きと学ぶことができる支援及び環境整備について申し上げます。

1点目は、不登校等児童生徒への教育支援です。不登校または不登校傾向の児童生徒の学習支援として、校内教育支援ルームや町内教育支援センターと設置、オンライン授業による自宅での学習など、教育環境の充実を図ってまいります。

2点目は、暑さ対策です。熱中症を防止するため、熱中症対策ガイドラインにより適切に対応するとともに、各校に一時的に涼むことができる場所を設け、安全・安心な教育環境を整えてまいります。

3点目は、ICTを活用した教育支援です。タブレット端末を家庭学習に活用するほか、臨時休業や長期欠席などで児童生徒が学校での授業を受けられない場合でも、自宅から授業に参加することなどができるよう、学びが継続できる取組を進めてまいります。

4点目は、特別支援教育の充実です。特別な支援を要する全ての児童生徒に対して、よりよい教育支援ができるよう、道費負担職員の基準配置に加え、学級支援員の増員配置による人的支援を継続してまいります。また、教員の特別支援教育についての理解が深まるよう、特別支援免許講習の受講促進や研修内容の情報共有を進めてまいります。

5点目は、防災教育の充実です。児童生徒を取り巻く環境に内在する危機に適切に対応するために、各校の危機対策マニュアルの点検と見直しを適時行ってまいります。また、防災意識を高めるために町の防災訓練に参加し、児童生徒や教職員の防災意識の充実も図ってまいります。

6点目は、学校給食事業の充実です。安定的に学校給食を提供するため、蒸気ボイラーや揚げ物調理機器の更新などを行ってまいります。また、学校給食費の公会計制度を導入し、管理の効率化や透明性の向上を図ってまいります。

7点目は、地元高校への支援です。厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入助成の継続により、保護者負担の軽減を図るとともに、入学志願者確保のため、厚岸翔洋高校と連携して道内外へ積極的に周知してまいります。また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を行い、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

8点目は、働き方改革です。教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の確保に努めるとともに、業務の効率化、精選を継続し、教育委員会と学校が一体となり、働き方改革に取り組んでまいります。

9点目は、誰もが自分の意見や気持ちを安心して表現できる心理的安全性の確保です。児童生徒や教職員が教室や職員室等において、心理的安全性を確保し、アイデアなどを発言・行動しやすい環境にするため、児童生徒対象の楽しい学校生活を送るためのアンケートや教職員対象のストレスチェックを実施するとともに、その結果を踏まえた取組を進めてまいります。

第2は、生涯学習課所管事項についてであります。

生涯教育においては、幅広い年代の全ての人が芸術や文化、スポーツ等を通じて生活に潤いを感じ、幸福な人生を自ら創り出す力を育むことができるよう、次の五つの重点

に取り組んでまいります。

重点の1は、生涯学習事業の充実についてです。

青少年の健全育成をはじめ、子育て世代や高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、町民の皆さんの個性と教養が発揮され、その成果が活かされる生涯学習機会の充実について申し上げます。

1点目は、生涯学習事業の推進と情報の提供です。各種サークルや団体、関係機関と連携して学びや体験事業の推進を図るとともに、生涯学習情報誌やSNS等を活用して情報提供に努めてまいります。

2点目は、体験活動の充実と青少年の健全育成です。通学合宿等による世代間交流や体験活動の充実を図るとともに、規則正しい生活習慣の習得に向け、「早寝・早起き・朝ごはん」の普及に努めてまいります。

3点目は、児童生徒による交流事業の推進についてです。コロナ禍により、厚岸の子どもたちの訪問が途絶えていた姉妹都市・中学生等国際交流事業では、オーストラリア・クラレンス市訪問を再開するとともに、友好都市子ども交流事業では、山形県村山市を訪問いたします。各地域の風土や文化に触れ、物事を広い視野から多面的に考え、判断する力を身につけた人材の育成を図ってまいります。

4点目は、芸術文化の振興です。幅広い年齢層を対象とした芸術鑑賞の機会を提供するとともに、町内文化サークルの活動や文化事業への支援に努めてまいります。

5点目は、部活の地域移行です。これまでの検討を踏まえ、休日における一部の部活動をモデルケースとして地域への移行を図るとともに、今後、全ての部活動の地域移行の実現に向け、引き続き検討してまいります。

重点の2は、「文化資源の保護と活用」についてです。

厚岸町が有する文化財や海事・天文に関する文化資源の有効活用を図るとともに、その保存・普及・伝承に努める海事記念館事業について申し上げます。

1点目は、アッケシソウについてです。試験栽培と自生地の踏査を継続し、関係機関等との連携により生育環境についての研究を進めるとともに、アッケシソウのある岡山県浅口市との学校間交流や担当者同士の情報交換を行ってまいります。また、町民と一体となってアッケシソウの保護増殖に努め、学校の授業においてもアッケシソウについて取り組んでもらえるよう周知や出前授業を行ってまいります。

2点目は、博物館活動の推進です。厚岸町の海事や郷土に関わる物品の収集や聞き取りを行うとともに、貴重な歴史資料の蓄積を進めながら、常設展示の充実や企画展を開催するなど、町民や観光客が厚岸町の歴史への理解を深める取組を推進してまいります。また、プラネタリウムについては、魅力ある番組の制作に努めるなど、星座や宇宙について楽しみながら学ぶことができる取組を行ってまいります。

3点目は、文化財活動の充実です。指定文化財の保護活動を継続するとともに、学校への出前授業を行うなど、活用に努めてまいります。また、町内の遺跡から出土した遺物の保存処理や発掘調査を実施してまいります。

重点の3は、「図書・情報サービスの充実」についてです。

町民の皆さんが相互の交流を深めながら多様な図書等の情報を取得できる拠点としての情報館事業について申し上げます。

1点目は、図書環境の充実です。4年次を迎える第三次厚岸町子ども読書活動推進計画などをはじめとする各種計画に基づき、乳幼児から高齢者までの幅広い図書館サービスを充実するため、読み聞かせボランティア団体や学校司書など、関係機関と連携して各種事業を推進し、町民の皆さんの生涯にわたる読書環境の充実に努めてまいります。

2点目は、図書館活動の充実です。町民の皆さんの交流の場として親しまれる図書館を目指し、幅広い年齢層を対象とした作品の展示や絵画展など、施設を活用した事業の充実と環境づくりに努めてまいります。

3点目は、各種サービスの充実です。町民の皆さんのニーズに合わせた新たな情報技術の取得を支援するパソコン講座などを開催するとともに、調べものなどの問合せに応じるレファレンスサービスの充実と、きめ細かなサービスとして町内を巡回する図書館バスの運行を継続してまいります。

4点目は、電子図書館の活用です。電子図書館の利用拡大を図るため、郷土資料や行政資料を含めた電子書籍の蔵書の充実と周知に努め、「いつでも・どこでも・だれでも」利用できる図書館を目指してまいります。

重点の4は、「健康や体力の保持増進」についてです。

運動に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、気軽に健康づくりや体力づくりに取り組める環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、講習会や各種授業の充実です。幅広い世代の方が無理なく始められる種目を取り入れた各種の講習会や事業を実施してまいります。

2点目は、指導者研修の実施です。スポーツを長きにわたって楽しめるよう、スポーツ障害の防止や健康に関する講演会を開催し、指導者や保護者の皆さんの知識や技術の習得を支援してまいります。

3点目は、温水プール事業の充実です。幅広い年代に対応した各種水泳教室や水泳指導を継続し、町民の皆さんの健康や体力の維持増進、泳力向上が図れるよう支援するとともに、木質バイオマスボイラー導入に伴う年間開館に向けた検討を進めてまいります。

重点の5は、「スポーツの振興」についてです。

多くの町民の皆さんがスポーツの価値や魅力を実感し、積極的にスポーツ活動に参加できる環境を整えることについて申し上げます。

1点目は、スポーツ合宿の誘致です。町民の皆さんがより高い競技レベルと接し、技術の向上が図られるよう、多目的屋内スポーツ施設等の活用として、プロスポーツをはじめ、社会人や大学等のチームに対しスポーツ合宿の誘致について働きかけてまいります。

2点目は、スポーツ事業の推進です。多くの町民の皆さんに満足して利用いただけるよう、宮園公園内の各スポーツ施設においても魅力ある事業を開催してまいります。

3点目は、海洋スポーツの振興です。恵まれた自然環境に調和する海洋スポーツの普及に努めてまいります。

4点目は、スポーツ事業の支援についてです。スポーツ団体などの競技レベルの向上や費用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成や町のスポーツ基盤を支える各種団体の充実を図り、組織運営を支援してまいります。また、保護者の負担を軽減するため、

練習に参加する少年団員の送迎や町外の大会への送迎も行ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げます。

第6期厚岸町総合計画では、「めざすまちの姿」の実現に向け五つの将来像を設定し、その一つを「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」としております。将来像の実現のためには、豊かな自然や文化を守り、次代を担う人や産業を育て、活力ある持続可能な町づくりを足元から取り組むことが最も重要であり、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた私たちの使命と考えています。

また、その根拠となる課題を「地域で子どもを育てる教育体制の構築と教育環境の整備充実」としてしております。これは、厚岸町のみならず全国の教育行政が直面している喫緊の課題です。令和6年度の教育行政の執行に当たり、「地域で子どもを育てる」ことの具現化、「学びの環境づくり」の推進、この2点を最重要課題として取り組み、各課が一体となって持続可能な生涯学習社会の実現を目指してまいります。

そのために、教育委員会といたしましては、総合教育会議などで町長と相互の連携を図りつつ、教育行政としての使命を果たしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 以上で、町政執行方針と教育行政執行方針の説明を終わります。

●議長（大野議員） 日程第7、選挙第1号 厚岸町選挙管理委員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙管理委員の選挙の方法は、厚岸町議会会議運用内規40の規定により、指名推選により行うことを例とするとなっておりますが、そのように進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により進めます。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

厚岸町議会会議運用内規41の規定にありますとおり、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、室美津雄さん、一戸智子さん、市川淳一さん、松澤武夫さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました室美津雄さん、一戸智子さん、市川淳一さん、松澤武夫さん、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

- 議長（大野議員） 日程第8、選挙第2号 厚岸町選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙管理委員の補充員の選挙の方法は、厚岸町議会会議運用内規40の規定により、指名推選により行うことを例とするとなっておりますが、そのように進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により進めます。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

厚岸町議会会議運用内規41の規定にありますとおり、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の補充員には、豊原隆弘さん、佐田靖彦さん、高橋美佐子さん、小川洋志さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました豊原隆弘さん、佐田靖彦さん、高橋美佐子さん、小川洋志さん、以上4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補欠の順序についてお諮りいたします。

補欠の順序は、ただいま議長が示しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、補欠の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、議案第3号 令和6年度厚岸町一般会計予算、議案第4号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第8号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第9号 令和6年度厚岸町水道事業会計予算、議案第10号 令和6年度厚岸町下水道事業会計予算、議案第11号 令和6年度厚岸町病院事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第3号 令和6年度厚岸町一般会計予算から議案第8号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第9号 令和6年度厚岸町水道事業会計予算、議案第10号 令和6年度厚岸町下水道事業会計予算の内容について、お配りしている提案理由説明書のとおりでございます。また、議案第10号は、令和6年度より公営企業会計の予算となるため前年度の記載はありませんが、別にお配りしている議案第10号説明資料にて、令和5年度下水道事業特別会計当初予算を公営企業会計の形に置き換えた前年度予算比較を参考に供してください。

大変簡単なお説明でございますが、ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第11号 令和6年度厚岸町病院事業会計予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和6年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後1時04分休憩

午後1時08分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、議案第12号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算、議案第13号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第15号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第16号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第17号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第18号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第19号 令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第20号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第12号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）から議案第18号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第19号 令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について、お配りしている提案理由書のとおりでございますので、ご審議のいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第20号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時15分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第11、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 令和6年第1回定例会開催に当たり、能登半島地震によりお亡くなりになら

れました241名の方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。多くの皆様が、甚大な被害を被られましたが、困難に打ち勝ち、心身ともにご健勝になっていただきますよう、ご祈念申し上げます。

それでは、はじめに、令和6年度の目玉事業について質問いたします。

防災交流センターの事業内容と財源内訳、事業スケジュールと名称はどのようになりますか。

建設に当たり、地域住民をはじめ、町民の声を取り入れ検討されたと思います。検討の結果、どのような配置、機能を持った建物になりますか。

また、運営方法について説明をしてください。さらに、商工会は、どのようになるのかお尋ねいたします。

2点目、猛暑対応に係る冷房設備設置について質問いたします。

保育所と児童館に冷房設備の設置を検討されていると思いますが、その事業内容と事業費の説明をしてください。

さらに、小中学校の保健室に冷房設備の設置を検討されておりますが、令和6年度の事業内容と、その後の各教室への設置計画はどのようになりますか。

2項目めです。物価高騰対策について質問いたします。

厚岸の町民、みんなが物価高騰に苦慮しております。令和6年度の国と厚岸町の対策について説明をしてください。

2点目、酪農支援策についてでございます。令和5年に5件、令和6年も3件の離農が発生し、酪農を取り巻く環境は著しく厳しいものがあります。鶴居村では、経産牛1頭につき、道の5,000円支給に村がさらに5,000円の上乗せ支給をします。厚岸町は、この上乗せをどうされ、酪農業への支援策を考えていますか。

3項目め、港町の浸水対策と港町湖岸通りの岸壁改修整備について質問いたします。

令和6年度とそれ以降の旧市場岸壁越波対策について、その内容を説明してください。

2点目です。港町3条通りは、令和5年、2回浸水により通行止めとなりました。実際は、この道路冠水は2回をはるかに上回っております。早期対策が必要ですが、町の対応策についてお尋ねいたします。

3点目、港町湖岸通りの岸壁についてであります。岸壁のコンクリートも砕かれ、危険な状況です。近隣住民は浸水のおそれがあり、不安に思っております。大規模改修が必要と考えますが、町の所見をお伺いいたします。

4項目め、小学校1年生から6年生まで利用の児童館について質問いたします。

児童館の児童受入れは、きめ細かいスケジュール表の作成など、学校との連携が不可欠であります。具体的に、日々どのように連携されているのか説明をしてください。

2点目です。友遊児童館では、勉強のときスペースが狭く、ホールにテーブルを設置して勉強することもあり、またゲーム等に使用する備品の置き場が狭くなっています。改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。両児童館がそれぞれ利用しております梅香町児童公園と港町1号公園です。いずれも遊具は少なく、それも一部損傷しております。長期計画を立て、遊具の更新や新設をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の令和6年度の日玉事業についてのうち、(1)アの「(仮称)防災交流センターの事業内容、財源内訳、スケジュール、名称」についてであります。事業内容は、太平洋沿岸で想定される巨大地震等に伴う津波が発生した際に、港町地区と真栄地区の一部に係る津波避難困難地域を解消し、町民の命を守るための津波避難ビルを、老朽化により改築が必要となった生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として整備するものであります。

構造は鉄筋コンクリート造4階建てで、想定される津波の力を考慮した堅牢な構造としており、延べ床面積は約2,574平方メートルであります。

また、建設予定地で想定される津波の基準水位より2メートル高い約10メートルの床高の3階を避難場所とするほか、冬季の避難を考慮して屋内にスロープを設置し、照明や暖房機器などの電力を確保する非常用発電機を備えることとしております。

総事業費は、令和4年度の基本設計から令和7年度の施設完成までの全体で31億9,027万5,000円、財源内訳は国の交付金が13億3,490万円、北海道の補助金が4,457万6,000円、地方債は、公共事業等債が6億80万円、緊急防災・減災事業債が11億5,620万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金が1,360万円、令和5年度に収入済みの企業版ふるさと納税の事業費と財源内訳については、別に配付している資料をご覧ください。

事業スケジュールは、令和4年度に基本設計を、本年度に実施設計と建設予定地の商工会館の解体を行っており、建設工事を令和6年度から令和7年度までの2か年の継続事業として、外構工事と生活改善センターの解体工事を令和7年度に実施する計画であります。

名称については、事業の名称を(仮称)厚岸町防災交流センターとしており、現時点では、これを正式名称とする考えであります。

次に、イの「町民意見を検討した施設の配置と機能及び運営方法」についてですが、施設の配置は、厚岸湖側の町道港町3条通りとその反対側の港町1号公園通りの両方から避難可能な配置としております。

機能は、これまで実施した生活改善センターを利用する団体への聞き取りや住民説明会において、津波避難場所の整備とともに、生活改善センターと同様の機能を望む声が強かったため、津波避難ビルの機能に併せて、研修室や調理室など多目的に使用可能な地域交流機能を持つ施設としております。

運営方法は、生活改善センターと同様、指定管理者による管理を予定しております。

次に、ウの「商工会はどのようになるか」についてですが、商工会の事務所については、令和4年4月に同会から本施設内への事務所の設置について要望を受けており、町では、施設の整備に当たり解体となる同会事務所の代替として、施設内に事務所を確保することで協議を進め、実施設計に取り組んできたところで、施設完成後においては、1階管理室に同会事務所を設置する予定であります。

次に、（２）のアの「保育所と児童館に係る冷房設備の事業内容と事業費」についてであります。保育所のうち、しんりゅう保育所とあつけし保育所では1歳児から5歳児までの各保育室に冷房設備を整備し、事業費は、しんりゅう保育所が740万3,000円、あつけし保育所が714万4,000円、財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金を予定しております。

太田へき地保育所では、保育室1室に冷房設備を整備し、事業費は39万3,000円、財源は一般財源であります。

また、友遊児童館と子夢希児童館及び子育て支援センターでは、スポットクーラーをそれぞれ2台ずつ整備し、事業費は1施設当たり45万1,000円、財源は国と道の子ども・子育て支援交付金を予定しております。

イのご質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

続いて、2点目の物価高騰対策についてのうち、（１）の「令和6年度の国と厚岸町の対策」についてであります。町では、国から交付予定の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分3,737万4,000円を活用し、町民1人当たり4,000円分の「がんばろう厚岸応援券」の発行を予定しており、令和6年度予算に計上しております。

また、今年度からの繰越事業として、低所得世帯への7万円給付や住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付のほか、低所得者世帯に属する18歳までの子ども1人当たりに対し5万円の給付を行います。

このほか、一定の所得要件を満たす所得税・住民税課税者に対し課税者とその被扶養者1人当たり、令和6年分所得税3万円と令和6年度住民税1万円の定額減税を行います。

さらに、定額減税額が課税額を上回った場合には、上回った額を1万円単位で切り上げ、給付金として給付する予定のほか、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税世帯となる世帯に対し、10万円を給付する予定であります。

なお、これらの給付に必要となる予算については、住民税課税額の確定後に計上を予定しております。

次に、（２）の「酪農業への支援策」についてであります。酪農を取り巻く環境に好転の兆しが見えない中、北海道が行う酪農業への支援策に上乘せ支援をする町村もありますが、当町では国の支援のほか、北海道の支援も実施されることから、現時点では、町独自の酪農に対する支援は考えていなく、前段で申し上げた「がんばろう厚岸応援券」を発行することで、全町民に対し支援することとしております。

なお、令和6年度における酪農支援策については、新規就農者誘致奨励事業補助金を始め、防衛予算を活用した大規模農業用機械整備事業や道営草地整備事業などを予定しております。

今後も、農業振興に向けた様々な施策を展開することで、農家の皆さんが安心して生産活動に従事できるよう取り組んでまいります。

続いて、3点目の港町の浸水対策と港町湖岸通りの岸壁改修整備についてのうち、（１）の「令和6年度とそれ以降の旧市場岸壁越波対策」についてであります。国の特定漁港漁場整備事業により、令和5年度から旧第2・第3市場前マイナス4メートル

岸壁のかさ上げ整備が始まっており、令和6年度については、引き続きマイナス4メートル岸壁のかさ上げ整備等が予定されております。また、それ以降の対策については、マイナス3メートル岸壁、マイナス2.5メートル物揚場の順にかさ上げ整備が行われる予定であり、当町としては、着実な事業推進について、今後も国へ要望してまいります。

次に、(2)の「港町3条通りの冠水対応策」についてであります。港町3条通りの冠水は、主に、潮位が高い満潮時に低気圧が接近することで厚岸湖水面が上昇し、海水が雨水枒から逆流することで発生しています。

このため、現時点では、道路冠水時において、潮位が下降するまで通行止めによる対応を行っているところであります。

解決策としては、道路のかさ上げをすることで、道路冠水を解消することが可能と考えますが、接続する他の路線や周辺の住宅及び水産加工施設等との高低差による雨水の滞水や流入などが課題となります。

このため、今後においても、気象条件と当該地区の現況を注視しながら通行止めの対応を図るとともに、さらにその対応策について検討を進めてまいります。

次に、(3)の「港町湖岸通り岸壁の改修」についてであります。今後、国の特定漁港漁場整備事業において、護岸のかさ上げ整備が行われる予定で、令和5年度では測量を実施しております。

本体事業の実施年度は、現在確定していませんが、それまでの対応については、護岸管理者である北海道から、通常の維持管理の中で対応する旨の回答を得ております。

現在、一部、大型土のうを設置することで対応していますが、護岸の早期整備に向けて、国及び北海道に対し働きかけてまいります。

続いて、4点目の小学1年生から6年生まで利用の児童館についてのうち、(1)の「児童館の児童受入れに係る学校との連携」についてであります。児童館では、きめ細かいスケジュールは作成していませんが、年度当初には、1年間の学校のスケジュールをいただき、児童館行事の組み立てを行うとともに、毎日、下校時から児童を受け入れる施設であるため、全学年の時間割を毎週学校からいただき受入れ準備を行っております。

また、インフルエンザ等による学級閉鎖や、暴風雪等の異常気象による臨時休校・短縮授業等については、児童の受入れに関わることであるため、決定後、速やかに児童館に連絡をしていただくこととしております。

次に、(2)の「友遊児童館が狭く改善が必要では」についてであります。今年度、友遊児童館では、最大で100人の登録があり、平均すると毎日50人程度の利用があります。

夏休み・冬休み等の長期休暇時は、午前中に学習の時間を設けているため、利用人数によってはクラブ室・図書室だけではスペースが不足し、ホールで学習することもあります。日常的に使わないものを物置に収納するほか、壁面収納を活用することで、児童の活動場所を確保しております。

友遊児童館の1日の利用人数は、平成30年度は平均65人程度ありましたが、現在は減少しており、また、近年の出生数の減少状況を見ると、今後さらに減少していくことが

見込まれるため、現在の施設を工夫しながら活用していきたいと考えております。

次に、(3)の「梅香町児童公園と港町1号公園の遊具の更新、新設」についてであります。梅香町児童公園には、複合型遊具1台、4連ブランコ1台、シーソー1台、港町1号公園には、滑り台1台、特殊山型遊具1台、4連ブランコ1台、スプリング遊具2台を設置しており、毎年有資格者による定期点検や職員による日常点検を行い、必要な修繕を行いながら維持管理しております。

公園に求められるニーズは、小さなお子さんから高齢者まで、多種多様であり、環境面における利用者の安全性や快適性の確保が重要になります。

このため、町では現在策定している、令和6年度から令和15年度までを期間とする厚岸町公園適正化計画で、施設機能の維持管理や遊具を中心とした施設整備について、検討を行っております。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1点目の令和6年度が目玉事業のうち、小中学校の冷房設備設置についてお答えいたします。

町内小中学校への冷房設備設置は、本年3月末までに全ての小中学校の保健室へ冷房設備を設置するところですが、令和6年度においては、全ての小中学校で児童生徒が一時的に涼むことができる場所1室を設けるため、本定例会でご審議いただきたく、令和6年度厚岸町一般会計予算において、スポットクーラーを整備する予算を提出しているところであります。

各教室等への設置計画ですが、当町においても厳しい暑さが繰り返される可能性もあることから、児童生徒や学校職員の健康維持のため、各学校の普通教室や特別教室などへ冷房設備の設置を検討いたしました。多額の費用を要し財源確保が難しいことから、各教室等への設置計画を見送りとしたところであり、今後の各教室等への配置計画は未定となっております。

教育委員会では、昨年8月に厚岸町立小中学校における熱中症対策ガイドラインと熱中症予防フローチャートを策定したところであり、適切な学校生活、学校教育活動が実施されるよう、暑さ指数WBGTを基準とした運動・行動の指針に基づき、学校及び保健福祉課と連携しながら熱中症対策を適切に実施してまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 再質問をいたします。

まず、防災交流センターでございます。簡潔な答弁、資料を提出していただきましてありがとうございます。

資料の3ページを見ていただきたいと思います。資料の3ページなのですが、この中に左上のほうに管理室とございます。ここに商工会が入るのかなと判断したのですが、それでよろしいでしょうか。

それから、答弁では4階建てと言われました。4階ということは、屋上なのかなど。ここには、4階には電気室のみで、上のほうは平らでございますから、避難可能な屋上と理解をしておりますが、これでよろしいでしょうか。

さらに、4ページを見てください。この図面でいう4ページは、2階の平面図でございます。大研修室の上部、2階部分ですからここは吹き抜けだと思っておりますけれども、それ以外に罰点書いているところがたくさんあります。物置き以外は空間スペースだと判断をしたのです。それで、この空間スペースの有効利用というのはできないのかどうか、この点についてまずお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） お答えいたします。

まず、図面3ページの商工会が入る部分ですが、ご質問者がおっしゃいますとおり、左上の管理室というところに商工会が入る予定となっております。

それと、4階建てで、電気室が4階で、あとは3階の屋根部分といいますか、屋上になっておりまして、そこは質問者がおっしゃいますとおり、避難可能な屋上のスペースとなっております。

それと、4ページの物置きと吹き抜き以外のバツのところの空間、こちらも質問者がおっしゃいますとおり空間となっております。この建設、建物の必要な部屋ですとか、そういったものを確保した上で、さらに避難場所を3階の10メートルという高さを確保する上で、どうしてもこの2階部分に当たる不要なスペースといいますか、空間が生じてしまうということになってございます。この空間を有効活用するとなりますと、それに伴います設備ですとか床材、壁材ですとか、そういった必要な経費がかかってまいります。事業費が上がってしまう。さらには、ここが交付金上、交付金が避難場所を対象とした部分に対しての交付金なものですから、交付金対象外面積が大幅に増えてしまうと、交付金額がそれに見合っただけ減ってしまうというようなこともございますので、ここはあえて有効活用せずに空間のままとしているところでございます。

以上です。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 商工会のほうなのですけれども、1階に事務所を設けていただく。それで商工会との連携は取られていると思うのですけれども、管理の方法なのです。商工会は1階に事務所を設置していただける。それで答弁にもあったのですけれども、従来どおりの管理もしていただくと判断をしたのですけれども、この管理の運営方法、商工会との関係についてもう少し詳しく説明をしていただきたい。

それから、商工会のほうでは、ここに事務所を移るよということで、今、これから図面とかも示して協議をされると思うのですけれども、せっかくの移転する事業でございますから、しっかりと商工会とアクセスしていただきたいと思うのです。町が建物建てて、ほら入れということではなくて、商工会のほうではまだ何にも分からないのです

と、こういうふうに言っている方も多いのです。ですから、商工会のほうときちんと今後どうなっていくのか、しっかり連携を取っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁でもありましたが、本施設につきましては、生活改善センター同様に指定管理者による管理を予定しております。指定管理者による指定につきましては、議決案件となっているところでありますが、町といたしましては、今、生活改善センターを指定管理受けています商工会でございますが、その実績や、今後、本施設の1階に商工会の事務所が設置される予定でありますので、厚岸町商工会に管理業務をしていただくことで予定しております。

現在、商工会と協議を進めているところでありますが、今後、商工会と連携を密に取り進めていきたいと思っているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次に事業費について質問いたします。

資料の1ページを見てください。ここに事業費の財源内訳がございます。特に財源内訳、こちらのほうでお尋ねをさせていただきます。

私なりに判断をしたのですけれども、この財源内訳、国と道交付金で13億7,947万6,000円、それから防衛の交付金が1,360万円、さらに厚岸町で4か年の持ち出し分、合計しますと、ここにはあるのですが、4,019万9,000円という数字になります。それと足りない分、不足分を借入れする公共事業債と緊防債で17億5,700万円、これを合わせますと合計で31億9,027万5,000円ということで理解をさせていただいたのですが、この厚岸町の持ち出し分なのですけれども、緊防債と公共事業債、交付税バックがあります。そこで私なりに推測をさせていただきました。完成までの支出分、できるまでの4年間、延べの4年間での数字というのは4,019万9,000円、それから公共事業債、これは50%の交付税バックがあります。ですから、半分の3億4,000万円、さらに緊防債のほう70%の交付税バックでございますから、残りの30%、3億4,686万円、この三つを合わせますと、私なりの試算でございますが、厚岸町の持ち出し分というのは6億8,745万9,000円となります。そういう判断でいいのかどうか。

それから、本借入れ、当然借入金は長期になって返済をしなければならないのですけれども、この本借入れのこの二つの債務の借入れの償還のピーク時、幾らくらいになるのでしょうか。

そして、今回の建設で一番私が気になるのは、今回の建設で厚岸町の財務運営は大丈夫なのかなと危惧をいたします。当然、ここに計上しているわけでございますから、償還大丈夫ということで取り組んでおられると思うのです。ですけれども、今後の財政運営にどのような影響を及ぼすのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 財源内訳の部分でございますが、記載の部分、公共事業等債が交付税措置50%、緊急防災・減災事業債が交付税措置が50%ということで、単純に元金のみを捉えますと、それと一般財源の町の持ち出しを合わせますと、議員、質問者がおっしゃいますとおりといった額になってございます。当然、起債ですので、これに利息が加わるというような状況になります。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 私のほうから、償還のピーク時ということでお答えさせていただきます。

まず公的債、公共事業債、これは25年償還の据置き3年、そして緊防債が30年償還の5年据置きということで、この三つの1ページ目の財源内訳の中で、令和5年から令和7年度の記載が表記されております。一番のピーク時になりますと、令和7年度の借りた起債、これの緊防債が7年借り入れますと8年からの償還になりますので、元金が始まるのが令和13年度、そういうところで、ピーク時はこの三つ合わせた記載のピーク時は令和13年度ということでございます。そういった中では、金額は、元金、利息を合わせますと、単年度で約8,640万円、こちらを返済しなければならないということでございます。

これに対する財政運営上の影響、どうなのだというご質問でありました。厚岸町でも今までにない大型事業であります。そういった中では、町民生活に必要な事業、この防災交流センターでもございます。ただ、この防災交流センターだけではなくて、今後、まだまだ大型事業を控えております。そういった中では、この防災交流センターも含めた起債の償還というのは、かなり厚岸町にとっては影響は大きいと思っております。

そういった中では、今回の先ほど午前中、町長からの町政執行方針で述べたような形でございます。そういった中では、この防災交流センターを含めた今後の大型事業にも対応を図るべくということでありますと、やはり財源確保と様々な経常的経費をさらに見直しをかけていかなければ対応が困難ということになりますので、この償還、令和13年度までに8,640万円、また、これから大型事業を控えて事業を進めていく上では、それに対応するような財政運営を今後、見直しを図っていかなければならないということでございますので、これから私たちもそれに向かった財政運営をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町なかでは、やはり危惧する声もあります。先ほど今、答弁ありました。町長の執行方針のむすびのほうで、財政運営が厳しくなるという文言がありました。簡単に、改善するよと言っても簡単なものではないと思うのです。それなりに、職員一

丸となっていい知恵を絞って、我々も頑張らなければならないのですけれども、財政の健全化というものをひとつ頭に置いて、今後の町政運営に当たっていただきたいと思えます。

次にまいります。2項目め、国と厚岸町の物価高騰対策についてお尋ねいたします。

厚岸町は、国からの地方創生臨時交付金、公平性を重視し、市町民1人当たり4,000円のがんばろう厚岸応援券を発行されると、ただいまの質問でありました。国からの交付金、令和6年度分100%充当されるのでしょうか。この中からというのですけれども、交付金が幾らで、そのうち発行する数字の内容についてももう少し詳しく、厚岸町の住民に4,000円であると相対額が出ていたのですけれども、この交付金との関係についてははっきり説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、こちらの物価高騰の交付金でございます。こちらの厚岸町に交付される見込みが3,737万4,000円ということで、今回、令和6年度の一般会計の予算のほうに計上させていただいているのが、がんばろう応援発行ということで3,838万8,000円かかります。これは応援券、町民1人当たり4,000円、そのほかに委託料だとかその印刷費、また郵送代がかかりますので、この3,737万4,000円、丸々こちらのほうのがんばろう応援券に充当いたしまして、残りは一般財源で対応させていただきたいと思っております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 1点忘れた。発行時期、これいつ頃なのでしょうか。

それから、次にまいります。酪農業への支援策についてお尋ねをさせていただきます。鶴居村は5,000円の上乗せされたという報道があり、酪農家の皆さんも期待をされたと思うのです、厚岸町の酪農の皆さんも。現時点では先ほどの答弁、支援を断念せざるを得ないという答弁だったと思います。管内の市町村の動向について教えてください。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） がんばろう厚岸応援券第5弾の発行のスケジュールですけれども、現在のところ5月末をめどにして町民のほうに配布できればというようなスケジュールで考えております。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 物価高騰対策酪農支援分ということで、釧路管内の動向でございますけれども、鶴居村と白糠町におきましては、経産牛1頭当たり5,000円の支

援がなされると。さらには、標茶町におきましては、1頭当たり同じく1,500円の支援がなされるというふうにございます。厚岸町含め、釧路市、釧路町、浜中町、弟子屈町につきましては、現在のところ上乘せ支援の実施予定はないと捉えているところをございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今後、今考えてないというところが農業者の声や町民の声で何らかの手だてをするというときには、厚岸町もぜひ考えていただきたいと思うのですが、その辺の考えというのはどうなのでしょう。今のところはないのでしょうか。今後の、各町村で今のところは厚岸と同調しているよということけれども、それらの動向というものを注視していただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 1回目の答弁でもございましたとおり、現時点では支援の予定はございません。

なお、今後、他町村の動向、さらには国、北海道の動向も踏まえながら、必要な場合には必要な支援の検討も行ってまいりたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町の酪農の支援策についてでございます。令和3年が4件、令和4年が7件、令和5年が5件、そして令和6年3件なのですけれども、さらに2件の離農が見込まれている。この4年間で21件ですよ。私もびっくりしました。経営が詰まって全部が全部が全部離農されるということではない、将来を見越したり、後継者の問題があって、いろいろな要因はあると思うのですけれども、かつてない離農数でございます。これでは、酪農の生産額というのはそんなに落ちてないのだけれども、人がいなくなってしまう。これでは大変だと思うのです。そういう意味では、町としても酪農の支援というものをしっかり腰を据えて取り組んでいかなければならないと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 今、5年間21件という数字が出ておりましたけれども、この離農対策につきましては、国も含めて様々な支援策を講じておりますけれども、生産現場には依然として明るい兆しが見えてきていない。ホクレンの受託農家戸数、令和4年の数字でございますけれども、釧路管内だけでも対前年比4.7%、1年で32戸の減少があるという数字も出てきております。

離農の背景については、後継者の問題であるとか、経営難であるとか、そういったい

ろいろなケースがあって、一律な対策を講じるということはなかなか難しいところではあるのですが、新規就農対策の継続であるとか、作業の集約化に資するための大型農業機械の整備の補助事業等も活用させていただいて、地域の農業者の声を、さらにはしっかりと国や北海道に伝えていきながら、厚岸町の農業振興に取り組んで引き続きいきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

港町湖岸通り岸壁の改修工事でお尋ねをさせていただきます。湖岸のかさ上げ整備の内容については分かりました。いや、国や道へ強く働きかけていくよ、粛々実施をされていると私も思っております。ですけれども、やはり現状、あの岸壁、コンクリートが割れてしまって、片方に上がったらひっくり返ってしまうような状況にあります、岸壁のコンクリートが。釣り人も来るし、子どもたちも来ます。非常に危険であります。ですから、補修のほうについては早期に取り組んでいただけるように、ぜひ道のほうに働きをかけていただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、この岸壁、ここの岸壁なのですが、病院側から湖内側まで、先端まで3条通りのその岸壁、ずっと漁港整備の中で整備をされてきていました。厚岸町としてそろそろ防災の観点とか、いろいろな立場で、住んでいる住民にすると漁業優先なのです。やはり私も組合にいたから、湖内の漁業、厚岸の漁業、1次産業のためにという漁港予算の中で整備をしてきています。ですけれども、あそこに住んでいる人たちにとっては、あそこの護岸整備というのは待望しているわけです。粛々、町としても整備を進めてこられている。ですけれども、私はいま一度、厚岸町の港町の住んでいる皆さんにとっては、いつ、あそこの端から端までの整備をしてくれるのだろうと、そんな思いでいっぱいだと思うのです。やはり漁港整備の中でやるということも大事であります。漁港のどうしても急ぐところからやらさる、漁業が大事だよ、そうするといつになっても裏側の漁港整備というよりは対策というのは進まないのです。ある意味では厚岸町として、しっかり防災の観点からも裏浜の整備というものを考えていかなければならないのではないかと、町として。その辺について、私は見解を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） まず、工事の着手の部分、前段の部分でございますけれども、これにつきましては、ご提言のとおり、早期着工に向けてなお一層、国と北海道に働きかけていくと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、町としての全体的な計画というお話でございますけれども、開発局を含めた大まかな整備計画というものはできてはおりますけれども、実際の事業着手に向かって、これから向かっていきますので、現地は高潮被害が発生する地区でもあります。漁業者の利便性、産業性の向上というのはベースにあるのはもちろんではあるのですけれど

ども、越波対策等も組み入れた整備内容になるよう、国、北海道、厚岸町と厚岸漁協、連携を図りながら、漁業振興からの視点のみならず防災的な視点を加味した湖内地区の漁港整備事業に当たっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 児童館についてお尋ねします。児童館を利用している児童は、本当に児童館に好意を持っております。保護者の皆さんからは、絶大な信用を得られていると思います。

今日、厚岸町にとって、児童館は大切な施設となっております。これもひとえに受入れをされている職員の皆さん、働いている皆さんの努力の賜物であると思っております。児童館のスケジュール、先ほど説明がありました。それぞれ学校のほうも児童館のほうも受入れ体制もしっかり連携を取ってやられている。

教育長、学校のほうは学年ごとに授業の終わりが異なり、また時には先ほど説明がありました。いろんなケースがあります。今後もしっかり連携を取って、スムーズな運営ができるように努めていただきたいと思います。いかがですか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今ありました、放課後の子どもの居場所ということで、児童館は本当に大切な施設であります。その適切な運営をされるためにも、学校と児童館が連携を密にするということは本当に大切な情報共有の場でありますので、今までももちろん適切に行っていますけれども、しっかりこれからも連携を図っていききたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 スペースの問題でございます。非常に手狭です。両方ともそうです。ですけれども、先ほどの答弁で今後の人口、人口ではないと思うのです、私は。利用者数、下がっていません。現実にあそこを利用されている児童の皆さん、それから保護者の皆さんも、子どもの数は減っているけれども減っていません。活用しています。信頼していますよ。そういう意味では、改修というのはなかなか難しいだろう。今後も利用者が楽しんで活用できるように一層努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

特に友遊児童館のほうにつきましては、本町と真龍側の子どもの人数が多いということで、およそ倍くらいの人数が利用されています。手狭の状況というのは以前からずっととなっていて、これまで他の場所で行えるかどうかという検討も幾つかさせていただき

ましたが、なかなか学校の近くという条件が必ず必要ですので、その中では新たな場所というのがちょっと見出せないということもありまして、なかなか進まなかった状況もあります。

現在は子どもの減少状況を見ていきながらということもありますが、建物について平成5年建設から行きますと、もう既に30年ほどたっているということもありますので、施設の状況からも建て替えだとか大規模な修繕だとか、そういったことも検討していきたいと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従って御質問申し上げます。

まず1番は、役場庁舎の防災についてであります。

役場庁舎防火訓練の内容、特に出火場所と避難経路についてをお聞きいたします。

2番目として、先般、口にするのも忌まわしい話なのですが、入り口でガソリンをまいて火をつけて、建物の中にいる人たちが逃げられなくて、多数亡くなったという事件がありました。そういうような考えもしないような事件というのは世の中にあるわけです。町民課の前でガソリンをまいて火をつけられた場合、この役場庁舎では緊急脱出口と避難経路はどのように考えたらいいか、これについてお聞きいたします。

2番目です。高齢者の見守りについてお聞かせください。

高齢者がいつまでも元気で暮らす町をつくるために、コミュニティナースとかシルバーハウジングといった制度を導入する自治体が出てきております。厚岸町はこういう動きに対してどのような評価を持っているのか、これについてお聞かせをいただきたい。

3点目は、公共施設のトイレについてであります。

学校のトイレについて、今の子どもは和式のトイレを見たこともないというような状況があるそうで、いろいろと困難な状況が出ているということもお聞きしました。それで、学校のトイレについては見直しが図られるとお聞きしたのですが、町全体ではどうなのでしょう。この点、2点お聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の役場庁舎の防災についてのうち、（1）の「役場庁舎防火訓練の内容、出火場所等避難経路」についてであります。役場庁舎の防火訓練は、厚岸町役場庁舎消防計画第36条の規定に基づき、年に1回、全職員を対象に、厚岸消防署職員の立会いの下実施しておりますが、令和5年度においては執務時間中に役場庁舎2階給湯室から火災が発生したことを想定して、同計画別表第3に定める自衛消防隊組織の各班の任務に応じて、指揮、通報、初期消火、避難誘導、防排煙設備の閉鎖及び開放、応急救護等の訓

練を実施しています。

また、避難経路は、同計画別表第1に定める避難経路図に基づき、出火場所を避けて、役場庁舎1階正面玄関または同じ階にある職員玄関から避難することを基本としています。

次に、(2)の「町民課前でガソリンをまかれて火をつけられた場合の緊急脱出口と避難経路は」についてであります。町民課の前でガソリンにより放火された場合は、役場庁舎1階正面玄関からの避難は困難なことが想定されるため、1階正面階段の防火シャッター及び中会議室前の防火扉を閉鎖した上で、1階の職員と来庁者は職員玄関から避難することが考えられます。

一方、火災で防排煙設備が損傷し適正に作動しない場合や、フロア全体が炎や煙に覆われ職員玄関からの避難が困難なことも想定されるため、各課等の執務室内にある窓から避難せざるを得ない状況が考えられます。

このため、有事の際は、各課等の所属長またはそのほかの職員が窓を開放して迅速に避難できる体制を構築しておく必要がありますが、地面から既設の窓までは大きな段差があり、自力での昇降は困難なことから、議員から事前の指摘があった後ではあります。簡易な対応策として、各課ごとに窓の鍵を貸与するとともに、屋内と屋外に設置する脚立をそれぞれ配備したほか、高齢者や車椅子利用者の避難については、現時点において施設を抜本的に改修することは困難であるため、職員の介助で対応することができるよう体制を整備してまいります。

また、2階及び3階の職員と来庁者は、火災の状況に応じて、1階職員玄関から避難が可能な場合は、庁舎西側の階段にある防火扉から階段を降りて避難し、または1階が延焼している場合は、2階建設課もしくは3階監査委員室に、それぞれ隣接するバルコニーの避難はしごを使用するほか、降雪により避難はしごの使用に支障を来すおそれがある場合は、屋上など火元から離れた場所に避難することが考えられます。

町では、前段に申し上げた想定の下での訓練は実施していないため、今後、毎年1回実施する総合訓練を通じて、様々な状況を想定した中で課題を洗い出し、火災から命を守るため、迅速かつ安全に来庁者や職員が避難できる体制の構築に努めてまいります。

続いて、2点目の「高齢者の見守りについて、コミュニティナースやシルバーハウジングを導入する自治体がある。厚岸町はこの動きをどう評価するか」についてですが、コミュニティナースは、看護師等の資格を持つ人などが地域に溶け込み、日常的に住民との信頼関係を構築した上で、その知識を生かして住民の健康や生活に関する困り事などへの気軽な相談相手として、行政や医療との橋渡し役を担っております。

近年、道内においても民間委託やボランティアなど、様々な形態での活動が目立っており、地域づくりにも貢献できる活動であると考えております。

また、介護サービスや介護予防事業など、何らかの福祉事業を利用する方は、福祉や医療の専門職と関わる中で健康や生活の困り事などについて相談しやすい環境にある一方、福祉や医療の専門職との関わりがなく自立して生活している方にとっては、身近な相談相手としてコミュニティナースの活動は有効と考えられ、既存の仕組みでは対応しきれない分野への新たな取組として、高齢者の安心につながるものと評価しております。

シルバーハウジングは、主に自立して生活できる単身世帯や夫婦世帯などの高齢者のみの世帯に対して、生活特性に配慮しているバリアフリーの公営住宅などと、生活相談や安否確認などを行う生活援助員からの支援を併せて提供するものであり、住宅施策と福祉施策の連携した取組として導入している自治体があります。

厚岸町では、令和6年1月末時点で全世帯4,227世帯のうち、1,474世帯が在宅の高齢者のみの世帯となっており、バリアフリー化された町営住宅や生活援助員のようなサービスの必要性があると認識しております。

また、高齢者の生活に配慮された環境に加え、生活援助員からの支援で、高齢者に起こりうる体調の変化や困り事を察知されやすい環境となることから、安心した生活を継続するためには望ましい事業であると評価しております。

今後において、当町でも、住民の身近な存在として見守りを行うことができるよう、コミュニティナースの取組やシルバーハウジングの仕組みを参考にしながら、高齢者が元気でいつまでも暮らせる町を目指してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の公共施設のトイレについてのうち、(1)については、後ほど教育長から答弁があります。

私からは、(2)の「町全体ではどうか」についてであります。トイレについては、各家庭において和式トイレが一般的であった時代から、今日では洋式トイレが主流となり、その影響もあり公共施設においても同様となっております。

また、男性用と女性用だけであったトイレも、公共施設や商業施設等では、子育て中の方や車椅子を利用する方、障がいのある方などが容易に使用できるよう、設備の充実や多目的、多機能などのバリアフリートイレを整備するなど、機能の充実が図られてきております。

現在トイレを設置している当町の公共施設は、小中学校以外では94施設あります。このうち、洋式便器が設置されていない施設は11施設で全体の11.7%、車椅子での使用が困難と思われる施設は49施設で全体の52.1%、男女兼用となっている施設は15施設で全体の16%となっております。

これまで、公共施設においては、洋式便器への改修のほか、車椅子の方が使用可能なトイレの設置等について整備を行ってきていますが、未整備の施設も数多くあることから、必要とされる整備については、全てをすぐに改修することはできませんが、今後、年次的計画をもって整備をしていきたいと考えております。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の公共施設のトイレについてのうち、(1)の「学校におけるトイレの見直し」についてお答えいたします。

町内小中学校のトイレは、全てのトイレが洋式となっている真龍小学校と太田中学校を除く小中学校においては、半数近くが和式トイレとなっており、洋式化率は、小学校で59.14%、中学校で65.33%となっております。

町内小中学校におけるトイレの改修は、厚岸町総合計画第5次実施計画において令和

7年度に厚岸小学校、令和8年度に真龍中学校の全てのトイレを洋式へ改修し、トイレブースや照明器具、天井部の換気扇についても改修する計画となっております。

残りの学校においても、令和8年度以降に全てのトイレの洋式化を図るなど環境整備を検討してまいります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目からお聞きします。

防火訓練というのを行っているとお聞きしましたので、その内容なのですが、もうちょっと具体的にお聞きしようと思いますので、よろしく願いいたします。

避難経路図は出していただきましたので、分かりました。それで、まず避難経路の掲示なのですが、それはどのように行われているか、そしてそれは初めて来庁した人でもぱっと分かるような掲示になっていると考えていますか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の避難掲示でありますけれども、役場の庁舎におきましては、避難誘導灯ではなく、蛍光灯とかあいうものではなく、避難誘導標識でいいということになっております。その標識につきましては、1階、2階、3階のそれぞれ経路の下の部分に矢印と避難方向を示しているところであります。

ただ、その避難方向ですが、通常時といたらおかしいですけれども、今言ったガソリンをまいてどうだというような避難のときには、ちょっとそことはまた違うのかもしれませんが、今はそのような表示をしており、こちらにつきましても、消防設備の点検のときに、消防の点検会社、どこにあるか。場所としましては、1階には避難口として5か所、通路としては8か所、2階には避難口はこちらですよというのが3か所と通路が10か所、3階では避難口が2か所と通路を示すものが7か所（「簡単にやっください、時間がないのだから」の声あり）はい、表示してあります。

以上です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 私、今回この質問をするので、一生懸命見て歩いたのです。そうしたら、ありました。法的には基準を満たしているのだと思うのだけれども、あれで初めて来た人が目につくかどうか、その辺りについてはもう一度よく検討してみてください。少しでも分かりやすいことが一番望まれる標識だと思いますので、それをお願いします。

それで次に移りますが、消火器、消火栓、そういうものが何カ所か配置されていますよね。それはいいのです。これ、職員の方、訓練だとかそういうときに、ぱっと使えるような体制ですか。訓練をしているかということです。いざ火が出たというとき、何課、何係の人が来てこれを使わないと使えませんかではできないわけです。そばにいた誰

でもがぱっとやらなければならないわけです。寸刻を争うとはまさにこのことですから。そういうような訓練体制というか、非常に対応する体制というのは、こういう消火訓練のときにやっているということなのでしょう。これも端的に教えてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 実際の水を出しての消火ですけれども、実際にやってはおりますが、その決められた班の方だけがやっているのです、全員が誰でもができるというような訓練は今のところやってはおりません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 こういう災害、ましてやこの後が言う、その妙なのが入ってきてガソリンまいたなんていうのは、何月何日の何時に始めますよなんていうことは分からないのですよ。たまたま係の人はそのとき1階にいて、この消火器を扱う役だった人が3階に用事あって行ったかもしれないのです。そのそばには全然関係の、そういう係としては任務でない人がいたかもしれないのです。けれども、手近にいる人がすぐ消火器だとかそういうものを使わないと、火が回る前に消さなければならないですから。そういうようなことができないと、実際するときには役に立たんでしょう。そういう訓練必要ではないですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 申し訳ございません。先ほど小さい赤い壁、さっき言ったのは壁に備付けの消火栓ですとそうやっているのですけれども、小さい消火器あるいは年に1回の防災訓練のときに、それぞれ10人ぐらいですか、皆さんに消火をするということをするということを、新規採用職員であったりにはそういう訓練を行っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 特にこの避難というのは虚を突かれることが多いのですよね。そのときに慌てないでできるようにするような訓練ですよ。

それから2階や3階には、非常用の、何ていうのですか、あれは。非常用のふだんは格納してある階段というのか、はしごというのか、そういうものがあるのですね、今の町長の答弁をお聞きすると。まず、あるのか、ないのか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 2階に1カ所と3階に1カ所ございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それは職員はぱっと出して、そここのところを伝って降りるというようなことはできるのですね。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 実際の訓練では、私が分かっている中では実際使ったことはないので、今回のこれを言われたときに、今後やらなければならないというのはすぐ思いました。

以上です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それでは、実際のとくにそれが動くかどうか分からないわけですね。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 正直、そうですね、出したりはしていないので、そういう状況にあります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あえて言わせてもらいますけれども、この役場ができたのはたしか平成の元年でなかったかと思うのですが、そうすると何年たちましたか。この役場ができて。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 昭和63年ですので、36年ぐらいになります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 その間、1回も使ってないと。金属、鉄の箱に入ってたらさびてしまって、蓋も開かないような状況になるのではないかと思うのですが、どういうふうになっているのですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっといつだったか分からないのですが、過去に一度、恐らく僕の記憶では一度だけ、避難はしごですが、使用して、避難訓練のときに使用したこ

とがございます。ただ、総務課長言ったとおり、最近そういうことを行っていませんので、早期に点検して、訓練には避難はしごの安全を確認した上で、そういった訓練も取り込んでいきたいと思えます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 災害で避難しようとしたら、そのはしごのおかげでもって災害に遭ってしまったというようなことになっては困りますので、これはちゃんと、点検はもちろんのことですが、誰でもが使えるような態勢というものを使わないと、本来のものとしての活き様がありませんので、よろしくをお願いします。

それから、何か私の質問が出たので、それで検討した結果、窓から逃げようやという話になったような書き方なのですが、京アニ事件ですか、京都で起きた事件ですね。悲惨な事件を、私、今回この質問を思いついたのは、それと1月1日大きな地震のあったあの日に、羽田空港でもって考えられないような事故がありましたよね。しかし、世界中がびっくりしたのだそうですけれども、1人も死傷者を出さないで全員が避難できた。その後、いろいろな報道を見ていると、この航空関係の訓練というのは、あのとき乗っていた乗務員、要するに飛行機の乗務員が、就職してから退職するまでの間に会うことはまずないだろうというような事故に関して、非常に綿密でかつ厳しい訓練をやっている。その成果が出たのだというふうに認識者は言ってました。それが訓練だと思います。

いわゆる緊急事態を考えるとときには、やはり最悪の場合を想定して、その場合でもみんなが最低限命だけは助かるというふうにするのが訓練だろうと思ひまして、こういうことを、とっぴでもないことと言われるでしょうけれども、場を想定してお聞きしているわけです。

それで、ここでもう言ってくださっているのですが、私のほうからはあえて付け加えることはないと思うのですが、この窓からと簡単におっしゃっているのですけれども、この役場庁舎の窓は非常に立派なフレームでできていますよね。これ、あれですか、一気に人がパーンと外へ出れるだけ開くのですか、みんな。そここのところを確認していますか。

それから開けるときに鍵を配ってどうのこうのと言うような言い方をしていたのですけれども、鍵でガチャガチャやって開けなければならないというようなことが、大慌てになったときに可能でしょうか。これ非常用の、何ですか、列車なんかにはよく非常用コックというのがあって、誰でもそこをぎゅっと引っ張るといって、脱出できるようになっていますよね。そういうようなものをこの窓のフレームを改良するかどうかして、とにかくこのフレーム、引き手をぼんと引っ張るといって窓はパーンと外へ出れるだけ全開してしまうというようなものは、今の時代だからあると思うのです。そういう簡単に出られるように、大慌てでもって物をつかむこともできないくらい、もう体が震えて慌てているような状況でも開けられる、そういうようなものを考えていただきたい。

それからもう一つは、そこから飛び降りるなり滑り降りるなりでいいのですけれども、そのときにけがをしないような非常の際に働くもの、それも考えていただきたい

と、そう思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど少し説明に抜けた部分がありましたので、まず避難はしごの件からお答えさせていただきますが、防災施設については保守点検を一応行っておりますので、その際に点検はしているものと思います。

それから、庁舎の窓の件ですが、これ非常に、日本製ではないのですが、非常に堅固な窓でして、シリンダーがたしか何本か、かなり入っております。通常は、上のほうだけ開いて換気をすると。小さい鍵がついているのですが、それを開けることで内側に全開に開くという仕組みになってございます。ただ、現在、総務課長と一緒に庁舎内を見回ったところ、書類等を置いている部分もありますので、その辺はこれから整理をした上で、脱出しやすい環境を整えていきたいと思っております。

それと、簡単に開くような仕組みということだったのですが、どうしても防犯上、鍵をかけているということがありますので、その辺についてはちょっと検討させていただきたいと思っております。可能かどうかということも含めてになります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 検討するということなので、よろしくお願ひしたい。

あれなのです、昼間、この役場の中に、多いときは300人近くの人がいることになると思うのです。職員だけではないですから。一般庁民も来訪しているわけですよ。そういう人たちが、そういう非常事態に一斉に逃げなければならないのです。そういうことを考えて、最悪の措置に、事態に対する最善の方法というのを考えていただきたい。これをお願いしておきます。

次に行きます。コミュニティナース、シルバーハウジングというようなものを例にとってお話をしているのですが、もちろん町長や担当者はよくお分かりと思うのですが、聞いていることは、この具体的な、今ですから何でも片仮名なのですが、これは何ですかと聞いているわけではないのです。要するに、見守りの体制をこの町でどうつくるかということについての、厚岸町の理念をお聞きしているわけです。

介護保険というのは、非常によくできた制度だと私も思います。それはいろいろな実際の制度ですから、弱点があったり批判があったりするのによく分かりますけれども、また、厚岸町の町立病院を中心にする医療体制もよくできていると私は思っています。

ただ、医療も介護保険も、そうなった人たちをどう支えるかという話なのですよね。ところが、今、高齢者と言われる、私もその中に入りますが、年齢の方は数も比率もこの町でどんどん増えています。その中には、本当に幾つなのですかと、そんなお年なのですかと聞くくらい元気な人もいます。そういう人たちは、今、今日は元気なのだけれども、明日はどうなるか分からないのです。

たしか町長も何遍かこの議会でおっしゃっているが、健康寿命というのがありますよね。元気で暮らせる時間、それをどうやって長く取れるか。人は、まず十中八九、いつ

までも元気であることはできないのです。その元気である時間を長くする、それは本人にとっても幸せだし、それから町の財政的な支出を考えると、みんなが元気でいてくれるほうがずっとありがたいわけです。医療や介護保険というものへの持ち出しが少なくなるわけですから。そういう意味で、この元気である人たちを元気であるように支える体制は、どうやってつくるかという問題だと思うのです。

かつて、30年ほど前ですが、保健師の方たちがそれぞれの地域に出て行って、地域の人と話し合ったり、相談に応じたりということをやっていました。当時、私も聞きました。毎月何日には、保健師の何々さんが来てくれて、おじいちゃん、おばあちゃんはじめみんな集会場で集まって話しするのだと。その中でいろいろな助言をもらったり、こっちの愚痴やいろいろなものを聞いてもらったりしていいんだよという話は聞いてました。

そういうことはできないのかということ、前に私、議会でも言った記憶があります。ただ、今の業務量からいって、保健師の数からいって、そういうことをやりたくてもできないのだという話はお聞きしておりました。それは全くそのとおりで思うのです。そういう間隙を埋める制度というかシステムとして、こういうコミュニティナースというようなものが、今、道内でも相当の数の、私がちょっと調べただけでも足寄、札幌、下川、白老、当別、苫小牧、稚内、更別、まだあると思いますが、こういうようなところが導入しています。こういうものについて、厚岸町はどう見ているのかを聞いているわけです。

それから、シルバーハウジングという言い方は、ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれません。これは介護保険の中の制度に今、組み込まれていますから。ただ、ここでシルバーハウジングと言われるものの大きなポイントは、一つはハードの部分です。もう一つは、そこに見守りの役をする人を置くということなのですよね。生活援助員とかいろいろな言葉で言われているようです。

市町村によって名前のつけ方が変わっているというのは、国が言っているのとちょっと違うこともやるからねというようなこともあるようですけれども、そういうようなものの取り込めるところを早く取り込むべきではないかということなのですが、それに対しての町長のそういう目でもって答弁を見させていただくと、何を言っているか分からないのです。そういう仕組みを参考にしながら、高齢者が元気でいつまでも暮らせる町を目指してまいりたいと思います、何をするのですかということ。その点、これはどういうことを意図して言っているのか、お答えいただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今お話いただいたとおり、コミュニティナースにつきましては、各制度の中で充実していた中で、これまで本来、僕たちも本来的には昔の保健師が地域に出向いて、各町民、個々の話を聞く、地域のことをよく知っているというようなことがあった中で、これまで制度の変遷等の中でなかなかそこができなくなっている。そこに必要な方に対しては制度があるのですが、今必要ではないけれどもつながっているべき、それから

予防早期に発見できる手段になり得るといふ部分では、とてもこのコミュニティナースが有効な部分で最注目された。しかも、ここに僕たちで行きますと、これから事業を行うとなれば、例えば人件費ですとかといったものも含めて、事業が可能かと具体的に考えていくことをちょっと検討したいと考えておりますが、ただ、その中で今回の事例としてあったのは、例えば看護師もしくは看護師の資格がなくても、その技術を持った方が派遣として地域に出向かれる、こういったことを委託によってできる、いわゆる人材確保を当町、この地域で行わなくてもその手段になるという部分も含めて、とても参考になる事例だったなというふうに感じております。

この部分が現在、見守り事業の中で関わり、その中から外れている元気な層の方に対してやっていける事業かということをやっと検討していきたいなというふうに考えているところです。

また、シルバーハウジングの部分につきましては、ハードの部分では、やはり公営住宅主体となりまして、緊急通報装置等の装置の部分もありますが、ちょっと重要なのは、生活援助員、相談員みたいな、日常的に安否確認を行う人的なソフトの部分になります。これはお話あったように、実は介護保険の制度の中で一部対象の事業になることもあります。こういったことも活用できないのか、住宅施策と一体となってやっていけないかという部分では、実はこの制度、古くからありまして、平成2年頃に入所施設から在宅にというような、社会的傾向背景がある中で一つの手段としてなってきた。そのときの補助金の中身というのが、支援員の方は住宅の横に寝止まりをして関わるというような事業でした。これは当時、うちでも検討した経過あったのですが、なかなか大きな事業として取組ができなかったというところで、その後ずっと手つかずな状況になっていたというのが実態となっております。この部分も今後、住宅施策と組み合わせた中で可能なのか、事業費も含めて、それから事業の必要性として、例えば10件やればいいとか20件やればいいという問題ではないので、そういったどれくらいの事業の中で取り入れていけるのか、少なくとも第1段階、第2段階というような取組計画なんかも必要なのかというようなことも検討したいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと順番後先になりますが、先ほど議員おっしゃられてました来庁者、それから職員を守るための行動について、現在、総務課のほうでマニュアルの作成について検討させていただいたところでございます。まだ当然できていませんけれども、そういったことを職員に周知するのと、実際の訓練でそういうことを行っていききたいと思います。

それから、先ほど冒頭に言われていました表示の在り方につきましては、消防法等の位置とかそういう部分がございますが、より見やすい方法にできるように消防ともちょっと相談をさせていただいて、前向きに考えていきたいと思っております。

●室崎議員 あと、どのくらい。

●議長（大野議員） 18分です。

2番、室崎議員。

●室崎議員 2問目の見守りについては、時間もないのでこの程度でやめますけれども、いろいろなアイデアがあると思うのです。先ほど町長の行政執行方針でもありましたが、施設を造るといのは、ものすごいお金がかかりますよね。ただ、システムで補おうとした場合には、それから比べればごく僅かのお金で、結構な効果を上げることもやりようによってはできるわけですね。ですから、決して施設が悪いと言っているのではないです。そういう補完するものとして、やはりいろいろな知恵を出して、またほかの先進地と言われる町がいろいろなアイデアでやっていますので、そういうものを研究・検討して、そして厚岸町に取り入れられるものは取り入れていただきたい。

結局、最終的にはみんなが元気で安心して暮らせる町づくりをどうするかというところに帰着する問題ですから、どうかよろしくお願いします。

それで最後になりますが、トイレの問題なのです。

まず教育委員会にお聞きしますが、随分と何か時間がかかるような話ですね。全部が出来上がるのが、平成8年以降になるということです。以降ということは、10年になるか15年になるか分からないということですか。

今回、厚文で各学校の視察、今6校しかないので1日でできたのですが、その後、校長先生たちと懇談をする場を設けていただいて、いろいろな話も聞くことができました。その中で、このトイレの問題というのは現場が非常に頭悩ましているという話も聞いたのです。特に小学校1年生、和式のトイレ見たことないというのです。これには私もちょっと虚を突かれたのですが、またぐということが非常に恐ろしい。そういうことで逡巡していて、付添いの先生が困るような状態も起きてくるというような話なのです。そうすると、やはりそういうようなところには、なるべく早く手を打ってほしいなという気がいたします。この辺り含めてどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

先ほど、教育長から答弁があったように、厚岸小学校が令和7年度、そして真龍中学校が令和8年度ということで予定をしております。

それで、質問者がおっしゃられたとおり、和式トイレでございますけれども、大変、小学校1年生なんかで言うと、スーパーの和式トイレで練習をさせてから学校に通わせるといったようなこともあるようです。それで、各学校の各階層のトイレには、全部が和式というわけではなくて、洋式トイレもございます。

それで、先ほど残りの2校についてはいつなるのだといったようなご質問かと思えますけれども、私もちょっと学校のほうを回らせていただいて、確かに和式トイレ多いというように感じております。これについても、国の補助等も活用しながらになります、町の財源等もございますので、これについては、いつまでという名言はちょっとできないのですけれども、これは早いうちに、本当に早急に考えていかなければならないもの

だと認識しておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。

それから、町全体でという話なのですが、実はあえて町全体でというのをこの教育委員会の問題とは別につけたのは、和式トイレに今、お年寄りが使えなくなっているという切実な問題を聞いているのです。膝が痛い、腰が痛い、体力がないためにしゃがむことができない、そういうような人が出てきているわけです。

私が直接聞いたお話は、火葬場でした。火葬場は、2時間以上あそこにいることになるのですが、使えないというのです。それから、車椅子の人も使えないということで、非常に困るのだという話は聞いております。火葬場さえちゃんと改修すれば、世の中の問題は全部解決するのだということを私は言っているわけではないのです。ごくごく一つの例に過ぎないと、そういうふうに思うのです。そういうようなものについて、やはりこれも早急に改修を必要とするものというのが、ものによって頻度はあると思いますけれども、場所によって。やはりあるのではないかと思いますので、ご検討をいただきたい。

それから、そのときに言われたのは、手すり1本でも使い勝手はがらっと変わるのだという言い方をされました。これは参考までに申し上げておきます。

この辺り実態を調べて、そして一番いいのは抜本的改修でしょうけれども、それは先立つものが必要となりますので、そこまでいかなくても何とか使い勝手が改善できるような方法があるのであれば、そういうことも含めて検討をいただきたいと、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 斎場のことを例で捉えましたので、斎場のことをお話ししていきたいと思ひます。

まず、男性トイレは平成13年、女子トイレは平成14年、2基のうち1基を洋式にしております。それと、あと車椅子の部分は、私も実際行って、斎場にも車椅子がありますので、車椅子を通そうとしたらやはり通れないということで、車椅子の使用はできないということで、これについても全て斎場については修繕計画というのを毎年立ててやっておりますので、優先順位をつけて整備することになると思ひます。

ほかの修繕等もあります。これらも含めて優先順位をつけて検討していきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 町全体の話になりますけれども、1回目の答弁でもありましたけれども、今まで全体をという形で、そういう見直しは行っていない実態です。なの

で、今回こういうこともありますので、全体的なものとして必要か必要でないか等を含めまして、検討はしていきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あまりに簡潔でちょっと分からなかったのだけれども、検討はしていきたいというのは、どういうことをどういうふうに検討するのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 申し訳ございません。今は和式で使いづらいですとか、車椅子が入れないですとか、手すりがないですとか、そういうことをより使いやすいトイレにできるように改善するように、そこら辺の実態を調べながら検討していきたいと思います。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。再開は3時40分とします。

午後3時08分休憩

午後3時40分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
次に、3番、佐藤議員の一般質問を行います。
3番、佐藤議員。

●佐藤議員 本定例会に当たり、さきに提出を申し上げました通告書に従い質問を申し上げます。

質問に先立ち、このたびの能登半島地震で亡くなられた皆様、心からお悔やみを申し上げますとともに、遺族、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。

私の質問はただ1点であります。心和園における津波対策であります。

津波の際、入居者の一時避難場所は、施設の裏山となっております。しかし、避難小屋の一つもなく、テントを設営することとなっております。

町長は、新年度の予算発表でも、災害対策の強化に最優先に取り組み、安全・安心に暮らせる地域社会を実現すると言われております。町政執行方針でも同様であります。

また、令和4年の第3回定例会での心和園の避難対策についての私の質問に対し、簡易建物の整備についても検討いたしたいと考えております。町民要望を共有した発言に大変心強く感じた次第ではありますが、いまだに実現しておりません。

また、昨年、複数の心和園関係者から質問同様の要望があったとお聞きをいたしております。その回答においても、令和4年の私への答弁同様、プレハブ的簡易建物の設置

を検討しておりますとのことで、検討から一步も進んでおりません。

避難時に入居者が風、雨等を避けるため、有効との認識をしているのに、なぜ設置に至らないのかお聞かせをいただきたい。

これからは、簡易建物の早急な設置を補完する意味で、何点か質問をさせていただきます。

冬期間、あるいは夜間等の避難の際、少人数の宿泊職員で、避難と同時にテント等の設営等が本当にできますか。一時的には、入居者の避難が優先されると思いますが、その間は先に避難した避難者はテントを張るまでその場所で待機をするのですか。また、冬期間においては、低体温症等の災害関連死のリスクが懸念されますが、夏に使用するようなテントで本当に寒さに耐えられるのでしょうか。まさに、避難場所と言えない場所だけの指定は、施設設置者として適切な対策ではないのではありませんか。

対策というのは、いざ有事の場合の対策ということであり、災害後に行うのは対策ではなく復旧・復興であります。対策として今できることから進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

現在、町内の避難場所は数十か所ありますが、その大部分は避難場所に建物がありません。仮に、心和園の避難場所に簡易建物を設置したとしても、新たな老人福祉施設完成後は、ほかの場所へ移設するなどの活用ができるのではないかと考えます。

振り返って、東日本大震災、また今回の能登半島地震、さらには当町で発生した地震についても、冬期間に大きな地震が発生しております。災害は忘れた頃にやってくるとも言います。過去の歴史に学ぶようではありませんか。

最後に、現在の施設の移転あるいは建て替えに向けた基本構想の策定に着手するとの計画があるやに報道で伺っております。しかし、その完成は相当の期間を要するものと思われるのですが、着手に向けての年次計画とはどのようなになるのかお伺いし、最初の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

心和園における災害・津波対策についてのうち、「簡易建物の設置はなぜ進まないのか」についてであります。令和4年9月にもご質問者から同様のご質問をいただき、町でも寒さ対策としての簡易な建物の有効性は認識しているものの、自力避難が困難な入居者に対する避難体制等についての課題もあることから、その整備に至っていないところではありますが、入居者の命を守るための取組について、検討を進めているところであります。

次に、アの「冬期間・夜間等の避難の際、少人数の宿直職員で避難と同時にテントの設営等が本当にできるのか」についてであります。心和園における津波による避難では、施設の職員が中心となり、主に車両を使って心和園の裏にある避難場所に避難することにしております。

冬期間・夜間帯等の避難については、午後9時から翌日午前6時までの時間帯を夜勤介護員4名と業務委託をしている宿直者1名の合計5名で業務を行っており、津波到達

とされる30分以内にこの職員数で利用者全員を避難させることは困難であり、避難と同時にテントを設営することはできない状況であります。

次に、イの「入居者の避難が優先されるが、その間は先の避難者はテントを張るまでその場で待機するのか」についてであります。日中帯の職員体制であっても利用者全員の避難が完了するまで避難行動を優先する必要があり、利用者全員を避難させた後にテントを設営することとなるため、この間、避難者は屋外の避難場所で待機するほか、車両及びマイクロバスの中で待機することを想定しております。

次に、ウの「冬期間は低体温症等の災害関連死のリスクが懸念されるが、夏に使用するようなテントで寒さに耐えられるのか」についてであります。心和園裏山の避難場所には、15人ほどが入ることができるテント10張りと暖房器具を備えておりますが、体力面で不安がある心和園の入居者の避難を考えると、暖房器具があっても冬期間に長時間避難しなければならない場合は、低体温症等のリスクは残るものと考えます。

次に、エの「対策として今できることから進めていただきたい」についてであります。前段に申し上げたように、避難体制や簡易な建物の整備等について引き続き検討してまいります。

次に、オの「心和園の避難場所に簡易建物を設置したとしても新たな老人福祉施設完成後は他の避難場所で活用できるのではないか」についてであります。基礎工事を伴わない規模の簡易な建物であれば、他の避難場所に移設して活用することは可能であると考えます。

次に、カの「冬期間に大きな地震が発生しており、過去の災害の歴史を学ぶことについて、町の考えは」についてであります。平成23年の東日本大震災以降、避難場所等における低体温症対策の必要性が示されており、これまで町としても各避難場所に雨風を防ぐテントや暖房器具等を配備してきたところであります。

しかしながら、本年1月1日に発生した能登半島地震における厳しい寒さの中での避難の実態や対応例等からも、今後の災害時における寒さ対策の見直しに向けて必要な対策を検討するとともに、特に、体力面に不安がある心和園の入居者の避難については、有効な手段の検討を進め、避難体制と避難場所の整備を進める必要があるものと考えております。

次に、キの「現在の施設の移転・建て替えに向けた年次計画」についてであります。施設の移転・建て替えに向けては、場所の選定のほか、施設規模や機能についての検討や、町民ワークショップでの意見反映が必要と考えており、現在の年次計画では、令和6年度から7年度までに基本構想を、令和8年度に基本計画を、令和9年度に実施計画を策定し、令和11年度に実施設計となるため、施設建設は、早くても令和12年度からの着手で、工期は、2年または3年を必要とする予定であります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 再質問させていただきます。

あることの一つをもって、安全・安心な町だということとは言えないと思いますけれど

も、この防災対策は、安全・安心な町づくりの範疇に入りますよね。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。
当然であります。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 この今回の答弁書、これ4年の9月の答弁書とほとんど同じなのですよ、ほとんど。それは聞いているのです、前も。だからどうするのですかという話なのですよ。ほとんど同じですよ、これ。引き続き検討してまいります。全員が避難することは困難であります。避難整備の進める必要があると考えております。考えておるのだったら、進まなくてはならないでしょう。全く同じですよ。一議員に対する答弁でないのです。少なくとも、この13人は8千何百人の町民を代表して議会に出ているわけですから、だから答弁するところは、町民に対して答弁する、あるいは約束したことは町民に対する約束なのです。だからこうして、同じことを2回質問したりするかもしれませんが、進まないから質問するのであって、全部答弁でないですか。去年入った職員だって、前のやつを見て書いたら同じこと書けますよ、だけれども。

そして、この心和園については、普通の施設ではないのです。特別養護老人ホームということで、入居者の方は介護度が多い、しかも高齢者の方が入居しているわけでしょう。職員の手助けなくて避難することは、なかなか難しい人が入っているわけです。だからこそ、できる対策から進めてほしいということを行っているのです。こんなことでは、職員の方だって下手すると犠牲になるかもしれません。前回だって、万が一津波があれしたときには、非常呼集かけて、役場の職員か誰かが、保健福祉課か知りませんが、招集かけるという、自分も逃げなければならないときに、どうやって行けますか。物に書けば書けますけれども、そんな現実論ではない答弁して、検討しますなんて、納得しませんよ。したがって、宿直者が少ない人数でも、それでも大変だけれども、避難を優先させてスムーズに避難ができる方法を最低限考えなくてはいけない。そのためには、避難者を連れていった、そうしたらテントもないからそこにいなさい、そういう建物が簡易であっても、あったら入れるではないですか。そうしたら避難に集中できるではないですか。そういうことを言っているのです。

ですから、そのためにもできることの一つからやっていただきたい。そして、町政行政報告の最初の町長の行政執行方針。執行方針の最後でも言っているではないですか。これから人口も減る、財政もだんだん厳しくなる、借金は返さなくてははいけない。南谷議員の質問にも出ましたけれども、そういう中で、今やれることがやらなかったら、だんだんできなくなります。そして人口の数だけでなく、その数自体がどんどん高齢化してきますから。だから今できることからやりませんか。そういうことを質問しているわけです。そういう私との認識に立てませんか。それでもまだ検討ですか。何年かかって検討するのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

以前お話いただいた件、それから今回のお話の件につきましても、当然現状説明している中では、夜間の対応では、全員を津波災害30分以内の避難が不可能、全員の避難が不可能で、1人でも多く助けられるような手法・工夫をしていかなければならない。また、日中帯であれば、また職員がいる中で、できる限り30分以内での避難をまず行うということでの避難訓練の実施等も行ってきた中ではあります。コロナ禍の中で避難訓練ができなかった部分もありますが、地域の方も参加いただき、津波避難だけではなく、避難訓練等を行うということでの対策等を行ってきた中です。

今言われている、特に冬場の対策として建物等の提案をいただいているところでございますが、今回、いろいろ検討した中で、6年度の予算、3か年の計画の中には、残念ながら検討が不十分で乗せられなかったという実態ではございます。ただ、これを避難のいろいろな工夫の中で、それから最終的にどういったものの規模のもの、それから建物があれば避難をして守れる形になるのかということを検討を進めている中で、まだ結果に至っていないという状況が現状の実態という状況でございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 何かあまり答弁にならないような答弁だけれども。避難が大変だからといっても、避難しなければならないのでしょうか。避難が全員難しいと言っても、難しいから避難しないのですか。するのでしょ、避難。だから言っているのですよ。今までだって検討しますと言っているのだから、何か検討したのでしょうか。その検討した結果、いまだに実現しない。何が問題で今まで実現に至っていないのか、それを聞かせてください。お金がないならお金がないとかね。まだやることがあるとか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今回、新年度の予算、それから事業に当たって、社協との協議、それから心和園自体の避難の体制、それらの見直しであるとか工夫、それから避難の手段の再構築というところがまずは進んでいない、工夫をして進めてはいるのですが、そこまでに至っていないという状況でございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 課長、何かごちゃごちゃ言うのだけれども、よく分からない。聞いていることに的確に答えてないし。だから私、さっき聞いたのは、何が問題で実現、いまだ設置に至っていないのか、何が問題でそういう今までになっていないのかというのを聞いているのです。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

担当課長もいろいろと苦労して、今日までいろいろと検討を進めているところであります。もちろん町長としての責任も重いわけでございますが、この問題は本当に難しい課題です。しかしながら、避難場所を取りあえずつくるべきだということで進めました。

ご承知のとおり、裏山の整備をさせていただいたところであります。ところが、できましたけれども、地滑り地帯であるということで、さらに治山事業をさせていただくなど整備をさせていただいたわけでありまして。

しかしながら、今ご指摘のとおり、冬期間等を考えますと、今の職員体制の中ではなかなか難しい課題もあるわけでございます。そういうことでいろいろと検討はしているのです。全くしていないと、今、先ほど答弁が同じではないかという答弁を指摘していただいたわけでありまして、前向きに答弁をいたしたつもりであります。しかしながら、実際、形としては見えておられないことも事実であります。

そういう中で、やはり心和園の特別な施設として、1人でも命を救う、そういうやはり命の大切さというものは、先ほど私が冒頭に答弁いたしましたとおりの話でございますが、私といたしましても、今後この課題をさらに人員の体制等を含めて検討させていただきたいと思っております。

今日は質問があるのは津波のことだけと思いますが、その他災害がいろいろあります。火災等もあるわけでありまして。そういうことで検討させていただいております。

どうかそういう点をご理解をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 町長、話をそらさないで。津波があります、火災もあります、何にもあります、山崩れもありますというのは、それはそうではなくて、今、この心和園の問題について質問しているわけですから、災害なんてたくさんあります、いろいろ。けれども、本当に考えてみてください。考えているのだろうと思うのだけれども。避難はしました、避難場所に行きました、しかし避難を当然優先させるわけですから、そこに避難者を待機する。仮に全部の避難が完了しました。それからテントを建てます。この能登で起きた、能登半島地震、あの地域とここを気温比べてみてください。1月1日で起きたのですけれども。ずっとこっちのほうが最低気温が低いですよ。その中でこんなドーム型のテントをどうやって張るのですか。あれ、ぼんと置いたら風に飛ばされるでしょう。あれ、打てませんよ。ですから、ですから簡易建物であっても、全く分からないのだな、それができないというのが。課長の踏ん張りが効かないのか、町長に対する説得力がないのか分かりませんが。そして、それでできなければ、テントのほか備蓄倉庫、それから車両の中で避難をする。こんなの対策でも何でもないではないですか。能登半島の地震でも自分の車の中に避難した人がたくさんいますよ。そんなの対策とい

うのですか。行政が造った建物に、車の中にいなさいとか、ストーブ出したから備蓄倉庫が空いているからそこに避難しなさいと。それを対策というのですか、だけれども。対策でも何でもありません。しかも健康者ならまだしも、厚岸町で一番避難困難者です。一番避難困難者ですよ。何かしらの健康問題、あるいは足が弱い、腰が弱い、要介護2だ、3だ、4だという方が多いわけでしょう。あまり症状の軽い人は、なかなか入居基準に満たなくてはじかれるわけですから。そういう方が多いのです。その方の避難対策が一番遅れるということは、何も大事にしてないということですよ。

我々だってどうなるか分かりません。立派な後期高齢者ですから。そういうことできちんと、やはり優しさがありません。今、こういう答弁書をもらおうと、答弁に優しさだけではないですか。こういう問題があって、具体的にこういう問題もあってこれがない。2年後、こういう問題が解決する。だからそれに着手させていただきたいとか、そういう答弁全くないではないですか。避難はできません、全員は避難不可能であります、どうするのという話ですよ。不可能だってしなければならないのです、避難。だったら、避難場所に行ったらきちんと自分の身を守れる建物一つでもなくて、そこにいなさいです、この冬に。そんな答弁なんかないではありませんか。自分のことにして考えてみてくださいよ。

今まで何回だって、夜間や冬期間においては体力的に問題のある入居所が雨風を防げる簡易的な建物は有効的だと言っているのではないですか。全く有効さがないと言うのであれば、それは分かります。認めているわけですが、有効であると。認めてあるのに何で進まないのですか。もう少し誠実に、できないならできないとか、きちんと教えてください。でなかったら、終わらないではないですか。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁させていただきます。

いや、重要性については本当に認識いたしております。いやいや、笑い事ではないのです。実はこの課題につきまして、私も町政課題いろいろありますが、重大な課題として、実は以前から移転改築について、安全地帯に対する、そういうことも考えておったわけでありまして。担当課長に指示をし、いろいろと検討をいたしました結果であります。

ところが、財政的にも大変厳しいということでなかなか進まなかった、そういう過去があるわけでありまして。今日、今お話がありましたとおり、特に冬期間、夜間等における避難の関係、もう本当に何回もそれぞれ関係者と協議をして、社協とも含めていたしておるわけでありまして、やはり人員の体制なのです。建物は造ったけれども、いざという場合に、やはり心和園の特殊的な施設等を考えますと、果たして平時でも全員を避難させるということも考えながら、いろいろと今、日常における訓練はしているのです。されているのです。ところが、建物についてはなかなかいい考え方はない。造るべきだということを知るのですが、人員をそれではどうするのだ、特に夜間ということになると、先ほど答弁いたしましたとおり、4人なのです。そうすると、4人で果たして安全という意味からいって、十分な避難活動ができるのかという点もあるわけでごいまして、本当に難しい課題なのです。

そういうことを、今日改めて、14年の答弁と同じだとか言ってましたけれども、さらに前向きの答弁をいたしておりますので、今後さらに検討を各担当とも含めて、もう再度協議をして、今日の答弁は、本当に私は今までも真面目にやってきましたけれども、より真面目にしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 いや、真面目でないなんて言ってませんからね。けれども、町長、今の答弁の中で、一つ問題というか、全員避難できないから、避難ができないからその建物を置く必要がないというふうに聞こえますよ。いや、聞こえます、そういうふうに。だからその建物を置いたって、60何人が避難できる建物を置いたとしても、4人か5人で全員を避難させることができないから、必要でないかのような答弁です。いや、そう聞こえますよ、だけれども、聞きようによっては。それは違うと思えますけれども、本当はそういうふうに聞こえますよ。

それで、この2年間で、これ、千島海溝沿いの巨大地震関係の資料が、2年間でこれだけありますよ、新聞の切り抜き等も含めて。ということはどういうことかという、災害なんかいつ来るか分かりません。30年来ないかもしれないし、50年来ないかもしれない。だけれども、明日、明後日、来るかもしれない。だから、それだけそういう対策が必要なのだということをマスコミもきちんと理解しているから、この2年間でこれだけの記事が出ているわけです。

そして、先ほどの行政執行方針の中で、町長最後に触れましたけれども、厚岸町の人口推計、2050年までの人口推計で、今の人口の48%ぐらいしか残らないのではないかなんて統計も出ているようですけれども、仮にこの千島沿いの巨大地震、振動、能登半島よりまだ大きな地震が来た場合の被害想定も発表されています。もう半分以下になります。ただ、早期の避難率が高い場合は1,700名、低ければ4,000名超えるのですよね。そうしたら、そのときに仮に、そのときに4千何名が、2050年に4,500名だか800名なときに、これ来たら厚岸町の人口、みんなそのときにいなくなってしまうということになるのではないですか。だから、それだけいつ起きるか分からない地震だけに対策を進めていただきたいというのが今回の私の質問であります。ですから、この後、新たな施設が移転し、建て替えになるという計画で恐らく行くのだと思えます、報道のとおり。しかし、供用開始まで7年も8年もかかるではないですか。その間、災害が来なければいいですよ。来なかったら来なかったと、対策を立てただけけれども来なくてよかったねで済むのです。その間に来てしまったら、ああ、少しあれのときにやっておけばよかったねという話になるのですよ。どちらを取るかということです。これから30年後に、50%近い確率でこの千島海溝沿いの巨大地震が予測されているわけです。だから、これから社会に出る若い人だってたくさんいます。けれども、今、いろいろ町長はじめ理事者の皆さんが考えてそういう対策を実施してもらわないと、あとやれないのです、やる人は。そのために、だってそれだって皆さんが納めた、国民や町民が納めた税金で、そしてそれをあなた方が汗水流して働いて、仕事して入ったお金ではないのです。それを

厚岸町のために、町づくりのために、町民のために使ってくださいよといって納税しているわけです。それを効果的に予算化するというのがあなた方の仕事なのですから。さつき町長も言われたように、いろいろ財源、財政的に、もちろんそうです、無駄な金なんか使うわけにいかないですから。しかし、やると気がなかつたら、検討したって進まないではないですか。よし、やろうと。では、財源はどうするのだ。では、どこの場所で何を造るのだ。そういうふうな発想で行かないと、検討なんか進まないではないですか。検討します、検討しますと言っても。私はそう考えます。

いろいろ再質問を考えたのだけれども、考えた質問のとおりは何も言うことなく、思い出すままに言ってしまって、大変申し訳ありません。

そして、3月11日が近づくと、2011年の東日本大震災を思い出します。まさに未曾有の災害でした。昨年、総務産業常任委員会で、宮城県の石巻市の大川小学校の被災現場を見てまいりました。そういう機会をいただきまして、大変感謝しております。

実は、その学校は海から3.7キロ内陸に位置しておりました。3.7キロです。しかし、その海と学校の間といいますか、間には北上川が流れておりました。その津波は、その学校まで到着しないと。ですから、地震が来たら校庭にまず逃げなさいと、建物から出て校庭に。それで、恐らく先生も生徒も含めて校庭に逃げたと言っていました。児童が108名、教員が11名。そのうち、北上川を遡上した津波が、児童108名中74名が犠牲になりました。教員が11名中10名が犠牲になりました。しかし、先生1人と生徒の34名、助かったのですよ。どうして助かったか分かりますか。裏山にあったから、裏山に、先生の指示が出す前に裏山に逃げたのですよ。それで、生徒が34名と教員の1名が助かりました。そのほかは、全部犠牲になりました。ですから、津波が来ないよ、来ないよとすり込まれたために、恐らく逃げなかった方が多かっただろうと思います。校庭のすぐ裏山なのですから、その裏山を5メートルだけ駆け上がったそうです。ですから、6メートル以上のところにいれば、助かったということになるでしょうけれども。50分間、校庭にいたそうであります。50分だと恐らく逃げれたのではないかなという気がします。

そういうことでありますので、自然の力というのは時には人間の想像を超えてしまいます。ですから、先ほど町長が言ったように、避難訓練だとか演習だとかというのは、これはやはりいざ有事のための行動を演習するわけですから、大変大切なものだし、それは進めていっていただきたいと思いますが、この心和園の対策、これも対策、検討します、検討しますと2年も2年半も言われたのでは、検討してないのではないかと疑わざるをやはり得ないですよ。町長が答弁してくれましたから私は信じますけれども、また来年、今年の冬か来年質問しますから、そのときは検討した結果という答弁をぜひいただくようお願いしたいと思います。

そういうことで、答弁より私のしゃべる時間が長くなりましたけれども、今回、心和園の対策の一部に絞ってお伺いしましたけれども、先ほど申し上げましたように、災害がなくても人口はやはり減り続けると思います。したがって、やりたいと思っても財政は厳しくなる、これは十分予想されることでありますので、厳しい実態運営となりますけれども、一つ一つ、全部の要望が、今、町長言っているように、全部の要望をやるだけの財源があればいいのですけれども、これはやはり取捨選択をして、やはり緊急性の

あるものから進めていただきたいと最後お願いして、私の質問を終わっていいのかな。そういうことで終わりたいと思いますけれども、やはり先ほど最初の質問で申し上げましたように、やはり大震災というのは歴史的に繰り返し、やはりどこかここかで起きているのですよね、日本列島。ですから、自分のところで経験しないと学ばないのではなくて、あそこでこういう地震があった、津波でこういう被害があった、そういう自分のところでなくても、その過去に違うところで起きたそういう歴史に学んで対策していただきたい。我々みたいな凡人は賢くないから経験しないと学ばないので、それではやはり対策にならないのではないかなと。そういう地理的なこととか気候的なこととか、それから山間部だとか海岸に面しているとかという、そういう地理的な条件だってあるわけですから、そういうところでそのような災害、津波なんか起きたときには、厚岸町もどうなのかなということで、それを参考にするとするか、それをやはり歴史の繰り返しとして学んでいただいて、やはりできることからとにかくやっていただきたい。来年の町長の答弁に期待します。

終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 終わりますではなくて、私が答弁いたします。

実は先ほどの私の答弁で、入居者が全員避難できないので必要ないというような取り方をされたようですが、全くそうではありません。1人でも命を大切するのが防災対策です。私はそういう気持ちを持ちながら、いろいろなこの心和園のみならず、厚岸の町民の命と健康、財産を守るために取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さて、心和園であります。先ほども答弁いたしました、本当に真剣に取り組んでいるのです。しかしながら、ここで結果が出ていないということは、本当に申し訳ありません。ただ、前向きに検討しているということをご理解いただきたいと思います。近く、結果が出るかは乞うご期待ということになるわけではありますが、しかしながら、そういう答弁ができるように、さらに頑張っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

またもう一つ、これまた佐藤議員の質問の中であったわけではありますが、寺田寅彦の言葉、忘れた頃に災害が来るとい、これ昔のことなのです。今はいつでもやってくるという近年の時代であります。その対策もしなければならない。また、大川小学校のこともありました。私も現地に行ってまいりました。本当にそのとおりなのです。

ただ、実はふだんの学校教育の中で、避難対策もしておったようではありますが、山がありましたけれども、山は人の山であるので、そこへ行ったら駄目だという教をいたしておったようでもあります。だから、グラウンドで50分も待機しておったという結果だそうでもあります。逃げていれば、高台に逃げていれば道路なのですが、助かったのです。そういうこともあるようでもありますので、いろいろと13年前の東日本大震災の教訓、そしてまた、このたびの能登半島大地震の教訓等々を踏まえて、厚岸町の安全な町づくりに頑張っていきたい、そのように考えますので、心和園についてもそういう気持ち

ちでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。（「よろしく願いします」の声あり）

●議長（大野議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、8番、石澤議員の一般質問を行います。

あらかじめ、議会の延長をしたいと思います。

8番、石澤議員の一般質問が終わるまで、議会の延長をいたします。

8番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問します。

最初に、現行の保険証の廃止をしないように、国に要望すべきではないかということです。

まず1、マイナンバーカードの取得は任意であり、取得するか、しないか、本人の自由であると認識しているが、そのことに間違いはありませんか。また、本町の現時点での取得率はどうなっていますか。

2、令和6年12月現行の保険証を廃止すると令和5年12月22日に閣議決定がされました。現行の保険証が廃止されると、マイナンバーカードひもづけされた保険証がない場合、資格確認書が発行されると聞いていますが、これはどのようなものですか。資格確認書の申請をしないと無保険になりますか。マイナンバーカードが取得困難な町民もいると思うが、どのような状態の人ですか。また、そのような町民に対してどのような手だてを取っているのか伺います。

次、マイナンバー保険証になっても、介護施設等ではマイナンバーカードを預かって管理することになるのですか。現行の保険証廃止については、国民はもとより健康保険証を扱う各機関から多くの反対意見が出ていることは、承知していると思います。現行保険証のままであれば、無駄な費用や事務負担もかからないし、国民保険税を払っている被保険者である町民の混乱もないと考えますが、どうですか。また、町として現行の保険証廃止を中止するように国に要望すべきと思いますが、どうですか。

次、介護保険についてです。令和6年度からの介護報酬改定を見ると、訪問介護費の単位が軒並み下がっています。この報酬改定によって基本報酬の引下げが行われることは、介護事業所の深刻な人材不足に拍車をかけることになると思いますが、この状況をどのように考えますか。介護予防・日常生活支援総合事業の報酬単価は、町が保険者であり報酬単価を決定する立場にあると聞きます。引き下げるべきではないと思いますが、どうですか。

次に、介護事業所の中心を担っている全ての介護事業者の担当者と懇談をし、事業所の実態を聞くことは、今後の本町の介護事業にとって必要ではないですか。また、本町として支援すべき内容についても検討してはどうですか。

次に、防災対策についてです。能登半島地震を受けて、町の防災体制について心配する声を多く聞きます。耐震診断の利用促進と耐震改修の補助制度を利用しやすくするよう見直しや充実をさせることが必要と思いますが、どうですか。

備蓄資材の品目や数は現状のままでいいのか、もう一度見直す必要があるのではない

かと思えます。また、防災対策としての井戸を各地区に造る必要があると思うが、どうですか。浜中町では、一部の酪農家が井戸を設置しています。町では、乳牛の飲料確保のために井戸の設置を考えられませんか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現行の健康保険証の廃止をしないよう国に要望すべきのうち、(1)の「マイナンバーカードの取得は本人の自由と認識しているが、間違いないか」また「本町の取得率は」についてであります。国は、マイナンバーカードの申請、取得については、義務ではないとしております。

また、当町のマイナンバーカード取得率は、総務省が公表する1月末現在の公表値では、交付枚数は6,448枚で、総人口に対する交付率は75.1%となっております。

次に、(2)アの「資格確認書はどのようなものか」についてであります。資格確認書は、氏名、生年月日、被保険者等記号番号、保険者情報などが記載され、マイナンバーカードを保有していないことでオンライン資格確認ができない場合、資格確認書で被保険者資格を確認することができるもので、原則、本人の申請に基づき保険者が交付することとなっております。

次に、イの「資格確認書の申請をしないと無保険になるのか」についてであります。健康保険証の廃止後、当分の間は、マイナンバーカードを取得していない被保険者やマイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない被保険者などについては、本人の申請によらず職権で資格確認書を交付することとなるため、生活保護を受けている方以外は、国民皆保険制度により健康保険に必ず加入しなければならないため、原則、無保険となることはありません。

次に、ウの「マイナンバーカードが取得困難な町民はどのような状態の人か、そのような町民に対し、どのような手だてを取っているのか」についてであります。マイナンバーカードの取得が困難な町民については、自宅療養や病院に入院、施設に入所中の方など、申請もしくは受取り時のいずれかに役場に来ることができない方と考えております。

町では、こういった方を対象に、令和4年7月から広報誌等で周知を行い、個別に相談があった場合には、日時を調整し、個人宅や施設等に職員が出向き手続を行う出張申請サポートを実施しているところであり、本人もしくは家族の方が郵便で申請された場合には、代理での受取り方法を伝え、対応をしているところでもあります。

次に、エの「マイナ保険証になっても介護施設等ではマイナンバーカードを預かって管理するのか」についてであります。マイナ保険証になった場合についても、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証で受診することが困難な場合は、原則本人からの申請により資格確認書の交付を受けることが可能とされているため、基本的には、家族や後見人がいる場合は、マイナンバーカードを預かることはありませんが、身寄りのない方など本人の貴重品として預かる必要

がある場合は、お預かりすることとなります。

次に、オの「現行の保険証のままであれば、無駄な費用や事務負担もかからず、町民の混乱もないと思うが」と「現行の保険証廃止を国に要望すべきと思うが」についてですが、現行の保険証の廃止について関係各機関や地方議会から反対意見の要望が出されていることは承知していますが、国では、昨年12月22日に健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が閣議決定されたところであります。

町では、これを踏まえ、法律またはこれに基づく政令により事務を執り進めることとしており、町民に対しては、制度改革による混乱がないよう、窓口や町広報誌等で周知を図っていきたいと考えております。

なお、制度改革に伴うシステム改修等に要する費用については、国から財政支援が予定されているため、国や北海道の通知に基づき適切に対処してまいりたいと考えております。

また、町としては、保険証の廃止に伴う運用について、適正に執り進められるよう、国や北海道に要望していきたいと考えますが、現段階においてご質問にある国への要望を行う考えはありません。

続いて、2点目の介護保険についてのうち、(1)の「令和6年度からの訪問介護費の単位が下がっている。介護事業所の深刻な人材不足に拍車をかけると思うが」についてですが、国は、このたびの介護報酬改定で、介護サービス全体の介護報酬については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービスの経営状況の違いを踏まえた対応を行った結果、サービス全体の介護報酬を1.59パーセントのプラス改定とした一方で、訪問介護の基本報酬については、区分ごとに20円から120円のマイナス改定とし、処遇改善加算の加算率を他のサービスよりも高く設定したと説明しております。

また、国は、現行において介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の3つに分かれている処遇改善加算を一本化して加算の取得を促すとともに、このたびの報酬改定が介護職員の処遇改善に与える効果について実態を把握していくこととしているところであります。

当町では、町内の訪問介護事業所において、処遇改善加算の取得促進が円滑に進むのか、基本報酬のマイナス改定が経営にどれだけ影響を与えるのか、このたびの報酬改定が与える影響について注視していきたいと考えております。

次に、(2)の「介護予防・日常生活支援総合事業の報酬単位は、町が決定する立場にある。引き下げるべきではないと考えるが」についてですが、当町では、介護保険法の改正に伴い平成29年4月から介護予防給付で実施していた訪問介護及び通所介護について、市町村事業に移行されたことに伴い、厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則で報酬単位を定めており、この報酬単位については、国が示す旧介護予防訪問介護に相当する事業の報酬単位に準じたものとしており、これまでも、国が示す報酬単位や加算基準が改定されるごとに同額に見直しをしております。

令和6年4月からの報酬単位は、令和6年2月末時点で国から示されていませんが、

要介護者が利用する訪問介護との均衡もあり、当町では引き続き国が示す報酬単位や算定基準と同様に報酬単価を定めたいと考えております。

次に、(3)の「訪問介護事業所の担当者と懇談し、事業所の実態を聞くことが必要ではないか。また、町として支援すべき内容について検討してはどうか」についてであります。また、町は、地域包括支援センターを直営で運営しており、その業務の一つとして、要支援認定者のケアマネジメント業務を実施しています。

このケアマネジメント業務において、訪問介護事業所の担当者と町の職員が直接、日常的にサービスの空き状況やサービスの実施状況について、また地域包括支援センターが毎月実施している定期連絡会議において幅広く情報共有していることから、日頃から事業所の状況把握はできているものと考えております。

さらには、現在策定中の第9期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、事業所アンケートを実施し、事業所の運営状況や意見・要望などについて調査を行っております。

また、訪問介護事業所へ支援すべき内容の検討については、町では、事業所との関わりの中で、町内の訪問介護事業所の運営上の課題として、人材不足があると認識しております。

訪問介護事業所の人材不足については、訪問介護事業所のみならず、町内の居宅介護支援事業所からも繰り返し情報提供を受けているほか、前段の事業所アンケートにおいても、訪問介護事業所3事業所のうち2事業所において、それぞれ2名の介護職員の不足を確認しているところであります。

このため、町では新たな支援策として、町内事業に訪問介護員として就労する場合の資格取得に要する費用を助成する制度を創設するため、本定例会で提出している令和6年度一般会計予算案に必要な費用を計上しているところであり、今後も訪問介護事業所のみならず、町内の事業所・法人と情報共有を図り、必要な連携と支援に努めてまいります。

続いて、3点目の防災体制についてのうち、アの「耐震診断の利用促進と耐震改修の補助制度を利用しやすくするよう見直しや充実させることが必要と思うが」についてであります。耐震診断については、建物の所有者自らが専門業者等に依頼し行うものであります。町では平成20年度から無料簡易耐震診断を実施しており、町広報誌や町民ホールの情報コーナーにパンフレットを置くなど周知に努めております。

また、北海道では、平成18年度から、より詳細な無料耐震診断を実施しており、町広報誌においても周知を行っております。

これまで町が実施する無料簡易診断は、平成20年度から現在までに3件の利用で、北海道が実施する無料耐震診断は、厚岸町民からの依頼はなく、耐震診断に対する理解と関心は決して高いものとは言えないことから、利用促進に向けてさらなる情報提供に努めてまいります。

耐震改修の補助制度については、既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的として、耐震改修工事の費用の一部を住宅所有者に対して最大30万円の補助金を交付する制度を創設していますが、これまで利用実績はありません。

また、現在、制度の見直しを行う予定はありませんが、町民の安全と財産を守る観点から、その周知に努めるとともに、必要に応じて耐震化促進のための見直しについて、さらに研究してまいりたいと考えております。

次に、イの「備蓄資材の品目や数を見直す必要があるのではないか」についてですが、各避難場所等に配備している毛布や暖房器具等をはじめとする備蓄資材については、これまでも東日本大震災や北海道胆振東部地震などの大規模災害を教訓に、当町における課題を踏まえて、種類や数量の見直しを行ってきたところであります。

このたびの能登半島地震でも、道路損壊による孤立集落への支援物資輸送の遅れや避難場所等での低体温症による被害などがあり、こうした多様な課題を踏まえつつ、今後も各備蓄場所への備蓄資材等の配分の見直しを含め、計画的に整備を進めてまいります。

次に、ウの「防災対策としての井戸を各地区に造る必要があると思うが」についてですが、防災井戸については、令和4年6月の厚岸町議会第2回定例会の一般質問でも同様のご意見をいただき、町有施設の整備などに合わせた井戸の設置や、個人所有の井戸を災害時に使用させていただくための取組について検討を進めております。

各地区への井戸の設置については、大規模な津波災害が発生した場合には、浸水が想定される区域では使用できなくなる可能性が高いため、町として設置する考えはありませんが、引き続き、被災者の生活用水の確保を目的として、防災井戸の整備や活用に向けた検討を進めてまいります。

次に、エの「乳牛の飲水確保のための井戸の設置を考えられないか」についてですが、浜中町の一部の酪農家が設置している井戸については、災害時の利用のため、もともと所有している酪農家が4戸、北海道胆振東部地震の大停電を機に災害用に新設した農家が19戸あります。

その後においては、整備が進んでいない状況ですが、今後の検討課題である旨、浜中町農協からお聞きしております。

厚岸町には、浜中町農協所属の酪農家もあり、1件が個人で井戸を設置されていますが、今後、地区の中で井戸の設置も含めた災害時の乳牛の飲水確保を検討していくと伺っております。

釧路太田農協においては、平成30年11月に断水対策についての要望書が町に提出され、その後、関係機関の協議により酪農継続のための災害対策マニュアルが整備されております。

このマニュアルでは、断水により水が確保できない場合は、川からの取水を行うこととしております。

このため、発電機等の必要機器を整備し、農協職員と酪農家で構成される地区担当制をはじめ、取水場所も選定されているところであり、昨年、5月には取水訓練を実施したところであります。

現状において、釧路太田農協からは、井戸の設置要望もなく、災害時の農業用水確保については川水を利用していききたいと伺っていることから、乳牛の飲水確保のための井戸の設置は考えておりません。

以上でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、マイナンバー保険証のことです。マイナンバーカード、本人に資格書が通知されるということなのですが、短期証とか、そういう滞納処遇を受けている方の場合は、どうなるのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 4 時55分休憩

午後 5 時02分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
町民課長。

●町民課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。
お答えさせていただきます。

短期証につきましては、健康保険証の廃止に伴いまして、短期保険証の仕組み、それから被保険者資格証明書の仕組みにつきましては、それに代えて特別療養費の支給に変更する内容となっております。

●議長（大野議員） 町民課長、どうぞ。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

特別療養費の支給ということでございますが、支給対象者につきましては、医療機関の窓口で医療費を全額支払っていただいた上で、後日申請を行うことで支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けるという仕組みでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、そういう人は、このマイナ保険証の対応に資格証明書を出してもらえないということで、多分滞納している方とか、そういう方ですよ。そういう人たちにとって100パーセント払えということですよ。窓口で。そういうことは可能になるのですか。そういう人たち、置いてけぼりになってしまうのではないですか。大変な思いしている方が、この保険証が出てくることによって、そういう不利益を受けるということにならないですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

短期証と資格証明書につきましては、短期証につきましては、今現在も1年、2年と
いうことですが、資格証明書につきましては、現在も10割を一旦支払ってもら
って、その後に金額を一部受け取ることができるということになってございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何か情けなくなってしまうような感じがするのですけれども、そうすると、
滞納している方にとっては、今までと全然変わらない対応になるということな
のでね。マイナンバーカード、マイナンバー保険証に移行しても、その人たちは
今までどおり、短期保険証ですか、そういう形になって、今までと変わらない
で、10割払って後で受けるということになるのですか。いろいろな大変な思
いをして生活している方だと思わうのですが、その方に対する救済みたいな
ものは、もう今までどおり何もないというふうに考えていいのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今の厚岸町におきましては、そういった方に対しまして特別な理由、いろいろある
と思うのですけれども、そういった方につきましては短期証を発行したり、悪質
なとか、滞納している人につきましては、資格証明書で対応しているという
状況でございますので、今後につきましてもそういった対応で取り進めてまい
りたいというところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何かすごいねという感じがしますけれども、分かりました。

マイナンバーカードで、これから1年間ですか、マイナ、資格確認書が1年間
となっています。けれども国は5年間猶予ということを行っています。これは
そういうような取組ということはないのですか。国からは5年間見るよとい
うようなことも出ていと思うのですが、それはどうなっているのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

保険証廃止になった後ということですが、健康保険証が廃止になった後にお
きましても、1年間有効とする経過措置が取られているということですが、そ
して、資格確認書の有効期限につきましては、5年間という内容でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 このマイナンバーカードなのですが、いろいろなところでいろいろなマイナ保険証をめぐるトラブルが多発していますよね。それに対していろいろ調べるとか言ってましたけれども、それはどう変わっているのですか。それが少しでも改善されたのでしょうか、マイナンバーカードのトラブル。例えば、他人とのひもづけにされていたとか、そういうのがありましたけれども、そういうようなことはどう変わっている、ちゃんとなっているとか、それはどう変わっているのですか。その情報は来ていますか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

国におきましては、各関係機関等に指示を出しまして、そういった事例等の精査をしているところでございます。今年の春までにはそういった整理をするということで進めているという状況でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 マイナンバーカードに対しては、いろいろな、さっき多くの国民が反対しているというのを含めて話しましたけれども、全国知事会が政府に対して、総点検の期間を柔軟にということをお願いしていますよね。それから、医師会が政府に対して、現行保険証延期・延長をという声も上げています。それで、やはりさっき、今時点で国へ要望を行う考えはありませんということでしたが、こういうふうないろいろな問題があるものに対して、今5年間たって申請しなかった人に対しては、町としてはどう考えているのですか。強制はするなとなっていると思うのですが、本人の意思でいいということでもいいのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、本人の自由ということでございますので、町としてはそれを促進するというか、強制することはありません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。何も事件が起きなければいいのですが、何かあったときは、やはりちゃんと国に申入れをするとか、問題点があったら上げていってほしいと思います。

次に介護保険です。今回の介護改善の問題なのですが、訪問介護がすごい点数がびっくりするくらい下げられたのですよね。厚岸の場合も、これ同じだと思うのですが、改善前が167とか250とか単位あるのですが、それが163になったり244になったり387にな

ったりと、すごく著しくサービスの時間が下げられています。そういうことで、介護保険の今どういう状態ですかと話を聞いたときに、看護師が辞めていくのだよねという話を聞かされたのです。やはりそこに対してきちんとした支援をしていかなければならないのではないかと思うのです。この話を聞いていると、常に皆さんと話合いしながら、事務所のアンケートを実施して、事業所の運営や意見・要望などについて調査を行っていますということですが、そのときにこういうような話とか、大変なのだという話とか、多分町なかであればいいですけれども、厚岸の場合は遠くに離れていかなければならないし、車で1時間、2時間、1時間くらいかかるところ結構あると思うのです。そういう場合のガソリン代とかそういうのも出てくると思うのですが、そういうことに対しての支援とかという声は上がっていないですか。どうなのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今回の報酬改定の中で、おっしゃるように、訪問介護に限って、ほかのところは幾分か報酬が全体で1.59と言われているので上がってきているのですが、訪問介護に限っては、大きな額ではないのですけれども、改定で下げられたというような実態となっています。国の説明ではこの部分、基本単価は下げたのですけれども、処遇加算を最大で22.4%加算を受けられる。この加算を目指してもらうことで、最終的な報酬は、人件費を確保するための報酬は設定したというような言い方をしている状況です。

今回、この報酬そのものについては、4月以降これらが実態としてどれくらい影響が出てくるのか、加算を目指せる事業所と、3段階くらいあるのですけれども、現在でも1段階、2段階、町内の事業所については、必ず加算をかけてもらっている状況にはあるのです。基本単価に処遇加算を加算して受けている状況です。次に改正になったときに、さらに高い処遇加算を受けられれば、報酬自体は上がるのですが、そういった話を、この報酬の案が去年の12月以降その話になってきた状況からは、事業所とはそういうような話で、ちょっと大変だよねというような話は聞き取ったりですとか、そういうことはちょっと行っています。この報酬改定に伴って人材が足りない、大変だということよりは、現状行っている中で人材の不足があるということで僕たち受け止めて聞き取っているという状況ではあります。

報酬改定に伴って今後どうなるかという部分では、やはり改定後運営していく中でどの段階の加算が取れて、実態の運営としてやはりさらに厳しくなっているのかというようなことになるのかなと考えているところです。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 結局、介護士が、ヘルパーが育っていかないとか、辞めていくというのは、やはり給料が安いということがあられると思うのです。やはり生活できなければ、その仕事にすごく自信を持っていたりしてやっている方が多いと思うのです。でもその人たちにとって、やはり自分が働いているのがちゃんと評価されないというのは、極端に言えば

評価する場合は給料です。給料だけでないですけども、皆さんからの支援とかありますが、やはり生きていくためには必要なものです。その辺もあるので、例えば、さっき私言いましたけれども、ガソリンとかそういう別な形で支援をするとか、そういうような方法を考えていったらどうかなと思うのです、4月まで待たないで。今、大変な思いしているのですから。

こういうことを言ってくれた人がいます。訪問介護の現場では、サービス提供以外においても、ホームヘルパーの定期的な訪問の中で、利用者の特殊詐欺の未然防止や、消費被害の早期発見、災害を想定した平時からの声かけなど、利用者の生活に寄り添いながら、地域における防犯・防災にも目を向けて取り組んでいるところです。しかしながら、既に人材不足と従業者の高齢化、それから人件費の高騰、物価高騰により、閉鎖や倒産する事務所が増加していますという。それに対して、何とかしたいのですけれども、どうにもならないという声も聞こえてくるのです。ですから、そういう方たちの、せっかくこういう機会、いろいろな集まった話を聞いたり何だりしている機会を厚岸町やっているみたいなので、ぜひとも事務所というか、介護所が倒れることがないような。だって、その人たちがいなくなったら、居宅で、在宅で介護受けている人は、本当に大変な思いをするのですよね。だから、それをないようにするために、何とかいろいろなことを共有しながら、具体的にこういうことができることがあるとしたら、人材不足もあります、それを何とかする方法を考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 介護保険事業につきましては、サービス事業者が、あらゆる法人、自治体も実施することができますが、株式会社と個人においても実施できる状況にありまして、企業形態ですとか条件についても、それぞれの法人運営者の中で設定されている。その中での、僕たち、さすがに個々人の給与水準というところまでは確認をしております。実際に生活できる、運営できるという部分では、総体の話としては聞き取っている状況もありますし、人材不足の部分では、サービス、ニーズのある、要望のあるサービスに対して物理的に派遣ができないですとか、そういったことがないように、いろいろな部分では支援の必要があるかなというふうに考えておりますが、直接的な費用と、金銭的な支援、運営費の支援という形では、今現在はそこまで踏み込んでの訪問介護に限って行うというふうにはちょっと考えていないところです。

ただ、人材不足に対しましては、例えばですが、社会福祉協議会では、通常介護職員は一緒くたにされるのですが、訪問介護員、ヘルパーにつきましては、なかなかハードルが高いなという部分が実はありまして、家庭に入る分、例えば家事を行うに当たって、例えば経験のない若い職員が食事を作る、掃除をするといっても、なかなか十分な技術を持っていない、資格だけを持っている。そうすると、介護福祉士、両方、施設の介護員もできるしヘルパーもできるのですが、なかなか介護員の中でも、ヘルパーをやりたいという職員がなかなか、家事援助等がある中で、身体介護だと割とできるのですけれども、家事援助がある分、ヘルパーのほうには行きたくないですとか、そういった

話もちよっと聞いたりしています。そうすると、何とかして訪問介護員の人材不足に対しては支援を考えていかなければいけないかなとは考えております。ちょっとそういった部分は、今、聞き取っている中で、二つの事業所が2人くらい人材が足りないという話も聞いていますので、何かしらの支援を考える必要があるのかなとは考えているところです。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 せっかく、こういうふうに集まって話す機会、それがうまくできているということを利用して、ぜひ在宅のことが大変にならないように、居宅も大変なのですけれども、施設も大変だと思うのですが、両方含めて、これからのことを含めてきちんとやってもらいたいと思います。

総合事業なのですが、これは要支援1、2ですよね。それは単位でなくて1カ月幾らというふうになっていますよね。そういう場合に、これ引き下げてしまったら、総合支援の報酬単価、国は引き下げる方向で動いていると思うのですが、これはどういうふう引き下げたらサービスなんか落ちてしまうということはないのですか。それはどうなのですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 総合事業についてお答えさせていただきます。

介護報酬、要介護を受けた方については、今、話をしてきました介護保険の訪問介護の単価が下がるのですけれども、その報酬で行うことになる。総合事業に移行する部分は、以前の要支援の方の訪問介護について、現在は町の事業で行っているという状況になっております。

この報酬の単価の基準は、やはり国が。もともとの単価の経過から国が基準を設定していることで、市町村においてもその単価を使用して、それぞれに報酬を決めている状況になります。ですので、ご質問者のご質問のとおり、町において決める単価なので、国に倣ってやらなくてもいいのではないかとという質問だと思うのですが、ただ現状、今現在は国の単価が示されていないので、現在は何とも言えないのです。下がるのか上がるのか、現状維持なのか分からない状態ですが、お話のとおり下がる可能性が高いのかなとは考えております。

もともと要支援の単価というのは、週に1回程度の方の月額単価、それから週に2回程度の派遣の月額単価という月額単価制度になっていまして、1回単価ではないということで、制度の単価の違いはあります。ただ、それを通常の訪問介護でいう1回単価を換算したときに、その相当分が報酬に影響があるのかなというふうなことで、下がるとすれば同じ水準で下がるのかなと今想定しているところではあります。

ただ、町においてこの基準に倣ってそのまま単価を置くということで今までやってきましたので、今後、国が報酬を設定した段階で厚岸町も同様の単価をというふうな想定をしております。先ほどお話ししたように、その基準の中には同じように処遇加算の部

分も報酬として反映されますので、合計として考えたときには、水準としては、要介護の訪問看護と変わらない考え方でいけるのかなというふうに考えているところです。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、今までサービス自体にそれほど極端になるということではなくて、町独自でやっていくことも可能であると思うのですが、そう考えていいですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） おっしゃいますとおり、町が定める金額ですので、変えることは可能ではありますが、要介護者の方の報酬とのバランスもありますので、町で独自に設定するという事は困難だと考えております。これが今度は1割負担の考え方も同じことですので、町が報酬を上げれば1割負担も上がることとなります。そういったこともありますので、やはり国の基準どおりを行うというのが私ども今現在考えている状況かなと考えているところです。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 今、総合支援を受けている方が困らないように、それだけをお願いしたいと思います。

次に移ります。防災体制です。能登の人たちを見ていて本当にすごい大変だなと思いつながら毎日ニュースを見ています。それで、その中で耐震の問題なのですけれども、あまりないと、ほとんどいないのかなということでしたが、能登を見ていて、能登の人たちとこの辺の建物と建物自体が少し違うのかなとは思いますが、この国の申請制度を使う中で耐震工事もありますが、パッケージ支援という耐震工事の補助率があるのです。道はこれ、やっていないのかな、国の支援新制度がパッケージ支援というのがあるのですが、こういうものはどういうふうに考えていますか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ただいまのご質問のパッケージ支援でございますが、この事業自体は住宅建物耐震改修事業という事業の中の一環でありまして、通常我々も今の町の補助制度は個別支援という制度のほうを使っております。ご質問者がおっしゃられたパッケージ支援というのが、これは耐震補強設計と耐震改修工事がパッケージになった事業をやる事業者に対しての補助金というような内容のものになっています。この支援事業自体、北海道においても、札幌市しかまだ実績がないというような状況にあります。というのは、このパッケージ支援をやるためには、新たな計画、住宅耐震化施策のアクションプログラムというプログラムを作らなければならなくて、これがまた、様々な目標であったり、その目

標を立てたものに対する評価であったりといった部分で、様々な調査等を行っていかなければならないといった中では、現在、厚岸町の今の現状においては、そこまではちょっと今考えられていないというような状況にあります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これ本当に人ごとではなくて、ほかの高知県とかそういうところ、道がそれをやっていないというのが問題なのかもしれないのですけれども、この石川県の能登の状況を見たときに、まず家の中で潰されないとというのが一番大事なことだと思うのです。それから、家の中でそういう事故になれば、何とかして逃げることができますよね。けれども、その前に住宅の中でそういう事故で亡くなってしまうということは、震度7ですから、うちらが経験したのは震度6弱ですよね、たしか釧路沖は。あれでも結構揺れたのですが、震度7というのはちょっとどんなものかなと思うからすごいと思うのです。今、建物が違うと言われればそうなのですが、その建物が違う中でも、やはりなるべく命が助かる方法を考えていくべきだと思うのです。それで、何かいいほうで耐震工事をできる、命が助かるような方法を考えてほしいと思うのですが、何かこれを使うことできませんか、何かいいほうで。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） おっしゃられるように、震度7の地震に対する耐震性のある住宅というのが一番住んでいる方も安心できるものと思いますが、まずは、我々としては無料簡易耐震診断というものをやっておるわけで、まずはそこで今住まわれている住宅の安全性を確認していただくということが、まず我々に一番できることかなとは考えておりますので、これまでも様々な手を打って周知はしておるのですけれども、こういう質問があったからというわけではないのですが、4月の広報にも周知する準備はしておりますので、そういった部分でやはり理解をまず深めていただいて、どんどん窓口に来ていただいて簡易診断をしていければなという思いではおります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何かピンと言われたのであれなのですけれども、この乳牛の井戸です。これ考えていませんと簡単にぼろっと書かれたのですけれども、牛の飲む量は半端でないのです。そして、今回能登で起きたのは、その川に水を取りに行けなかったのですよね、道路が壊れて。太田もそうですけれども、そういうことが起きる可能性があるのです。ですから、井戸の設置要望はなくてと言いますが、今、農協でそういう話をしているそうです。出てくると思うのですが、要望するところがあれば、頭数によっては半端な量ではないのです、100頭、200頭、300頭となったら。だからそういう意味では、やはり井戸を造るということも、町としても考えていく必要があると思うのです、これ。そして、井戸の設置場所も、浜中では19戸新設、災害で19戸がありました。今も進んでいる

ということです。やはり発電機が大変遅れたということで、せめて井戸でもと、井戸を先にやろうというふうにして、浜中農協では動いたそうです。そういうのも含めて井戸もきちっと考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 1回目の答弁になりますけれども、釧路太田農協では、現在、酪農継続のための災害対策マニュアルというものを全面に押し出しながら、災害時においては表流水を使った飲み水対策ということで進んでいるといったお話を伺っております。井戸の話もお聞きしましたけれども、過去にも農協のほうでは、井戸の検討をした経過にはあるようでございます。ただ、太田地区の地盤が非常に岩盤で固いといった部分であるとか、この井戸を引くための深さ、100メートルなり何なりの井戸を掘削するには、1,000万円規模の金がかかるといったような話であるとか、井戸を設置したとしても、その後のメンテナンス、多々経費がかかるといった部分があって、川水を利用していくという見解で一致していると伺っております。今、お話あった、農協の中でもそういった井戸の話が出ているということであれば、また改めて農協のほうには確認はさせていただきますけれども、せっかくここまで災害対策マニュアルも整備して、ポンプも整備し、水タンクも整備して今やっている中で、また新たに井戸ということになると、また考え方、根本的に練り直していかなければならないという部分も出てきますので、その部分についてはご理解をしていただければなと考えております。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時35分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年3月6日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 3 号

令和 6 年度 厚岸町一般会計予算

提案理由説明書

ただいま、上程いただきました、
議案第3号 令和6年度 厚岸町 一般会計予算 から
議案第8号 令和6年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算
まで、その内容をご説明させていただきます。

お手元に配布しております「令和6年度 厚岸町 各会計予算書」及び、
同時に配布しております 「令和6年度 一般会計 予算資料」の概要に
よって、ご説明申し上げます。

はじめに、予算書の1ページをお開き願います。

議案第3号 令和6年度 厚岸町一般会計予算であります。
令和6年度 厚岸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
127億1,867万9千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、
「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページから6ページにわたり、第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、23款40項、歳出では、12款30項にわたり
それぞれ、127億1,867万9千円で、

令和5年度当初予算に比較し、
24.0%、24億5,787万4千円の増となっております。

はじめに、歳入歳出予算の前年度当初予算対比等の
計数的な説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の「令和6年度一般会計予算資料」の
1ページをご覧ください。

なお、前年度比較増減の主な要因につきましては、
「令和6年度予算に関する説明書」の
各会計事項別明細書において、説明させていただきますので、
本予算資料での説明は省略させていただきます。ご了承願います。

1 款	町税	本年度予算額 前年度比較 増減率	1 1 億 5, 6 9 7 万 6 千円 9, 0 8 8 万 4 千円の増 8. 5 %の増
2 款	地方譲与税		1 億 1, 5 8 5 万 5 千円 1, 0 1 5 万円 9. 6 %の増
3 款	利子割交付金		4 0 万 2 千円 2 4 万 5 千円 3 7. 9 %の減
4 款	配当割交付金		2 6 2 万 4 千円 6 万 4 千円 2. 5 %の増
5 款	株式等譲渡所得割交付金		2 1 2 万円 9 8 万 7 千円 3 1. 8 %の減
6 款	法人事業税交付金		1, 1 2 2 万 7 千円 2 5 9 万円 3 0. 0 %の増
7 款	地方消費税交付金		1 億 9, 2 8 1 万 2 千円 5 7 万 1 千円 0. 3 %の減
8 款	ゴルフ場利用税交付金		1 3 5 万 8 千円 5 0 万 4 千円 2 7. 1 %の減
9 款	環境性能割交付金		8 0 5 万 2 千円 1 7 5 万 2 千円 2 7. 8 %の増
1 0 款	国有提供施設等所在市町村交付金		1, 5 2 8 万 4 千円 9 6 万 3 千円 6. 7 %の増

1 1 款	地方特例交付金	3 4 3 万 6 千円 5 3 万 4 千円 1 3. 5 % の減
1 2 款	地方交付税	3 7 億 9, 0 6 1 万 6 千円 1, 7 9 5 万 5 千円 0. 5 % の減
1 3 款	交通安全対策特別交付金	4 9 万 4 千円 2 2 万 5 千円 3 1. 3 % の減
1 4 款	分担金及び負担金	4, 6 5 4 万 5 千円 2, 1 7 5 万 2 千円 8 7. 7 % の増
1 5 款	使用料及び手数料	4 億 2, 5 0 1 万 4 千円 3 3 6 万 5 千円 0. 8 % の減
1 6 款	国庫支出金	2 0 億 6, 3 9 7 万 3 千円 8 億 7, 0 4 4 万 3 千円 7 2. 9 % の増
1 7 款	道支出金	5 億 7 6 3 万 1 千円 1 億 2, 7 2 9 万円 3 3. 5 % の増
1 8 款	財産収入	1 億 6 6 1 万 1 千円 6 3 万 8 千円 0. 6 % の増
1 9 款	寄附金	1 1 億円 4 億円 5 7. 1 % の増
2 0 款	繰入金	1 2 億 6, 2 3 6 万 7 千円 1 億 8 3 0 万 4 千円 7. 9 % の減

2 1 款	繰越金	5 0 0 万円 増減なし
2 2 款	諸収入	1 億 4, 8 3 8 万 2 千円 8, 0 0 3 万 8 千円 1 1 7. 1 %の増
2 3 款	町債	1 7 億 5, 1 9 0 万円 9 億 8, 4 0 0 万円 1 2 8. 1 %の増

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

続いて、2 ページ
歳出、款別の一覧であります。

1 款	議会費	本年度予算額 前年度比較 増減率	5, 7 5 7 万 4 千円 3 6 2 万 3 千円の減 5. 9 %の減
2 款	総務費		4 億 5, 0 1 6 万円 1 億 9, 9 9 0 万 5 千円 3 0. 8 %の減
3 款	民生費		1 2 億 5, 6 1 5 万 2 千円 4, 2 8 6 万 9 千円 3. 3 %の減
4 款	衛生費		9 億 7, 4 3 1 万 5 千円 3, 2 9 6 万 3 千円 3. 5 %の増
5 款	農林水産業費		1 4 億 5, 9 3 5 万 4 千円 3 億 9, 9 2 9 万円 3 7. 7 %の増
6 款	商工費		1 2 億 8, 7 1 6 万 5 千円 3 億 4, 3 0 4 万 1 千円 3 6. 3 %の増

7 款 土木費	1 3 億 4, 2 1 8 万 5 千円 3, 3 5 7 万 3 千円 2. 4 % の減
8 款 消防費	2 5 億 7, 9 0 6 万 3 千円 1 9 億 2, 3 6 1 万 8 千円 2 9 3. 5 % の増
9 款 教育費	4 億 5, 6 3 0 万 4 千円 5, 9 4 7 万 3 千円 1 5. 0 % の増
1 1 款 公債費	9 億 9, 3 5 8 万円 4, 3 4 2 万 9 千円 4. 2 % の減
1 2 款 給与費	1 8 億 5, 5 8 2 万 7 千円 2, 2 8 8 万 8 千円 1. 2 % の増
1 3 款 予備費	7 0 0 万円 増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、「各款」の概括的な増減を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出、性質別の内容であります。

1 人件費	本年度予算額	1 9 億 1, 2 8 6 万 8 千円
	前年度比較	7 2 2 万 2 千円
	増減率	0. 4 % の増

詳細は、本資料 6 ページをご参照願います。

2	物件費	1 8 億 3, 2 5 6 万 9 千円
		1 億 3, 9 4 4 万円
		8. 2%の増

詳細は、本資料 7 ページ、8 ページをご参照願います。

3	維持補修費	6, 8 6 4 万 8 千円
		7 8 4 万 9 千円
		1 2. 9%の増

4	扶助費	5 億 4, 3 0 0 万 5 千円
		1 8 6 万 4 千円
		0. 3%の増

5	補助費等	2 1 億 6 4 万 6 千円
		4 億 5, 5 1 4 万 4 千円
		2 7. 7%の増

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、本資料、9 ページから 1 1 ページにその内訳を記載しております。ご参照願います。

6	普通建設事業費	4 3 億 1 1 0 万 2 千円
		2 0 億 1, 8 2 3 万 9 千円
		8 8. 4%の増

本資料 1 9 ページから 4 1 ページまで、事業内容及び財源内訳を記載しておりますのでご参照願います。

7	公債費	9 億 9, 3 5 8 万円
		4, 3 4 2 万 9 千円
		4. 2%の減

8	繰出金	3 億 6, 7 1 4 万 8 千円
		3 億 7, 3 1 4 万 3 千円
		5 0. 4%の減

9	積立金	5 億 9, 2 1 1 万 3 千円
		2 億 4, 4 6 8 万 8 千円
		7 0. 4%の増

1 1 予備費

7 0 0 万円
増減なし

表の右欄に構成比を記載しておりますので、ご参照願います。

本資料の4ページから5ページは、歳出を性質別と目的別にまとめて一覧表にしたものであります。ご参照願います。

以上で、令和6年度予算、一般会計の概要説明を終わり、歳入歳出、それぞれ、項目別に説明をさせていただきます。

厚岸町各会計予算書、厚い冊子にお戻りいただき、一般会計予算に関する説明書32ページをお開き願います。

事項別に説明させていただきます。

なお、歳入歳出ともに、それぞれ2ページの見開きとなっており、左側のページで申し上げます。

1 款 町税 1 項 町民税 1 目 個人
本年度予算額 4 億 2, 1 7 1 万 8 千円
前年度比較 1, 4 4 9 万円の増

総体的に、令和 5 年度の状況を勘案して、
現年課税分は、前年度比較で、3. 8 %、1, 5 3 6 万 4 千円の増と見込み、
滞納繰越分は、前年度比較で、2 5. 5 %、8 7 万 4 千円の減と見込み、
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 6. 0 %、
滞納繰越分は、1 5. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 法人 7, 3 0 1 万 4 千円 7 4 3 万 1 千円の増
令和 5 年度の申告状況を勘案しての計上であります。

2 項 1 目 固定資産税
4 億 8, 1 7 0 万 4 千円 6, 7 4 9 万 4 千円の増
現年課税分は、前年度の比較で、
土地 5 6 万 6 千円の減
家屋 2 8 1 万 3 千円の減
償却資産 7, 0 7 2 万円の増は、
主に、課税標準の特例終了による課税額の増であります。

滞納繰越分は、前年度の比較で、1 5 万 3 千円の増であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、9 8. 0 %、
滞納繰越分は、1 1. 0 %と見込んでの計上であります。

2 目 国有資産等所在市町村交付金
4 5 9 万 3 千円 2 0 万 4 千円の減
主に、北海道所有の土地及び家屋の減少による交付見込額の減であります。

3 項 軽自動車税 1 目 環境性能割 2 8 6 万円 5 9 万 3 千円の減
課税台数を 1 3 5 台、前年度と比較して 1 1 台の減を見込んでの計上でありま
す。

2目 種別割 2, 912万4千円 112万9千円の増
現年度分は、課税台数を4, 231台、前年度と比較して70台の増を見込んでの計上であります。
徴収率は、現状の収納状況を勘案し、98.0%と見込んでの計上であります。
滞納繰越分は、1千円の計上であります。

4項 1目 たばこ税 1億333万3千円 148万4千円の増
令和5年度の販売本数を勘案しての見込み計上であります。

次ページ

6項 1目 都市計画税 4, 063万円 34万7千円の減
固定資産税の課税見込みに連動した計上で、

現年課税分は、前年度との比較で、
土地 1万1千円の減
家屋 36万7千円の減
主に、固定資産評価替えによる減であります。

滞納繰越分は、3万1千円の増であります。

また、徴収率は、現状の収納状況を勘案し、
現年課税分は、98.0%、
滞納繰越分は、9.0%と見込んでの計上であります。

2款 地方譲与税 1項 1目 地方揮発油譲与税
2, 214万6千円 5万1千円の増

令和5年度交付見込みをもとに
総務省から示された市町村の伸び率を勘案した計上としております。
以下、11款まで同様の推計による計上であります。

2項 1目 自動車重量譲与税
6, 982万1千円 336万9千円の増

3項 1目 森林環境譲与税
2, 388万8千円 673万円の増

3款 1項 1目 利子割交付金
40万2千円 24万5千円の減

4款 1項 1目 配当割交付金
262万4千円 6万4千円の増

5款 1項 1目 株式等譲渡所得割交付金
212万円 98万7千円の減

6款 1項 1目 法人事業税交付金
1,122万7千円 259万円の増

7款 1項 1目 地方消費税交付金
1億9,281万2千円 57万1千円の減

次ページ

8款 1項 1目 ゴルフ場利用税交付金
135万8千円 50万4千円の減

9款 1項 1目 環境性能割交付金 805万2千円 175万2千円の増

10款 1項 1目 国有提供施設等所在市町村交付金
1,528万4千円 96万3千円の増

11款 1項 1目 地方特例交付金
343万6千円 53万4千円の減

12款 1項 1目 地方交付税
37億9,061万6千円 1,795万5千円の減

普通交付税については、国における地方財政計画において、

1. 7%の増と示され、町の個別の算定基礎数値の増減を勘案して推計した最低額を約39億7,000万円とし

34億9,061万6千円の計上としております。

特別交付税については、前年度と同額の3億円の計上であります。

13款 1項 1目 交通安全対策特別交付金
49万4千円 22万5千円の減

14款 分担金及び負担金 2項 負担金

1目 民生費負担金 104万5千円 49万8千円の減

各事業負担金の計上で、

主に、施設入所者見込み数の減に伴う老人福祉施設費用負担金（入所者分）の減であります。

2目 農林水産業費負担金 4,550万円 2,225万円の増
道営釧路太田地区草地整備に対する負担金の計上であります。

15款 使用料及び手数料 次ページ

1項 使用料 1目 総務使用料 2,037万3千円 13万7千円の増
厚岸情報ネットワーク使用料の増であります。

2目 民生使用料 39万9千円 5万8千円の減
主に、昨年計上の真竜保育所使用料滞納繰越分 4万円の減であります。

3目 衛生使用料 150万3千円 4万8千円の増
主に、火葬場使用料の増であります。

4目 農林水産業使用料 2億6,595万4千円 33万1千円の増
主に、1節 農業使用料の牧場使用料 夏期舎飼預託頭数の減少に伴う 81万円の減と見込み使用量の増に伴う農業水道使用料 115万9千円の増であります。

5目 商工使用料 105万1千円 17万2千円の増
主に、利用者見込み増に伴う愛冠野営場使用料 17万1千円の増であります。

6目 土木使用料 6,516万3千円 204万5千円の減
主に、1節 道路橋梁使用料 45万5千円の増及び3節 住宅使用料 250万円の減であります。

7目 教育使用料 176万1千円 7万2千円の減
宮園公園パークゴルフ場使用料 7万2千円の減であります。

2項 手数料

1目 総務手数料 421万2千円 次ページにわたり 1千円の増
主に、2節 徴税手数料 3万7千円の増及び3節 戸籍住民登録手数料 2万9千円の減であります。

3目 衛生手数料 3, 200万9千円 48万8千円の減
主に、2節 環境政策手数料 ごみ処理手数料 48万4千円の減であります。

4目 農林水産業手数料 451万1千円 1千円の増

6目 土木手数料 8万7千円 6千円の減

7目 教育手数料 1千円 2千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおりであります。

3項 1目 証紙収入 2, 799万円 138万4千円の減
ごみ処理 証紙収入の減であります。

16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金
2億6, 442万4千円 10万4千円の減
主に、

1節 社会福祉費負担金の

主に、障害者自立支援給付費負担金 469万2千円の増

2節 児童福祉費負担金

見込み児童数の減に伴う児童手当負担金 286万6千円の減と各幼稚園等に対する負担金の計上で、児童数の減少に伴う子どものための教育・保育給付費負担金 184万5千円の減であります。

2目 衛生費国庫負担金 8万4千円 増減なし

次ページ

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 4, 587万5千円
3, 892万円の増

1節 総務管理費補助金

主に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3, 737万4千円の計上は、物価高騰の影響を受けた生活者等の支援に対する交付金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「がんばろう厚岸応援券発行」において説明いたします。

番号制度システム整備補助金 261万9千円の計上は、地方公共団体情報システム機構が運用する、マイナンバー関連システムを更新する費用のうち、地方公共団体の負担に係る補助金の計上であります。

2目 民生費国庫補助金 4, 585万1千円 42万2千円の減
主に、1節 社会福祉費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
158万6千円の減、

3節 防衛施設周辺整備事業補助金 まちづくり構想策定支援事業補助金
1, 196万9千円の計上は、防衛施設の存在に対する住民の理解を深め、防
衛施設と周辺地域の調和を図るため、地方公共団体が行うまちづくりに対する
補助金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「老人福祉施設
建設基本構想策定」において説明いたします。特定防衛施設周辺整備調整
交付金（老人福祉） 2, 520万円の減、特定防衛施設周辺整備調整
交付金（児童福祉施設） 1, 330万円の計上であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、
歳出予算の各事業において説明いたします。

3目 衛生費国庫補助金 1, 515万5千円 559万3千円の増
主に、1節 保健衛生費補助金 出産・子育て応援交付金 188万9千円の
減、3節 防衛施設周辺整備事業補助金 700万円の増であります。

4目 農林水産業費国庫補助金
2億133万2千円 3, 108万7千円の減
主に、昨年計上の1節 農業費補助金 鳥獣被害防止総合対策事業補助金
395万6千円の減と4節 防衛施設周辺整備事業補助金 2, 713万1千
円の減であります。

5目 商工費国庫補助金 764万4千円 1, 692万7千円の減
自然環境整備交付金の減であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「原生花園あやめヶ原整備
事業」において説明いたします。

6目 土木費国庫補助金
3億7, 295万6千円 4, 499万円の増
主に、2節 道路橋梁費補助金 社会資本整備総合交付金（道路橋梁維持）
1, 296万円の増、社会資本整備総合交付金（道路新設改良） 1, 404万
5千円の減
6節 住宅費補助金 1, 973万6千円の増
7節 防衛施設周辺整備事業補助金 2, 633万9千円の増で、
それぞれ、各事業に対する補助金の計上であります。
なお、「社会資本整備総合交付金」及び「特定防衛施設周辺整備調整交付
金」の充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いた
します。

7目 消防費国庫補助金 9億3,460万円 8億2,320万円の増
1節 防衛施設周辺整備事業補助金 1,980万円の減であります。

なお、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

次ページ

2節 消防費補助金 8億4,300万円の増であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「(仮称)防災交流センター整備事業」において説明いたします。

8目 教育費国庫補助金 2,043万2千円 519万2千円の増
主に、5節 社会教育費補助金 87万4千円の増と7節 防衛施設周辺整備事業補助金 810万円の増であります。

なお、「アイヌ政策推進交付金」及び「特定防衛施設周辺整備調整交付金」充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

3項 委託金 1目 総務費委託金 35万円 2千円の増
主に、自衛官募集事務委託金の増であります。

2目 民生費委託金 440万9千円 31万5千円の減
主に、基礎年金事務委託金 31万円の減であります。

4目 土木費委託金 1億5,086万1千円 140万1千円の増
別寒辺牛川水系 治水砂防施設 整備事業委託金の増であります。

17款 道支出金 1項 道負担金

2目 民生費道負担金 1億8,596万2千円 98万4千円の増
主に、1節 社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金 234万6千円の増と保険基盤安定負担金 95万7千円の増

2節 児童福祉費負担金 228万9千円の減は、それぞれ、見込み児童数の減であります。

3目 衛生費道負担金 4万2千円 増減なし

2項 道補助金 1目 総務費道補助金 467万3千円 30万円の減
主に、地域少子化対策重点推進交付金の減であります。

2目 民生費道補助金 2,652万3千円 588万7千円の減

次ページにわたり、

主に、1節 社会福祉費補助金 地域づくり総合交付金（社会福祉総務）

183万9千円の減と昨年計上の地域づくり総合交付金（社会福祉施設）

510万円の減、

2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金 86万6千円の増は、

児童館等に設置するポータブルクーラー設置等に係る補助基準拡充に伴う増、

妊産婦安心出産支援事業費補助金 19万4千円の計上であります。

3目 衛生費道補助金 719万4千円 13万7千円の増

主に、1節 保健衛生費補助金 地域づくり総合交付金（健康推進） 24万

8千円の増と2節 環境政策費補助金 住まいのゼロカーボン化推進事業補助

金（環境対策） 60万円の計上であります。

4目 農林水産業費道補助金

2億2,797万3千円 1億1,822万7千円の増

主に、1節 農業費補助金 農業次世代人材投資事業補助金 120万円の増

と地域づくり総合交付金（農業水道）544万円の減、

2節 農業費交付金 500万6千円の増

主に、中山間地域等直接支払交付金 454万3千円の増、

3節 林業費補助金 1億1,784万円の増は、

主に、林業・木材産業構造改革事業補助金 1億2,499万3千円の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「木質バイオマスボイラー整備事業」において説明いたします。

5目 商工費道補助金 566万9千円 441万2千円の減

主に、地域づくり総合交付金（食文化振興） 370万円の減であります。

6目 土木費道補助金 47万5千円 25万円の増

主に、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金（建築総務） の計上でありま

す。

7目 消防費道補助金 3,220万円 2,610万円の増

次ページにわたり、

主に、（仮称）防災交流センター建設に伴う津波避難施設等整備特別対策事業費補助金の計上であります。

8目 教育費道補助金 48万7千円 34万1千円の増

地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金の計上であります。

3項 委託金 1目 総務費委託金

1, 453万3千円 824万円の減

主に、昨年計上の4節 選挙費委託金 727万円の減と5節 統計調査費委託金 161万円の減であります。

3目 衛生費委託金 7万9千円 2万1千円の増

浄化槽届出事務委託金の増であります。

4目 農林水産業費委託金 137万6千円 3万6千円の増

主に、昨年計上の1節 農業費委託金 6万3千円の減と3節 水産業費委託金 9万9千円の増であります。

5目 商工費委託金 4千円 2千円の増

事業協同組合事務費委託金の増であります。

6目 土木費委託金 44万1千円 3万1千円の増

主に、2節 河川費委託金 1万4千円の増と3節 住宅費委託金 1万7千円の増であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 1, 747万3千円 205万4千円の減

主に、1節 土地建物貸付収入 貸地料 90万3千円の減と貸家料(きのこ生産者住宅) 20万7千円の減、貸家料(教員住宅) 80万円の減及び 貸家料(移住体験住宅) 12万7千円の減であります。

2目 利子及び配当金 3万5千円 次ページにわたり 1千円の増

2項 財産売払収入

1目 不動産売払収入 3, 269万5千円 597万8千円の増

主に、1節 土地売払収入 120万7千円の減は、

尾幌糸魚沢道路建設工事に係る町有地2件の売払いで、その内訳は、

売却予定地 門静4丁目12番 普通財産町有地 24, 964. 37平方メートル、サンヌシ33番ほか3筆 普通財産町有地 126, 232. 75平方メートルの計上と

2節 その他不動産等売払収入の 718万5千円の増は、

主に立木売払代 753万6千円の増で、尾幌糸魚沢道路建設工事等に係る立木売払代の増であります。

2目 生産物売払収入 5,640万8千円 328万7千円の減
主に、しいたけ菌床売払代 105万2千円の増と餌料藻類売払代 435万
4千円の減であります。

19款 1項 寄附金 1目 一般寄附金 11億円 4億円の増
ふるさと納税分として、11億円の見込み計上であります。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

1目 財政調整基金繰入金 3億5,000万円 5,000万円の減
2目 減債基金繰入金 3億円 5,000万円の減
3目 地域づくり推進基金繰入金 1億2,183万8千円
2,816万2千円の減
4目 まちおこし基金繰入金 199万9千円 増減なし
5目 老人福祉基金繰入金 200万円 の計上
6目 環境保全基金繰入金 6,330万円 4,970万円の増
7目 森林環境譲与税基金繰入金 3,623万円 2,856万7千円の増
8目 ふるさと納税基金繰入金 3億5,000万円 2,000万円の減
9目 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 2,300万円
5,040万9千円の減
10目 再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金 1,400万円
1,000万円の増

合わせて、基金繰入金は、12億6,236万7千円の計上で、
前年度比、1億830万4千円の減であります。

なお、積立基金の状況については、予算資料の13ページを、
ふるさと納税基金の充当事業については、
14ページから17ページを参照ください。

21款 1項 1目 繰越金 500万円 増減なし 次ページ

22款 諸収入 1項 延滞金加算金及び過料

1目 延滞金 1千円 増減なし
2目 加算金 1千円 増減なし
3目 過料 1千円 増減なし

2項 預金利子 1目 町預金利子 2万円 7千円の増

3項 貸付金元利収入

2目 ウタリ住宅改良貸付金 元利収入 162万円 25万5千円の増

6目 十勝沖地震 災害援護資金 貸付金収入 1万5千円 1万5千円の減

4項 受託事業収入

2目 民生費受託事業収入 1,078万円 の計上
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に伴う受託事業収入の計上であります。

3目 衛生費受託事業収入 198万9千円 1万円の増

6項 雑入

1目 滞納処分費 1千円 増減なし

2目 過年度収入 6万1千円 増減なし

3目 雑入 1億3,389万3千円 6,900万1千円の増
次ページにわたり、

主に、

デジタル基盤改革支援補助金 2,585万3千円 は、システム標準化・共通化に要する補助金の計上、

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 1,171万5千円 は、再生可能エネルギー促進区域の設定に要する補助金の計上、

厚岸小学校給食費から学校給食センター職員等給食費 合計 3,337万1千円 は、学校給食費の公会計化に伴う計上であります。

23款 1項 町債

1目 総務債 230万円 2億1,690万円の減

民生債 予算計上ゼロのため廃目となります。

衛生債 予算計上ゼロのため廃目となります。

4目 農林水産業債 3億8,230万円
次ページにわたり 2億1,150万円の増

5目 商工債 1,440万円 4,900万円の減

6目 土木債

1億5,030万円 3,350万円の減

7目 消防債

11億9,210万円 11億1,410万円の増

教育債 予算計上ゼロのため廃目となります。
説明欄記載のとおり、12事業債の計上であります。

10目 臨時財政対策債 1,050万円 1,750万円の減
地方財政計画の伸び率を勘案しての計上であります。

合わせて町債は17億5,190万円の計上で、
前年度比 9億8,400万円の増であります。

58ページをお開き願います

それでは、歳出について、ご説明いたします。

各目ごとに、事務事業別に、
その主な計上内容と大きな増減についてはその額を申し上げ、
詳細については、説明欄記載のとおりであり、省略させていただきます。

なお、事務事業の表記順番は、所属順となります。

皆増、皆減となる事務事業につきましては、
予算資料40ページから43ページをご参照ください。

これからの説明において、前年度計上で、皆減となる事業費は、
省略させていただきますので、ご了承願います。

1款 1項 1目 議会費
5,757万4千円 362万3千円の減
次ページにわたり 4事務事業の計上であります。

議員報酬等 5,096万4千円 423万4千円の減
主に、議員1名欠員による議員報酬等の減であります。

議会運営 403万5千円 34万3千円の増
主に、人件費等の増に伴う会議録調製委託料 45万3千円の増であります。

町議会だより発行 102万円 6千円の減
主に、配布部数の減による手数料の減であります。

議会事務局 155万5千円 次ページにわたり 27万4千円の増
主に、追録冊数の増加などによる消耗品費 17万4千円の増であります。

62 ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
5, 786 万 5 千円 1 億 8, 738 万 2 千円の減
1 1 事務事業の計上であります。

表彰者審査委員会 3 万 2 千円 増減なし

行政不服審査会 2 万 8 千円 増減なし

総務一般 995 万 1 千円 78 万 1 千円の増
主に、顧問弁護士の追加に伴う委託料 79 万 2 千円の増であります。

次ページ

町表彰・名誉町民 28 万 5 千円 1 万 6 千円の減
主に、表彰状用紙の印刷製本費の減であります。

文書・法制 742 万 4 千円 3 万 8 千円の増
主に、通信運搬費 20 万円の増と昨年計上のインターネット電子版書籍情報
使用料 18 万 5 千円の減であります。

庁舎・町民広場 3, 069 万 6 千円 次ページにわたり
73 万 6 千円の増

燃料費、光熱水費、通信運搬費など、庁舎管理経費の計上で、
主に、労務単価等の上昇による委託料 98 万 6 千円の増ほか、
施設用備品購入 13 万 2 千円は、経年劣化により損傷が激しく、報道発表や
各種表彰式などの使用に支障を来しているため、バックボード 1 個の購入費の
計上であります。

地域人権啓発活動 10 万 9 千円

国からの委託を受け、人権啓発活動地方委託事業として「人権の花」運動を真
龍小学校及び厚岸小学校で実施する経費の計上であります。

役場庁舎設備整備事業 881 万 1 千円 333 万 8 千円の増

庁舎内会議室等を LED 照明に改修する工事及び消防設備改修工事費の計上で
あります。

特別職報酬等審議会 3 万 9 千円 1 千円の増

管理人等災害補償 20万3千円 5千円の増
各町有施設の管理人などに対する業務時の災害補償保険料の計上であります。

危機対策一般 28万7千円 3万9千円の減
危機対策事務経費の計上で、主に、昨年計上の自衛隊家族会補助金 4万円の減であります。

2目 簡易郵便局費 簡易郵便局 39万9千円 次ページにわたり
3千円の減
簡易郵便局の運営経費の計上であります。

3目 職員厚生費 2,344万9千円 570万5千円の増
3事務事業の計上であります。

人事給与管理 921万2千円 536万円の増
主に、北海道からの職員の自治法派遣による負担金 510万円と職員採用募集に伴う、合同企業説明会出展負担金 19万8千円の計上であります。

職員福利厚生・健康管理 1,057万8千円 次ページにわたり
4万1千円の減
主に、職員への貸与被服購入費に伴う消耗品費 10万6千円の増のほか、委託料 8万4千円の減と負担金単価減に伴う非常勤職員公務災害補償組合負担金 6万9千円の減であります。
職員研修 365万9千円 38万6千円の増
職員研修にかかる旅費及び負担金ほかの計上で、
主に、職員研修実施委託料 34万6千円の増であります。

4目 情報化推進費 2億1,395万円 872万3千円の減
11事務事業の計上であります。

情報公開審査会 3万5千円 増減なし
個人情報保護審議会 3万9千円 増減なし
個人情報保護審査会 3万5千円 増減なし
それぞれ、審査会など開催経費であります。

情報公開・個人情報保護 1万6千円 1千円の増
情報公開制度に係る経費の計上であります。

次ページ

総合行政情報システム運営 7, 229万円 458万3千円の増
総合行政情報システム運営費の計上で、
主に、総合行政情報システムに係る保守点検委託料 199万3千円の増と
電子計算機の設置等関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構負担
金 261万9千円の増であります。

住民基本台帳ネットワーク 444万3千円 364万6千円の増
住民基本台帳ネットワーク経費の計上で、主に、住民基本台帳ネットワークシ
ステム機器更改に伴う住民基本台帳ネットワークシステム機器整備委託料 3
63万3千円の増であります。

総合行政ネットワーク 121万3千円 2万5千円の減
同ネットワークの運営経費の計上で、主に、関連機器借上料の減であります。

厚岸情報ネットワーク 3, 637万7千円 次ページにわたり
125万4千円の減
同ネットワークの運営経費の計上で、
主に、センター設備電気料 33万6千円の減と昨年度計上の厚岸情報ネット
ワーク電波調査委託料 88万円の減であります。

厚岸情報ネットワーク整備事業 1, 250万2千円 310万3千円の減
厚岸情報ネットワーク整備に要する経費の計上で、
主に、厚岸情報ネットワーク電柱移転架線整備委託料 256万円の減、IP
告知情報端末の新規設置工事費 70万8千円の減であります。

総合行政情報システム整備事業 4, 457万8千円 1, 960万2千円の
減
総合行政情報システムに関する各システムの整備に要する経費の計上で、
主に、各システム改修に伴う、システム整備委託料 695万7千円の増と
リース期間の満了に伴うシステム使用料 2,655万9千円の減であります。

総合行政情報システム標準化整備事業 4, 242万2千円 は、
次ページにわたり、
令和7年度末までに対応するシステム標準化・共通化に伴う委託料とクラウド
システム使用料の計上であります。

5目 交通安全防犯費 655万7千円 2万7千円の減
5事務事業の計上であります。

交通安全指導員 171万6千円 10万円の減
指導員への謝礼金及び特別旅費の減であります。

交通安全 176万8千円 15万円の減
昨年度計上の国道44号線尾幌自動式回転灯撤去に伴う交通安全協会補助金の減であります。

自転車交通安全推進 15万円 15万円の減
自転車事故による被害軽減対策として、ヘルメット購入費に上限2千円と保険加入費用に上限1千円の助成をそれぞれ、50人見込んでの計上であります。

防犯 92万3千円 37万3千円の増
主に、ドライブレコーダーを活用した見守り活動に要する防犯用車両ステッカー購入費 6万5千円の新規計上と老朽化による松葉町4丁目交差点にある防犯看板の修繕料 37万8千円の計上であります。

次ページ

交通安全施設整備事業 200万円 増減なし
町道の区画線等の整備費の計上であります。

6目 行政管理費 32万5千円 146万7千円の減
2事務事業の計上であります。

町史編さん審議会 4万2千円 増減なし
町史編さんに係る審議会委員の経費であります。

町史編さん 28万3千円 146万7千円の減
主に、昨年度計上の町史編さん業務委託料 148万5千円の減のほか、事務用備品購入 1万8千円は、町史編集委員会会議及び聞き取り調査に要するICレコーダー1台の購入費の計上であります。

7目 文書広報費 492万1千円 30万3千円の減
2事務事業の計上であります。

広報 485万1千円 29万6千円の減
広報誌作成に係る関連経費の計上で、
主に、ページ単価減少及び部数の減による印刷製本費 26万9千円の減と配布部数の減による手数料 2万7千円の減であります。

広聴 7万円 次ページにわたり 7千円の減
印刷製本費の減であります。

8目 財政管理費 1,507万7千円 増減なし
6事務事業の計上であります。

財政管理 557万4千円 増減なし
主に、財政事務経費と北海道市町村備荒資金組合負担金の計上であります。

財政調整基金 10万円 増減なし
減債基金 930万1千円 増減なし
地域づくり推進基金 10万円 増減なし

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金 1千円 増減なし

再編関連訓練移転等交付金事業基金 1千円 増減なし
それぞれ、基金への積立金の計上であります。

9目 会計管理費 683万1千円 329万4千円の増
次ページにわたり、2事務事業の計上であります。

会計管理 433万7千円 80万円の増
出納業務に係る経費の計上で、主に各納付書の印刷製本費 39万8千円の増
と窓口収納手数料など 38万1千円の増であります。

収納用決済機器整備事業 249万4千円 は、
公金収納における決済手段の多様化に対応するため、キャッシュレス決済端末
機ほかの購入費と出納室の窓口ガラスの改修費の計上であります。

10目 企画費 5,120万5千円 958万4千円の増
91ページにわたり、
19事務事業の計上であります。

空家等対策協議会 9万1千円 2千円の減
空家等対策協議会の委員報酬及び費用弁償の計上であります。

企画一般 175万8千円 次ページにわたり 74万3千円の増
企画調整にかかる事務経費、及び各種団体負担金11件の計上で、
主に、消耗品費 53万8千円の増は、今年度中に開催される見込みの北海道
横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事着手に係るイベントに対する消耗品
の計上であります。

国土法事務 2万3千円 増減なし
国土法事務に係る消耗品の計上であります。

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 49万9千円 4万9千円の増
関係人口創出拡大に向け、釧路地域と東京都荒川区との連携による交流事業負
担金の計上であります。

総合計画策定 190万4千円 233万2千円の減
令和7年度を始期とする「第6期厚岸町総合計画・後期行動計画」の策定経費
の計上で、主に、計画書印刷等に伴う策定支援業務委託料の計上で、昨年度計
上の町民満足度調査やまちづくり講演会及びワークショップの開催経費の減で
あります。

総合計画策定審議会 65万4千円 は、
令和7年度を始期とする第6期厚岸町総合計画・後期行動計画の策定に向け
ての策定審議会の開催経費の計上であります。

空家等対策 51万8千円 6万円の減
空家等対策に要する事務経費の計上で、主に、空家等への対応及び軽微な措置
を実施する際に必要となる消耗品及び修繕料の計上であります。

空家等除却促進補助 1,000万円 増減なし
空家等対策計画に基づく、空家等の除却費用に対し、上限額50万円、20件
分の補助金の計上であります。

次ページ

空家等活用促進補助 150万円 増減なし
空家等対策計画に基づく、空家等の改修費用に対し、上限額50万円、3件分
の補助金の計上であります。

国際・地域交流 361万9千円 194万円の増

友好都市山形県村山市及び姉妹都市オーストラリアクラレンス市との交流関係経費の計上で、普通旅費 166万6千円の計上は、例年の村山市へのふるさと産業フェア参加経費に加え、村山市市制施行70周年記念式典への出席経費のほか、むらやま徳内祭り30周年を記念して町民訪問団「町民号」を企画し、参加者一人につき、関係経費の2分の1の5万8千円を助成するもので、参加者20人に対する補助金 116万円の計上であります。

まちおこし補助金 200万円 増減なし

まちおこし補助金交付見込1件分の計上であります。

まちおこし基金 1,000万円 は、
基金への積立金の計上であります。

移住・定住 57万3千円 6万8千円の減

移住・定住を促進するための経費の計上で、主に、イベント参加旅費の減であります。

次ページ

移住体験住宅 65万9千円 26万4千円の減

厚岸町への移住を検討している方に対し、一定期間町内で生活を体験できる住宅の貸付経費の計上で、主に、燃料費及び光熱水費の減であります。

移住支援金 320万円 増減なし

移住促進及び中小企業における人手不足解消を目的に、東京圏から厚岸町に移住して就業または、起業する方に対する、支援金の計上であります。

移住・定住促進 414万円 24万円の増

厚岸町に移住・定住しようとする方に対し、経済的負担を軽減するため、引越費用や家賃費用に対する補助金の計上であります。

結婚支援 525万円 45万円の減

新婚世帯に対し、住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助金の計上であります。

地域おこし協力隊 381万7千円 次ページにわたり 86万6千円の減

地域おこし協力隊員として、本年度新たに1名の採用を見込んで、計3名分の活動関連経費の計上であります。

地域おこし協力隊起業等支援 100万円 増減なし
地域おこし協力隊が町内で起業する場合に要する経費に対して、1人あたり
100万円を上限とする助成金の計上であります。

11目 財産管理費 1,605万4千円 695万3千円の増
3事務事業の計上であります。

財産管理一般 99万3千円 64万9千円の減
主に、昨年度計上の用地確定測量等委託料 59万4千円の減であります。

共通物品調達 816万7千円 70万8千円の増
共通物品の調達経費の計上で、原材料高騰に伴う共通物品購入費の増でありま
す。

町有施設消防用備品管理 689万4千円 は、
49施設に設置している蓄圧式粉末消火器の更新 284本の購入のほか、消
火器リサイクル手数料の計上であります。

12目 車両管理費 847万5千円 次ページにわたり 4万8千円の増
公用車の運行管理経費の計上で、主に、公用車燃料費 31万円の増でありま
す。

2項 徴税費 1目 賦課納税費 2,621万5千円 247万2千円の減
4事務事業の計上であります。

町民税課税 977万5千円 35万6千円の減
町民税の課税関連経費の計上で
主に、納付書送料の増に伴う通信運搬費 17万8千円の増と督促状の数量
減などによる賦課計算事務電算処理委託料 63万3千円の減であります

固定資産評価審査委員会 4万7千円 3千円の減
同委員会の審査会に要する計上で、
主に、費用弁償の減であります。

次ページ

資産税課税 368万8千円 179万3千円の減
資産税の課税関連経費の計上で、
主に、固定資産の評価のための行政業務委託料 179万7千円の減でありま
す。

町税等収納 1, 270万5千円 32万円の減
主に、釧路・根室広域地方税 滞納整理機構負担金、
町税収入払戻金など、町税収納に係る経費の計上で、
主に、督促状・催告状の発送件数の減による通信運搬費 21万1千円の減と
手数料単価の変更に伴う口座振替手数料 19万3千円の減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 1, 478万5千円 355万7千円の増
5事務事業の計上であります。

戸籍住民基本台帳 839万2千円 次ページにわたり 37万9千円の増
戸籍と住民基本台帳に関する事務経費の計上で、
主に、印鑑登録証の印刷費 24万2千円の増と
人件費の上昇に伴うコンビニ交付システム保守点検委託料 10万6千円の増
であります。

旅券事務 47万1千円 40万3千円の増
主に、保守期間終了に伴うIC旅券用交付の端末機購入費 32万8千円の計
上であります。

個人番号カード普及促進 82万5千円 28万1千円の減
個人番号カード普及促進のための経費の計上であります。
主に、申請見込み件数減少に伴う個人番号カード申請支援業務の委託料 28
万5千円の減であります。

戸籍情報システム整備事業 331万1千円 は、 次ページにわたり、
令和5年6月に戸籍法の一部が改正により、戸籍及び附票の氏名に振り仮名を
表記するためのシステム改修委託料の計上であります。

湖南地区出張所 178万6千円 25万5千円の減
同出張所の運営経費の計上で、主に、出張所事務室借上料 11万5千円の減
であります。

4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 61万7千円 12万1千円の増
2事務事業の計上であります。

選挙管理委員会 26万5千円 2万5千円の増
選挙管理委員会経費の計上であります。

選挙一般 35万2千円 次ページにわたり 9万6千円の増
主に、費用弁償 7万円の増であります。

道知事・道議会議員選挙費、予算計上ゼロのため廃目となります。

町議会議員選挙費、予算計上ゼロのため廃目となります。

5項 統計調査費

1目 統計調査総務費 74万8千円 160万3千円の減
5事務事業の計上であります。

統計一般 7万8千円 1万8千円の増
学校基本調査 9千円 増減なし
農林業センサス 58万1千円 57万7千円の増
国勢調査 7万1千円 は、
令和7年度国勢調査の事前準備に係る経費の計上、
経済センサス 次ページにわたり 9千円 増減なし
各種統計調査費の計上であります。

6項 1目 監査委員費 268万7千円 3万4千円の増
2事務事業の計上であります。

監査委員 247万円 1万9千円の増
監査委員報酬、費用弁償の計上であります。

監査委員事務局 21万7千円 1万5円の増
事務局経費の計上であります。

104ページ

3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費 1億8,235万2千円 1,738万円の減
10事務事業の計上であります。

国民健康保険特別会計 1億1,736万4千円 79万円の減
特別会計への繰出金であります。

保健福祉総合センター・健康広場 1,277万7千円 136万7千円の減
センター管理経費の計上で、
主に、施設等修繕料 60万2千円の減と公用車1台分の車借上料 26万4千円の減、施設電気料等の減に伴う施設維持管理費負担金 42万5千円の減
であります。

保健福祉総合センター設備整備事業 630万3千円 次ページにわたり
588万5千円の減
2階健康増進室のエアコンが故障したことによる空調設備の改修工事費の計上
であります。

民生委員推薦会 4万4千円 増減なし
民生委員推薦会委員の報酬、費用弁償の計上であります。

社会福祉一般 3,515万円 734万9千円の減
民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会への補助金などの計上で、
主に、人件費分の減額に伴う社会福祉協議会への補助金 285万4千円の減
と償還終了による前年度計上の社会福祉センター大規模改修借入返済助成に対
する補助金 424万3千円の減であります。

戦没者追悼式 59万円 5万6千円の増
追悼式に要する経費の計上で、
主に、花代単価増に伴う消耗品費の増であります。

福祉灯油 464万2千円 増減なし
福祉灯油購入助成の計上であります。

次ページ

災害見舞金 5万円 増減なし

多機能共生型地域交流センター 269万6千円 11万2千円の増
施設の管理運営費の計上で、
主に、施設燃料費 9万7千円の減と施設電気料 20万4千円の増でありま
す。

重層的支援体制整備 273万6千円 215万7千円の減
重層的支援体制整備に係る経費の計上で、主に支援体制整備委託料 203万
6千円の減であります。

2目 心身障害者福祉費 3億6,744万3千円 920万4千円の増
19事務事業の計上であります。

障害支援区分等審査会 50万円 5万4千円の減
審査会に要する経費の計上で、
主に、審査会委員報酬 3万2千円の減と医師意見書作成手数料 3万1千円
の減であります。

心身障害者福祉一般 34万9千円 次ページにわたり 34万4千円の減
主に、昨年度計上の北海道障がい者スポーツ大会負担金 37万5千円の減で
あります。

障害者更生医療給付 916万4千円 602万8千円の減
主に、更生医療給付見込みの減であります。

障害者（児）補装具給付 215万6千円 22万5千円の減
補装具給付見込みの減であります。

障害者（児）介護・訓練等給付
3億2,841万3千円 1,595万3千円の増
主に、各給付費の増であります。

育成医療給付 31万2千円 増減なし
主に、給付費の計上であります。

次ページ

身体障害者等交通費助成 24万2千円 2千円の減
交通費支援の計上であります。

身体障害者福祉電話貸与 2万円 増減なし
福祉電話貸与の計上であります。

障害者（児）ふれあいフェスティバル 34万円 増減なし
ふれあいフェスティバル実行委員会への補助金の計上であります。

子ども発達支援センター 368万7千円 5万4千円の減
主に、専門職派遣委託料 4万6千円の減であります。

地域生活支援 1, 878万8千円 次ページにわたり 31万4千円の減、
相談支援、コミュニケーション支援などの各実施委託料、
地域活動支援センター運営費や障害者(児)日常生活用具給付費などの計上で、
主に、利用者の減に伴う外出支援サービス実施委託料 19万8千円の減と日
中一時支援事業実施委託料 13万4千円の減であります。

障害児援護旅費助成 2万4千円 増減なし
入所する施設からの帰省に要する費用助成の計上であります。

心身障害児等施設通所交通費助成 1万4千円 3千円の減
施設の通所に対する交通費助成の計上であります。

生活福祉資金等利子補給 1千円 増減なし

地域訪問支援 36万1千円 26万8千円の増
主に、地域訪問支援に使用する車両の夏タイヤ購入及び車検に伴う修繕料の増
であります。

事業者バリアフリー支援 25万円 増減なし
事業者に対する助成金の計上であります。

自助具給付 54万5千円 19万7千円の増
自助具を必要とする身体に障がいのある人への給付費の計上であります。

障害者診断書料等助成 35万4千円 次ページにわたり 9万8千円の減
身体障害者手帳等の交付申請及び更新の際に必要な診断書等の取得費用に
対する助成の計上であります。

障がい者基本計画策定 192万3千円 9万2千円の減
第6期厚岸町障がい基本計画策定に伴う経費の計上であります。

3目 心身障害者特別対策費 1, 481万1千円 99万7千円の増
2事務事業の計上であります。

重度心身障害者医療 1, 450万円 104万5千円の増
医療費見込みによる計上であります。

重度心身障害者医療事務 31万1千円 4万8千円の減
主に、医療機関、請求手数料の減であります。

4目 老人福祉費 2億6,337万4千円 2,402万7千円の減
21事務事業の計上であります。

介護保険特別会計 1億9,137万2千円 578万7千円の減
特別会計への繰出金の計上であります。

老人福祉一般 83万5千円 76万7千円の増
主に、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に伴う高齢者実態調査委託料 45万7千円と実態調査アンケートに係る通信運搬費 28万9千円の計上であります。

次ページ

介護予防・生活支援 高齢者福祉 567万4千円 29万3千円の増
緊急通報サービス実施委託など、要援護者やひとり暮らし高齢者等への生活支援サービス費の計上で、主に、利用者及び利用回数の増加に伴う生活管理指導員派遣委託料 52万6千円の増であります。

老人クラブ運営支援 105万5千円 3万1千円の減
主に、老人クラブ、老人クラブ連合会に対する運営費補助金の計上で、老人クラブ会員の減少に伴う老人クラブ運営費の減であります。

老人保護措置費 520万9千円 189万円の減
保護対象見込者数の減による計上であります。

老人日常生活用具給付 7万7千円 増減なし
日常生活用具給付費の計上であります。

福祉バス運行 462万円 33万8千円の減
主に、運行委託料の減であります。

次ページ

福祉交通回数券助成 1,080万5千円 4万2千円の増
高齢者及び障がい者に対する交通回数券助成の計上であります。

高齢者等通院交通費助成 123万円 増減なし
医療機関への通院に対する交通費助成の計上であります。

保健・医療・福祉総合サービス調整 11万2千円 増減なし
調整委員会開催経費の計上であります。

老人福祉電話貸与 4万7千円 2万5千円の増
電話を保有していない世帯への電話貸与の計上であります。

敬老会 694万2千円 7万6千円の増
敬老会に対する各自治会への補助金などの計上で、主に、記念品ほか 4万円の増と、敬老会補助金 1万3千円の増であります。

長寿祝金 629万円 86万円の増
支給対象者見込による増であります。

高齢者事業団育成 30万円 次ページにわたり 増減なし

老人福祉施設 322万6千円 32万円の増
特別養護老人ホームなどに係る施設管理費の計上で、
主に、施設修繕料 58万3千円の減のほか、
労務単価の上昇に伴う特殊建築物等定期調査委託料 7万7千円の増と施設用
備品購入 89万円は、熱中症対策として、経管栄養者の入居室3ヶ所にウイ
ンドエアコン3台 37万4千円とストレッチャー1台 30万5千円、大型
吸引器1台 21万1千円の計上であります。

成年後見推進 222万9千円 7千円の増
成年後見推進委託料の増であります。

元気いきいき高齢者応援 161万3千円 12万1千円の増
支給対象者見込による増であります。

老人福祉施設建設基本構想策定 1,457万8千円 次ページにわたり、
1,407万3千円の増
老朽化が進む老人福祉施設改築に係る基本構想計画策定業務委託料及び先進地
視察旅費の計上であります。

特別養護老人ホーム心和園備品整備事業 360万5千円
2,828万円の減
経年劣化により使用に支障を来している大型洗濯機1台の購入費の計上であり
ます。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当す
るものであります。

介護保険利用者負担軽減措置 185万5千円 45万2千円の増
低所得者の利用者負担額の軽減補助金の計上で、対象者の増加に伴う増であります。

介護人材育成等支援 170万円 50万円の増
町内居宅介護支援事業所において、不足している介護支援専門員の確保を図るための人材確保奨励金4人分と、
介護資格取得費用助成は、訪問介護ヘルパー人材の確保を図るため、令和6年度から新たに資格取得に係る費用の補助を行うもので1人最大10万円、5人分の計上であります。

5目 後期高齢者医療費 1億7,264万4千円 149万7千円の増
2事務事業の計上であります。

後期高齢者医療特別会計 5,174万1千円 162万円の増
特別会計への繰出金であります。

後期高齢者医療一般 1億2,090万3千円
次ページにわたり 12万3千円の減
北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の計上であります。

6目 国民年金費 国民年金一般 10万2千円 1千円の増
主に、消耗品費の増であります。

7目 自治振興費 4,272万5千円 810万4千円の増
4事務事業の計上であります。

自治振興一般 189万7千円 5千円の減
主に、各自治会助成の計上であります。

自治会活動活性化支援 300万円 増減なし
自治会活動に対する助成金の計上であります。

地域公共交通対策 2,221万3千円 次ページにわたり
331万1千円の増
デマンドバス運行にかかる委託料ほかの計上で、
主に、労務単価の上昇に伴う市町村運営有償運送業務委託料 337万2千円の増であります。

地方バス路線維持対策 1,561万5千円 479万8千円の増
生活交通路線等への運行助成の計上であります。

8目 社会福祉施設費 1, 492万3千円 2, 847万円の減
4事務事業の計上であります。

コミュニティセンター 139万2千円 49万2千円の増
コミュニティセンター2カ所の維持管理経費の計上で、
主に、経年劣化により使用に支障をきたしている上尾幌地区コミュニティセン
ター玄関の修繕料 48万9千円の計上であります。

集会所 705万7千円 90万3千円の増 次ページにわたり、
集会所13カ所の維持管理経費の計上で、
主に、燃料高騰等に伴う宮園鉄北地区集会所指定管理委託料 9万円の増と
施設用備品購入 59万2千円は、トライベツ地区集会所の防災絨毯購入費の
計上であります。

生活館 28万5千円 2千円の増
主に、施設水道料の増であります。

生活改善センター 618万9千円 43万1千円の増
施設の維持管理経費の計上で
主に、光熱費の高騰などに伴う指定管理委託料 55万円の増であります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費
5, 571万1千円 123万円の減
6事務事業の計上であります。

子ども・子育て会議 31万7千円 次ページにわたり 7万9千円の増
委員報酬及び費用弁償の増であります。

児童福祉一般 4, 545万4千円 217万3千円の減
主に、施設用備品購入 135万3千円は、子どもが安心して過ごせる保育環
境の整備として、2カ所の児童館と子育て支援センターに各2台スポットクー
ラー購入費の計上と利用児童減少に伴うカトリック、さくら幼稚園に対する施
設型給付費負担金 295万5千円の減と施設等利用助成 57万3千円の減
であります。

児童手当支給事務 13万2千円 増減なし

子ども・子育て支援事業計画策定 246万3千円 8万4千円の増
第3期 子ども・子育て支援事業計画策定に伴う経費の計上であります。

太田へき地保育所 130万1千円 26万8千円の増 次ページにわたり、入所見込み児童数3人分の保育経費の計上で、主に、施設用備品購入 39万3千円は、子どもが安心して過ごせる保育環境の整備として、家庭用エアコン1台の購入費の計上であります。

子育て支援対策 604万4千円 51万2千円の増 次世代出産祝金支給、幼稚園等給食費助成、妊婦健康診査通院費助成ほかの計上で、主に、出産見込数の増による出産祝金 80万円の増のほか、児童数減少に伴う幼稚園等給食費助成 32万4千円の減であります。

2目 児童措置費 児童手当 8,240万5千円 475万円の減 見込み児童数の減に伴う児童手当の減であります。

3目 ひとり親福祉費 546万2千円 55万9千円の減 2事務事業の計上であります。

ひとり親家庭等医療 530万円 51万6千円の減 医療費見込みによる減であります。

次ページ

ひとり親家庭等医療事務 16万2千円 4万3千円の減 主に、受給者証郵送料の減であります。

4目 児童福祉施設費 5,027万1千円 1,344万2千円の増 7事務事業の計上であります。

保育所一般 236万1千円 66万1千円の減 主に、入所児童数の減による広域入所委託料 63万9千円の減であります。

保育所空調設備整備事業 1,498万5千円 は、子どもが安心して過ごせる保育環境の整備として、2カ所の認可保育所の各保育室に空調設備整備費の計上であります。なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

あつけし保育所 1, 262万6千円 次ページあたり 38万2千円の減
入所児童見込み数56人分の保育経費の計上で、
主に、入所児童見込み数の減に伴う賄材料費 64万4千円の減と特殊建築物
等定期調査委託料 31万9千円の増であります。

あつけし保育所（世代間交流） 6万円 6千円の減
児童数減に伴う食糧費の減であります。

しんりゅう保育所 1, 961万6千円 次ページにわたり
57万4千円の減
入所児童見込み数105人分の保育経費の計上で、
主に、入所児童見込み数の減に伴う賄材料費 109万円の減と特殊建築物等
定期調査委託料 31万9千円の増であります。

しんりゅう保育所（世代間交流） 11万4千円 7千円の減
児童数減に伴う食糧費の減であります。

子育て支援センター 50万9千円 8万7千円の増
主に、公用車車検に係る修繕料の増と昨年度計上の施設用備品購入 5万8千
円の減であります。

次ページ

5目 児童館運営費 392万9千円 30万2千円の増
4事務事業の計上であります。

児童館運営委員会 5万円 増減なし
委員報酬及び費用弁償の計上であります。

児童館一般 12万5千円 12万円の増
施設用消耗品 6万円の増と友遊児童館隣地の土地借上料 6万円の増であり
ます

友遊児童館 204万6千円 次ページにわたり 25万4千円の増
施設運営経費の計上で、
主に、消耗品費が27万9千円の減と、修繕料 24万5千円は、備品及び施
設等の小修繕に 5万円と施設内の網戸修繕に 19万5千円の計上、施設用
備品購入 30万1千円は、防災カーテンの経年劣化による更新に係る計上で
あります。

子夢希児童館 170万8千円 次ページにわたり 7万2千円の減
施設運営経費の計上で、
主に、昨年度計上の公用車車検整備費の減であります。

146 ページ

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 210万円 23万7千円の増

4事務事業の計上であります。

公衆浴場 131万円 25万円の増

公衆浴場経営に対する補助金の計上であります。

有害動物対策 15万円 9万1千円の減

主に、事務用備品購入 14万3千円の減であります。

病症媒介動物対策 12万円 2万5千円の増

エキノコックス症媒介動物対策消耗品の増であります。

畜犬登録・狂犬病予防 52万円 5万3千円の増

主に、事務用備品購入 6万6千円は、野犬捕獲用のフェンス及び檻の購入費の計上であります。

2目 健康推進費 7,723万6千円 272万4千円の増

17事務事業の計上であります。

健康推進一般 2,343万7千円 次ページにわたり 30万4千円の増

主に、健康まつりに伴う実行委員会に対する補助金 32万円の計上でありま
す。

母子保健 503万5千円 50万6千円の増

妊婦健康診査、乳幼児健康診査や不妊治療費助成など、母子保健推進に必要な
経費の計上で、

主に、健康診査対象者数見込みの増による妊婦一般健康診査委託料 17万4
千円の増と、不妊治療費等助成 28万7千円は、不妊治療に係る費用の助成
制度を拡充し、一般不妊治療と特定不妊治療に係る自己負担額の全額と通院に
係る交通費の一部を助成する計上であります。

妊娠・出産包括支援 465万4千円 次ページにわたり 71万8千円の増
妊産婦に対する支援等の計上で、
主に、利用者見込み増に伴う産後ケア事業利用料助成 83万4千円の増であります。

出産・子育て応援 460万1千円 275万4千円の減
妊娠期から出産・子育てまで、一貫して寄り添う支援に係る経費の計上で、
主に、出産応援金 160万円の減と、子育て応援金 75万円の減は、それぞれ対象者の減による補助金の減であります。

予防接種 2,073万3千円 次ページにわたり 190万7千円の増
主に、各定期予防接種委託料の接種見込みによる計上であります。

子どもインフルエンザワクチン予防接種
96万6千円 21万5千円の減

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 72万円 10万5千円の増
それぞれ、接種見込みによる計上であります。

高齢者带状疱疹ワクチン予防接種 288万5千円 は、
令和6年度から新たに、65歳以上の町民に係る接種費用の2分の1を助成する補助金の計上であります。

エキノコックス症対策 49万5千円 23万3千円の減
主に、検査委託料の減であります。

次ページ

がん予防保健 898万7千円 62万9千円の増
各種がん検診委託料の受診見込による計上であります。

特定健康診査等 248万5千円 4万8千円の減
主に、会場借上料 4万7千円の減であります。

健康増進 77万8千円 7万5千円の減
主に、生活習慣病検診委託料 8万6千円の減であります。

感染症対策 1万1千円 次ページにわたり 増減なし

未熟児養育医療給付 18万1千円 増減なし
精神障害者医療 35万7千円 8万6千円の増
医療費の増であります。

難病対策 34万7千円 3万円の減
対象者見込数の減による通院費助成の減であります。

精神障害者社会復帰支援 56万4千円 49万6千円の増
利用者見込数の増による交通費助成の増であります。

3目 墓地火葬場費 1,343万3千円 241万9千円の減
5事務事業の計上であります。

斎場 729万3千円 次ページにわたり 1万4千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設燃料費の増であります。

霊園 44万2千円 58万4千円の減
施設の管理運営経費の計上で、
主に、昨年度計上の霊園施設修繕料 60万2千円の減であります。

墓地 13万4千円 7千円の増
主に、トイレ借上料の増であります。

町外火葬施設使用料助成 9万円 18万円の減
使用見込み件数による減であります。

斎場整備事業 547万4千円 167万6千円の減
主燃炉、再燃焼炉バーナー及び断熱扉開閉機器の取替工事費の計上であります。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

4目 水道費 4,509万円 1,830万7千円の減
2事務事業の計上であります。

水道事業会計 3,841万9千円 次ページにわたり 66万円の減
水道事業会計への負担金及び補助金であります。

簡易水道事業特別会計 667万1千円 1,764万7千円の減
特別会計への繰出金であります。

5目 病院費 病院事業会計 3億8,800万円 増減なし
当初予算計上として、繰出基準に基づく負担金の計上であります。

6目 子ども医療費 3,199万1千円 135万7千円の増
2事務事業の計上であります。

子ども医療 3,100万円 152万1千円の増
子ども医療事務 99万1千円 16万4千円の減
18歳までの医療費の無料化見込みの計上であります。

2項 環境政策費 1目 環境対策費
5,364万1千円 2,350万7千円の増
9事務事業の計上であります。

環境審議会 19万4千円 6千円の増
審議会開催経費の計上であります。

環境対策一般 172万7千円 次ページにわたり 4千円の減
消耗品費の減であります。

環境調査監視 414万7千円 7万7千円の増
労務単価の上昇に伴う水質検査委託料の増であります。

環境マネジメントシステム 7千円 増減なし

省エネルギー普及 29万1千円 10万円の増
主に、事業の所管課替えに伴う北海道再可能エネルギー振興機構負担金 5万
万円の計上であります。

再生可能エネルギー促進区域設定 1,562万8千円 は、
再生可能エネルギーを円滑に導入するための促進エリアや環境保全を優先する
規制エリア等を設定するために必要となる委託料等の計上であります。

特定外来生物対策 14万7千円 次ページにわたり 増減なし

環境保全基金 3,030万円 740万円の増
基金積立金の計上であります。

住宅用太陽光発電システム設置奨励 120万円 は、
事業の所管替えに伴う補助金の計上であります。

2目 水鳥観察館運営費 298万円 7万円の減
3事務事業の計上であります。

厚岸水鳥観察館 133万8千円 7万5千円の減
施設運営経費ほかの計上で、
主に、修繕料 7万円の減であります。

厚岸湖・別寒辺牛湿原 学術研究奨励 143万5千円 5千円の増
次ページにわたり、
審査委員に対する特別旅費の増であります。

湿地情報交流 20万7千円 増減なし

3目 廃棄物対策費 686万4千円 16万5千円の減
3事務事業の計上であります。

廃棄物対策一般 241万円 7万7千円の減
主に、し尿処理証紙売り捌き手数料 8万9千円の減であります。

清掃手数料事務 329万円 7万8千円の減
主に、口座振替手数料の減であります。

生ごみ分別・資源化 116万4千円 次ページにわたり 1万円の減
主に、生ごみ分別用水切り容器及び消臭液など消耗品費の減であります。

4目 ごみ処理費 2億4,496万8千円 1,766万6千円の増
7事務事業の計上であります。

ごみ収集・ごみ処理場運転 1億7,169万9千円 713万9千円の増
ごみ収集・運搬に係る委託料の計上で、労務単価などの上昇に伴う委託料の増
であります。

海岸漂着物対策 85万3千円 2万8千円の増
海岸漂着ごみや漁業者が操業中に陸揚げした漂流・海底ごみの処理費の計上
で、処理委託料の増であります。

釧路広域連合 4,678万2千円 150万2千円の増
釧路広域連合のごみ処理に係る負担金の計上で、燃料費や薬品費など、物価高
騰に伴う釧路広域連合に対する負担金の増であります。

釧路市ごみ最終処分場 462万5千円 は、
令和6年4月1日より、釧路市のごみ最終処分場へ搬入を開始するため、その
使用に要するごみ処理手数料及び維持管理費用等の負担金の計上であります。

ごみ処理場一般 23万9千円 次ページにわたり 2千円の減
主に、放送受信料の減であります。

ごみ処理場管理 1, 672万6千円 104万円の増
主に、薬品など施設用消耗品費 10万8千円、燃料費 17万7千円の増と
使用量の減少による施設電気料 59万9千円の減のほか、
修繕料 288万5千円は、車両及び施設小修繕 30万円、トラックステー
ル点検整備費 13万2千円、老朽化によるバックホーの履帯調整シリンダー
等修繕料 245万3千円の計上であります。

ごみ処理場車両整備事業 404万4千円 は、
選別後の資源ごみを運搬・搬出するため使用しているフォークリフト1台が老
朽化による不具合で、作業に支障きたしているため、その更新費用の計上であ
ります。

なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当す
るものであります。

5目 し尿処理費 9, 701万2千円 753万3千円の増
2事務事業の計上であります。

し尿収集 5, 669万4千円 398万6千円の増
し尿の収集に係る委託料の計上で、労務単価などの上昇に伴う委託料の増であ
ります。

次ページ

汚水処理施設管理 4, 031万8千円 354万7千円の増
し尿処理に係る施設管理経費の計上で、
主に、施設電気料 99万3千円の増と処理水移送ポンプほか施設修繕料 2
2万5千円の増のほか、労務単価等の上昇に伴う施設管理委託料 249万7
千円の増であります。

6目 下水処理費 生活排水処理施設整備事業
1, 100万円 増減なし
合併処理浄化槽設置に伴う補助金の計上であります。

174 ページ

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

1 目 農業委員会費 1, 197 万 3 千円 117 万 9 千円の増
6 事務事業の計上であります。

農業委員会 877 万 8 千円 増減なし
農業委員会に係る経費の計上あります。

農業委員会事務局 192 万 6 千円 117 万 1 千円の増
主に、パソコン端末機の更新に伴う農地地図情報システム整備委託料 111
万 3 千円の計上であります。

農業後継者対策 50 万円 増減なし
支援協議会への補助金の計上であります。

農業者年金事務 29 万 1 千円 次ページにわたり 増減なし

事務適正・農地有効活用支援 46 万 4 千円 増減なし

農地保有合理化事業等業務委託 1 万 4 千円 8 千円の増

2 目 農業振興費 1 億 337 万 8 千円 1, 435 万 6 千円の増
9 事務事業の計上であります。

農業振興一般 34 万 2 千円 30 万 3 千円の増
牛乳の消費拡大を図ることを目的として、会議などで提供する牛乳の購入費
30 万 3 千円の計上であります。

農業経営 基盤強化資金 利子補給 41 万 6 千円 8 万 8 千円の減

畜産特別支援資金 利子補給 8 万 9 千円 5 千円の減
それぞれ、利子補給金の計上であります。

農業次世代人材投資事業給付金給付 570 万円 120 万円の増
新規就農者 4 件分に対しての補助金の計上であります。

次ページ

中山間地域等直接支払事業 6, 260万9千円 605万7千円の増
中山間地域等直接支払推進事業 23万8千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

多面的機能支払交付金事業 1, 317万9千円 2万1千円の増
多面的機能支払推進事業 17万2千円 増減なし
それぞれ、当該事業の交付金及び事務費の計上であります。

新規就農者誘致奨励事業 2, 063万3千円 696万7千円の増
新規就農者4件に対する奨励金の計上であります。

3目 畜産業費 2億1, 606万8千円 1, 797万1千円の減
5事務事業の計上であります。

畜産業一般 28万3千円 9千円の増
損害保険料の増であります

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（浜中町農業協同組合）
4, 115万円 次ページにわたり 1, 230万3千円の増
トラクター1台、スラリースプレッダ2台の整備に対する補助金の計上であり
ます。

矢臼別演習場 周辺農業用 施設等 整備事業（釧路太田農業協同組合）
3, 475万円 1億2, 133万4千円の減
スラリースプレッダ2台の整備に対する補助金の計上であります。

町営牧場整備事業 1億1, 902万7千円 9, 394万3千円の増
安全・安心な育成環境の整備を図るためのふん尿処理施設の整備工事費の計上
であります。

町営牧場 管理用機械 整備事業 2, 085万8千円 289万2千円の減
スラリースプレッダ1台、スラリーポンプ1台の管理用機械の購入費の計上で
あります。

なお、町営牧場整備事業及び町営牧場管理用機械整備事業の財源については、
特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

5目 農地費 3億9, 632万9千円 2億3, 711万4千円の増
3事務事業の計上であります。

農地一般 82万9千円 68万8千円の増
主に、道営事業費の増による団体連合会負担金の増であります。

水利施設等保全高度化事業 3億5,000万円 次ページにわたり
2億3,799万円の増 太田・片無去地区の水源の見直しを含めた再編更新
と水源を河川より地下水へ変更することに伴い、老朽化した配水管の更新整備
費負担金の計上であります。

道営釧路太田地区草地整備事業 4,550万円 2,225万円の増
草地改良及び測量設計費にかかる負担金の計上であります。

6目 牧野管理費 1億9,082万2千円 529万6千円の減
2事務事業の計上であります。

町営牧場運営委員会 10万6千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

町営牧場 1億9,071万6千円 次ページにわたり 41万2千円の減
町営牧場の管理運営にかかる経費の計上であります。
主に、燃料費 43万4千円の増、施設修繕料 26万4千円の減と物価高騰
に伴う堆肥運搬料 39万5千円の増、産業廃棄物処理委託料 106万9千
円の減、昨年度計上の車借上料 74万8千円の減、単価高騰に伴う碎石購入
66万7千円の増のほか、機械器具購入 4万3千円は、経年劣化により、
使用に支障をきたしているシュレッダー1台の購入費の計上であります。

7目 農業施設費 467万4千円 676万4千円の減
3事務事業の計上であります。

尾幌酪農ふれあい広場 242万9千円 8万2千円の減
施設管理経費の計上で、
主に、燃料費 6万5千円の減であります。

上尾幌ふれあい体験農園 55万8千円 4万3千円の増 次ページにわたり
施設管理経費の計上で、
主に、施設電気料の増と労務単価の上昇に伴う浄化槽保守点検委託料 2万円
の増であります。

太田活性化施設 168万7千円 42万6千円の減
施設管理経費の計上で、
主に、特殊建築物等定期調査委託料 12万1千円の減と施設指定管理委託料
30万9千円の減であります。

8目 農業水道費 3,401万8千円 1,034万3千円の減
6事務事業の計上であります。

農業水道一般 1万円 191万2千円の減
主に、昨年度計上の給水台帳整備委託料 191万4千円の減であります。

水道料金計算収納 62万円 1万6千円の増
主に、労務単価の上昇に伴う検針徴収委託料 2万4千円の増であります。

水質検査 128万7千円 6万6千円の増
労務単価の上昇に伴う委託料の増であります。

農業水道施設 1,281万7千円 次ページにわたり 96万4千円の増
水道施設の管理経費の計上で、
主に、各施設電気料 25万9千円の増、各施設修繕料 37万円の増と労務
単価の上昇に伴う別寒辺牛浄水場の配管洗浄手数料 12万円の増のほか、
土木積算システム機器借上料及びシステム使用料 12万8千円の計上であり
ます。

検満及び新設メーター整備事業 103万4千円 8万3千円の増
検針メーター更新2台、新設メーター設置3台の計上であります。

別寒辺牛取水場整備事業 1,825万円 1,529万円の増
取水場井戸の掘削に伴う委託料の計上であります。

9目 堆肥センター費
堆肥センター 1,322万1千円 36万3千円の減
次ページにわたり、
施設の管理運営経費の計上で、
主に、昨年度計上のホイローダ用タイヤ購入 118万3千円の減と施設仕
切り壁の修繕料 105万2千円の計上ほか、堆肥調整用の資材購入 69万
3千円の減であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 2億7,264万2千円
2億3,106万6千円の増、
7事務事業の計上であります。

林業一般 85万9千円 3万8千円の減
主に、昨年度計上の医薬材料費 1万6千円の減と北海道治山林道協会釧路支部に対する負担金 1万4千円の減であります。

町有林管理 147万8千円 29万6千円の減
主に、森林保険料の減であります。

公的分収林管理 6千円 増減なし

次ページ

有害鳥獣駆除奨励 650万3千円 211万6千円の増
主に、農林業被害エゾシカ駆除に対する町負担分の奨励金を1,500円から2,500円に増額することによる野生鳥獣被害対策協議会の負担金 211万円の増であります。

森林資源利活用 1,361万3千円 増減なし
林地残材等収集・おが粉製造委託料の計上であります。

森林環境譲与税基金 1千円 1,715万8千円の減
基金積立金の計上であります。

木質バイオマスボイラー整備事業 2億5,018万2千円
2億4,644万2千円の増
主に、町営温水プールへの木質バイオマスボイラー導入工事費の計上でありま
す。

2目 林業振興費 3,491万5千円 1,036万8千円の減
5事務事業の計上であります。

森林整備 担い手対策推進 21万2千円 次ページにわたり 1万円の増
林業労働力を確保するための負担金の計上であります。
民有林振興対策事業 1,030万3千円 54万円の減
造林植栽51.61ヘクタールの民有林工事費に対する補助金の計上でありま
す。

町民の森造成事業 300万円 増減なし
町民の森造成実行委員会への補助金の計上であります。

道営林道別寒辺牛2号線開設事業 1,850万円 増減なし
道営事業の林道整備に係る町負担分の計上であります。

私有林整備事業 290万円 285万2千円の減
造林植栽12.95ヘクタールの私有林工事費に対する補助金の計上でありま
す。

3目 造林事業費 5,110万3千円 38万7千円の減
2事務事業の計上であります。

造林事業 5,074万8千円 16万円の減
町有林の樹下植栽、下刈りなどの工事費の計上であります。

公的分収林整備推進事業 35万5千円 22万7千円の減
下刈り1.84ヘクタールの工事費の計上であります。

4目 林業施設費 140万4千円 3万7千円の減
2事務事業の計上であります。

次ページ

緑のふるさと公園 31万1千円 4千円の減
施設の管理運営経費の計上であります。

木工センター 109万3千円 3万3千円の減
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設電気料 4万1千円の減であります。

5目 特用林産振興費 5,036万3千円 342万9千円の増
2事務事業の計上であります。

きのこ菌床センター 4,739万3千円 次ページにわたり
45万9千円の増
施設管理運営経費の計上で、主に、施設電気料 41万5千円の増、
修繕料23万8千円の減と昨年度計上のビニールハウス張替に伴う資材購入
76万1千円の減のほか、新規就農者及び物価高騰などによる菌床製造材料購
入費 109万8千円の増であります。

きのこ菌床センター設備整備事業 297万円 は、
適正な温度管理 など、良質な菌床の提供を図るため、2次培養ハウスの換気
扇等の取付工事費の計上であります。

3項 水産業費 1目 水産業総務費 565万5千円 96万円の減
4事務事業の計上であります。

水産業一般 545万2千円 次ページにわたり 12万円の減
水産関連団体への負担金、補助金の計上で、
主に、厚岸港まつり協賛会 17万8千円の増と水産業対策協議会 25万円
の減であります。

船員法事務 3千円 増減なし

海岸管理 10万円 増減なし

廃棄漁網利活用 10万円 84万円の減
町内で発生した廃棄漁網を再資源化し、その素材を利用して生産されたランド
セルの購入費に対して、2万円の助成をするもので、令和7年4月に入学する
児童見込み数5名分の計上であります。

2目 水産振興費 3, 226万3千円 607万3千円の減
9事務事業の計上であります。

水産振興一般 64万8千円 50万円の増
主に、釧路昆布普及協議会への負担金の増であります。

漁業近代化資金 利子補給 536万円 225万1千円の増
主に、厚岸漁業協同組合が整備する水産物加工冷凍施設整備に係る利子補給の
増であります。

ヒトゲ駆除事業 32万6千円 39万4千円の減
昆布漁場改良事業 646万円 次ページにわたり 増減なし
アサりはさみ漁場回復事業 18万5千円 19万円の減
それぞれ、事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

環境・生態系保全活動支援事業 16万4千円 33万7千円の減
活動支援事業の事務経費の計上であります。

水産多面的機能発揮対策支援事業 189万1千円 19万9千円の減
昆布漁場の岩盤清掃及び肉食性巻貝やヒトデ駆除に対する負担金の計上であります。

赤潮対策緊急支援事業 1,709万4千円 738万9千円の減
北海道東部の太平洋沿岸で発生した赤潮被害からの漁場環境の回復を図る事業に対する負担金の計上であります。

ツブ貝卵塊放流試験事業 13万5千円 新規計上は、
資源の管理及び増養殖試験を目的とした事業で、事業主体である厚岸漁業協同組合への補助金の計上であります。

3目 漁港管理費 1,189万7千円 158万6千円の減
2事務事業の計上であります。

漁港管理一般 9万1千円 1千円の減

漁港施設 1,180万6千円 次ページにわたり 147万9千円の増
漁港施設に係る管理経費の計上で、
主に、施設電気料 43万1千円の増、労務単価の上昇に伴う湖南地区漁港施設清掃委託料 9万9千円の増と電気料の増に伴う衛生管理型漁港施設負担金 87万5千円の増であります。

5目 養殖事業費 2,682万5千円 868万6千円の減
5事務事業の計上であります。

漁場造成環境調査事業 95万2千円 増減なし

カキ種苗センター 1,945万6千円 次ページにわたり 173万円の増
カキ種苗センター管理運営にかかる経費の計上で、
主に、施設電気料 64万円の減ほか、海水精密ろ過設備及び各ポンプなどの修繕料 241万1千円の増であります。

カキ種苗生産 326万7千円 10万円の減
カキ種苗生産に係る経費の計上であります。

水産増養殖調査研究 315万円 増減なし
カキ種苗生産・調査研究に係る経費の計上であります。

6目 水産施設費 180万4千円 384万1千円の減
3事務事業の計上であります。

漁村環境改善総合センター 87万円 12万3千円の減 次ページにわたり、
施設の管理運営費の計上で、主に、特殊建築物等定期調査委託料 12万1千
円の減であります。

床潭地区漁村センター 33万1千円 7千円の増
施設の管理運営費の計上であります。

水産種苗生産センター 60万3千円 208万1千円の減
ウニ種苗生産施設の管理経費の計上で、
主に、昨年度計上の受水槽清掃委託料 202万4千円の減であります。

全国豊かな海づくり大会推進事業費については、
予算計上ゼロのため廃目となります。

210 ページ

6款 1項 商工費 1目 商工総務費
266万6千円 125万9千円の減
5事務事業の計上であります。

商工施設 12万4千円 107万円の減
松葉憩いの広場、及び職業訓練センターの管理経費の計上で、
主に、昨年度計上の松葉憩いの広場の修繕料 84万7千円の減と広場污水管
清掃に伴う手数料 19万5千円の減であります。

消費生活 45万9千円 2万4千円の増
主に、人件費の上昇に伴う消費生活相談業務委託料 2万4千円の増でありま
す。

消費者行政推進 195万5千円 12万6千円の減
啓発用パンフレットの作成や消費生活講演会など消費者行政活動関連経費の計
上で、主に、啓発用消耗品 23万4千円の増と昨年度計上の啓発用カレンダー
の印刷製本費 82万8千円の減、講演会講師派遣委託料 26万円の増で
あります。

労働 12万3千円 5千円の増
各負担金の計上であります。

季節労働者対策 5千円 次ページにわたり 増減なし

2目 商工振興費 3,033万1千円 1千円の減
7事務事業の計上であります。

小規模商工業者 設備近代化資金 貸付推薦審査委員会
10万3千円 増減なし

商工振興一般 1,384万5千円 26万2千円の減
主に、商工会に対する補助金 2万7千円の増のほか、
昨年度計上の商店会及び湖北商業連合会への補助金 28万6千円の減であります。

小規模商工業者 設備近代化 資金貸付
137万円 19万8千円の減
貸付状況見込みによる利子補給及び保証料補助の減であります。

中小企業融資 893万1千円 45万9千円の増
貸付状況見込みによる利子補給の増であります。

中小企業振興会議 5万7千円 次ページにわたり、増減なし
会議開催経費の計上であります。

ハッピーライダル奨励 102万5千円 増減なし
奨励費2件分ほかの計上であります。

特産品等開発支援 500万円 増減なし
地域資源を活用した特産品の開発にかかる補助金5件分の計上であります。

3目 食文化振興費 4,678万2千円 693万円の減
4事務事業の計上であります。

味覚ターミナル・道の駅 3,692万5千円 36万3千円の増
味覚ターミナル・コンキリエの管理経費ほかの計上で、
主に、昨年度計上の道の駅パンフレット作成に伴う印刷製本費 38万5千円
の減と光熱水費などの増に伴う指定管理委託料 68万4千円の増であります。

厚岸味覚ターミナル整備事業 871万7千円 749万7千円の減
駐車場等改修と自動火災報知設備の更新工事費の計上であります。

次ページ

食文化振興 13万4千円 2万8千円の増
食文化振興施策に係る経費の計上であります。

物産交流・宣伝 100万6千円 17万6千円の増
主に、札幌市内での物産展開催に伴う 物産品送料 6万3千円の増のほか、
イベント用備品借上料 9万円の計上であります。

4目 観光振興費 11億2,527万円 3億9,100万5千円の増
7事務事業の計上であります。

観光振興一般 1,295万円 51万2千円の減
次ページにわたり、
観光関連団体等への負担金・補助金の計上で、
主に、冬のイベント分の減に伴う厚岸観光協会に対する補助金 248万9千
円の減と厚岸町の魅力を町内外に発信させ、さらに地域振興を拡大させる目的
としたイベントの開催における、あつけしでたのしまないと実行委員会に対
する補助金 200万円の計上であります。

観光宣伝 916万7千円 293万6千円の減
観光宣伝に係る経費の計上で、
主に、厚岸町周遊ルートマップの増刷に要する印刷製本費 99万円の増と昨
年度計上の 札幌市営地下鉄への帯広告とSNSを活用した動画配信 139
万3千円の減と周遊ルートマップ制作委託料 235万6千円の減であります。

桜保護育成 38万9千円 6千円の減
桜の保護育成に係る経費の計上であります。

あやめ保護育成 53万円 8万4千円の増
あやめの保護育成に係る経費の計上で、あやめヶ原保護育成協議会委員に対す
る謝礼金及び特別旅費の計上であります。

次ページ

厚岸霧多布昆布森国定公園誘客促進 223万4千円 209万2千円の減
国定公園化を契機に、観光客の誘客促進を図る経費の計上で、4町と連携した
国定公園の整備を推進することによる連絡協議会への負担金 15万円の増と
アウトドアガイド育成補助金 224万2千円の減であります。

ふるさと納税 5億5,769万3千円 1億5,202万1千円の増
ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及び
ふるさと納税支援サービス委託料や宣伝費などのほか、厚岸観光協会へのふる
さと納税推進業務委託料の計上であります。

ふるさと納税基金 5億4,230万7千円 2億4,444万6千円の増
ふるさと納税による寄附金収入見込み11億円を勘案しての基金積立金であり
ます。

5目 観光施設費 3,656万5千円 7,512万円の減
5事務事業の計上であります。

子野日公園 289万5千円 次ページにわたり 14万1千円の減
公園管理経費の計上で、
主に、機械器具購入 36万3千円は、桜ライトアップに要する照明器具 1
5台の計上であります。

愛冠野営場 409万3千円 58万2千円の減
野営場管理経費の計上で、
主に、施設修繕料 28万8千円の減と労務単価の上昇に伴う管理委託料 1
5万円の増のほか、施設補修用の資材購入 46万2千円の減であります。

その他観光施設 746万7千円 次ページにわたり 65万3千円の減
施設の管理運営経費の計上で、
主に、各施設修繕料 87万8千円の減と労務単価の上昇に伴う各施設管理委
託料 27万9千円の増と施設補修用の資材購入 22万円の減のほか、機械
器具購入 9万7千円は、サービスセンターに設置する冷凍ショーケース1台
の購入費の計上であります。

子野日公園整備事業 512万1千円 3,392万9千円の減
園内の排水溝改修及び切株抜根工事のほか、普賢象ハウスの撤去工事費ほかの
計上であります。

原生花園あやめヶ原整備事業 1,698万9千円 2,737万4千円の減
老朽化している原生花園あやめヶ原東側の牧柵更新工事費の計上であります。

6目 諸費 4,555万1千円 3,624万6千円の増
2事務事業の計上であります。

緊急経済対策資金融資 716万3千円 214万2千円の減
新型コロナウイルス感染症経済支援対策で実施した融資資金総額6億円の利子補給の計上であります。

がんばろう厚岸応援券発行 3,838万8千円 は、
エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響により影響を受けている事業者と町民の生活を支援するため、「がんばろう厚岸応援券」を配付するものであります。

その内訳は、町民一人につき、4千円分の応援券を約8400人に対して発行する補助金 3,360万円のほか、応援券の印刷や郵送料などの事務経費の計上であります。

取扱期間は、令和6年6月1日から令和6年12月31日までを予定し、換金などの一部の事務を厚岸町商工会に委託して実施するものであります。

なお、この事業の財源については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するものであります。

226 ページ

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費

土木一般 28万2千円 5万3千円の増
事務費及び関係団体負担金の計上で、
主に、北海道道路整備促進協会負担金の増であります。

2目 土木車両管理費

車両管理 1,325万3千円 158万5千円の増
土木車両の維持運行管理に係る経費の計上で、
主に、土木車両用の夏・冬タイヤ等の購入費 107万4千円の増と車両関係手数料 12万7千円の増のほか、物置等購入 31万6千円は、道路等維持管理用物品の保管用物置1棟の購入費の計上であります。

3目 土木用地費 58万3千円 156万3千円の減

2事務事業の計上であります。

土木用地一般 41万8千円 次ページにわたり 1千円の減
用地測量に伴う事務経費の計上であります。

用地測量 16万5千円 156万2千円の減
用地測量に伴う経費の計上で、昨年度計上の測量基準点設置委託料の減であります。

4目 地籍調査費 地籍調査一般 234万9千円 8万8千円の増
労務単価の上昇に伴う地番集成図更新業務委託料の増であります。

2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費
1億4,373万3千円 5,795万1千円の減
5事務事業の計上であります。

道路橋梁一般 101万3千円 増減なし
主に、道路台帳図整備委託料であります。

道路橋梁管理 1,873万8千円 次ページにわたり 243万3千円の増
町道の維持、管理作業に係る経費の計上で、
主に、町道舗装道路・側溝修繕に伴う車借上料 17万1千円の減と砕石単価
の上昇に伴う町道補修用砕石購入 267万9千円の増のほか、機械器具購入
18万6千円は、経年劣化により使用に支障をきたしている刈払機1台と背負
い式ブロワの購入費の計上であります。

道路照明管理 2,640万2千円 183万3千円の減
道路照明の維持管理経費の計上で、道路照明電気料 270万3千円の減と道
路照明修繕 87万円の増であります。

町道舗装整備事業 6,299万1千円 1,075万2千円の減
港町2条通り 路面性状調査委託のほか、本工事費の計上であります。

橋梁長寿命化整備事業 3,458万9千円 2,118万9千円の増
第一開豊橋、開記橋の実施設計委託料と泰平橋の改修工事費の計上であります。

2目 道路新設改良費
4億3,309万3千円 1,235万9千円の増
9事務事業の計上であります。

床潭末広間道路整備事業 2億184万8千円
次ページにわたり 482万3千円の減
改良舗装 341.5メートル、地すべり観測調査などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和5国債）
5,258万8千円 4,069万2千円の増
改良舗装 192メートルの工事費などの計上であります。

太田2号道路整備事業（令和6国債） 次ページにわたり、
2,357万5千円 は、
改良舗装 370メートルの工事費などの計上であります。

実験所道路法面整備事業 4,000万円 500万円の減
実験所道路の法面整備の工事費の計上であります。

太田2号道路 防雪柵 整備事業 3,708万4千円 1,700万円の増
防雪柵 80メートルの工事費などの計上であります。

桜通り地すべり対策整備事業 2,250万円 1,780万円の減
地すべり対策工事費のほか地すべり観測調査委託料の計上であります。

太田門静間道路擁壁整備事業 4,000万円 3,470万円の増
擁壁補修工事費の計上であります。

大規模盛土造成地内町道整備事業 808万4千円 1,550万円の減
宮園台1号通りの用地確定測量委託料の計上であります。

なお、太田2号道路防雪柵整備事業、太田門静間道路擁壁整備事業、大規模盛土造成地内町道整備事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

事業費支弁人件費 741万4千円 153万6千円の減
次ページにわたり
事業費支弁人件費2人分の計上であります。

3目 除雪対策費 除雪対策 9,974万円 588万6千円の増
4月以降から初冬の降雪に備えた除雪経費の計上で、
主に、労務単価増に伴う除雪委託料及び車借上料の増であります。

3項 河川費 1目 河川総務費
1億5,901万円 286万8千円の減
4事務事業の計上であります。

河川管理 45万7千円 2万1千円の減 次ページにわたり、
主に、労務単価の上昇に伴う行政業務委託料 1万8千円の増であります。

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和5国債）
1億2,824万5千円 9,964万5千円の増

別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業（令和6国債）次ページにわたり、
2, 271万6千円 の計上、
以上の2事業合計で、1億5, 096万1千円 140万1千円の増で、
主に、西フツポウシ川流域の土砂生産源対策工事費の計上であります。

事業費支弁人件費 759万2千円 424万8千円の減
事業費支弁人件費2人分の計上であります。

4項 都市計画費 1目 都市計画総務費
610万4千円 426万8千円の減
4事務事業の計上であります。

都市計画審議会 11万2千円 5万6千円の減
審議会委員報酬及び費用弁償の減であります。

都市計画一般 19万3千円 4万2千円の減 次ページにわたり、
都市計画に係る事務経費の計上であります。

都市計画整備 483万円 417万円の減
厚岸町の都市施設変更及び用途地域の変更図書作成業務委託料の計上でありま
す。

花のあるまちづくり 96万9千円 増減なし
主に、推進委員会に対する補助金の計上であります。

3目 下水道費 下水道事業会計 3億4, 641万8千円 は、
下水道事業会計への負担金及び補助金の計上であります。

5項 公園費 1目 公園管理費
公園施設 679万5千円 38万1千円の増 次ページにわたり、
各都市計画公園の管理経費の計上で、主に、各公園の遊具修繕料 10万2千
円の増のほか、労務単価の上昇に伴う施設管理委託料 20万円の増と遊具安
全点検委託料 9万円の増であります。

6項 住宅費

1目 建築総務費 2, 129万3千円 593万9千円の減
4事務事業の計上であります。

建築一般 74万3千円 増減なし
建築に係る事務経費の計上であります。

住宅省エネ・バリアフリー改修補助 125万円 25万円の増
改修補助金見込2件分の計上であります。

住宅新築・リフォーム支援 1,800万円 増減なし
住宅新築助成については、住宅新築助成として上限70万円の見込件数10件
分と貸付金利子助成として上限30万円の見込件数10件分の計上でありま
す。
住宅リフォーム助成については、1件当たり上限額20万円で、見込件数40
件分の計上であります。

住宅耐震改修補助 130万円 次ページにわたり 増減なし
住宅の耐震改修に対して上限額30万円を見込件数3件分、耐震基準に満たな
い住宅の解体に対して上限額20万円を見込件数2件分の補助金の計上であり
ます。

2目 住宅管理費 1億953万2千円 2,278万5千円の増
9事務事業の計上であります。

町営住宅入居者 選考委員会 8万2千円 増減なし
入居者選考委員会の開催経費の計上であります。

町営住宅 2,043万2千円 26万7千円の増
町営住宅の維持管理経費の計上で
主に、各住宅修繕料 101万2千円の増、排水清掃、漏電検査などの手数料
12万3千円の増、特殊建築物等定期調査委託料 130万9千円の減のほか
住宅使用料払戻金 8万7千円は、住宅使用料の算定誤りによる払戻金5件分
の計上であります。

職員住宅 7万4千円 次ページにわたり 増減なし
きのこ生産者住宅 12万5千円 増減なし
地域おこし協力隊員住宅 5万8千円 増減なし
それぞれ、各住宅管理経費の計上であります。

町営住宅敷金利子基金 2千円 増減なし

町営住宅白浜団地整備事業 2,083万4千円 884万4千円の増
白浜団地H3B3号棟の外壁屋根改修及び給水管取替工事費の計上でありま
す。

町営住宅奔渡団地整備事業 4, 430万8千円 2, 213万2千円の増
H3C号棟の給排水管改修工事費の計上であります。

町営住宅梅香団地整備事業 2, 361万7千円 は、
54B号棟の屋根改修工事費の計上であります。

250ページ

8款 1項 消防費 1目 常備消防費
3億7, 719万7千円 5, 223万7千円の減
10事務事業の計上であります。

釧路東部消防組合 3億6, 553万1千円 1, 854万3千円の減
負担金の計上で、
主に、公債費及び給与費の減であります。

次の9事業は、釧路東部消防組合 厚岸消防署分の
投資的経費に対する負担金であります。

消火栓 整備事業 2万円
消火栓2基の更新工事費の計上であります。

厚岸消防団安全装備品 整備事業 65万8千円
保護メガネ166個と防塵マスク20箱の購入費であります。

消防庁舎備品整備事業償還金 513万6千円
各種備品整備費に係る北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金でありま
す。

救助用資機材整備事業 226万円
潜水資機材2基の購入費の計上であります。

消防自動車整備事業 26万6千円
本部公用車1台整備に係る事務費の計上であります。

次ページ

厚岸消防団第1分団庁舎備品整備事業償還金 65万1千円
厚岸消防団第4分団庁舎備品整備事業償還金 29万4千円
防火衣整備事業償還金 237万7千円

消防自動車整備事業償還金 4千円の計上は、
それぞれ、各種備品整備費に係る
北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業償還金であります。

2目 災害対策費 21億4,695万8千円 20億129万8千円の増
12事務事業の計上であります。

防災会議 7万5千円 増減なし
国民保護 6万3千円 増減なし
それぞれ、委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

災害対策 374万3千円 次ページにわたり 27万2千円の増
災害対策関連経費の計上で、
主に、災害対策設備電気料 10万5千円の増、防災システム通信料 24万
1千円の増と昨年度計上の災害対策本部機器修繕料 13万8千円の減のほ
か、労務単価の増に伴う地すべり監視委託料 6万6千円の増であります。

防災行政無線 404万4千円 29万4千円の減
防災行政無線の管理経費の計上で、
主に、防災行政無線用の消耗品 14万円の減と防災関係手数料 19万6千
円の減であります。

災害避難場所 354万6千円 次ページにわたり 124万4千円の増
災害避難場所の管理経費の計上で、
主に、避難場所等18カ所に設置しているAED用除細動パッドなど災害用消
耗品 47万3千円の増、昨年度計上の備蓄用燃料費 42万円の減
厚岸味覚ターミナル・コンキリエ避難階段住の江集会所側ほか修繕料 25万
3千円の増、指定緊急避難場所であるお供山展望台広場及び通路の除雪委託料
88万円の計上であります。

自主防災組織活動活発化支援 330万円 増減なし
防災資機材の整備等に対する助成金の計上であります。

津波避難場所整備 533万3千円 84万3千円の減
主に、備蓄用食糧及び防災備蓄品等消耗品費の減であります。

救命救急用備品整備事業 350万7千円 は、
主に、機械器具購入 342万3千円は、耐用年数を迎えるAED7台の更新
に係る計上であります。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当す

るものであります。

(仮称) 防災交流センター整備事業 21億1,962万8千円
20億235万円の増

建設工事監理委託料及び建設工事費ほかの計上であります。

災害対策用備品整備事業 162万円 は、
トランシーバー6台の購入費と免許申請手数料の計上であります。

防災情報システム運営 193万8千円 6万円の増 次ページにわたり、
主に、労務単価の上昇に伴う住宅地図システム使用料 6万2千円の増であります。

土砂災害相互通報システム 16万1千円 5万3千円の増
主に、電話及びインターネット通信料の増であります。

3目 消防施設費

消防自動車整備事業 5,490万8千円 2,544万3千円の減
老朽化した、第2消防分団の消防ポンプ自動車1台の購入費の計上であります。
なお、この事業の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものであります。

260 ページ

9款 教育費 1項 教育総務費

1目 教育委員会費 教育委員会 284万8千円 4千円の減
委員報酬、費用弁償などの計上であります。

2目 事務局費 244万2千円 12万円の増
2事務事業の計上であります。

教育委員会事務局 240万5千円 11万9千円の増
事務執行に要する経費、関連団体の負担金の計上で、
主に、教育委員会のホームページ修正に伴う更新委託料 23万1千円の計上、
事務用備品購入 2万1千円は、会計年度任用職員の社会保険手続をオンライン
で申請するためのICカードリーダー等の購入費の計上のほか、第13教科用
図書採択地区教育委員会協議会負担金 19万1千円の減であります。
教育事務評価会議 3万7千円 次ページにわたり 1千円の増

3目 教育振興費 2,051万5千円 772万7千円の減
11事務事業の計上であります。

高等学校教育支援 244万円 185万6千円の減
町内高校への通学バス定期券購入助成であります。

高等学校生徒募集支援 236万7千円 は、
人口減少に伴い、年々生徒数が減少している厚岸翔洋高等学校と連携し、「地域みらい留学事業」を活用して、町内外から生徒を募集するための経費の計上
であります。

教育研究所 運営委員会 8万1千円 増減なし
運営委員会経費の計上であります。

学校運営協議会 59万7千円 10万1千円の増
運営協議会経費の計上で、費用弁償の増であります。

教育振興一般 129万5千円 30万5千円の増 次ページにわたり、
主に、関連団体の負担金・補助金ほかの計上で、普通旅費 31万8千円の増
は、アッケシソウの自生地がある岡山県浅口市とアッケシソウに関する情報交
換を行うとともに、ふるさと教育の一環として、オンライン授業での学校間交
流を図り、アッケシソウの保全活動などを進めるための計上であります。

町立教育研究所 176万1千円 増減なし
主に、研究調査を行うための補助金の計上であります。

就学指導 19万9千円 10万3千円の減
主に、昨年度計上の特別旅費 12万円の減であります。

外国青年招致 123万9千円 118万6千円の減 次ページにわたり、
外国語指導助手にかかる経費の計上で、主に、新規招致者及び任期満了者に係
る特別旅費 59万円の減と昨年度計上の施設用備品購入 13万4千円の減
のほか、自治体国際化協会に対する負担金 28万3千円の減であります。

教育支援体制 214万9千円 12万円の増
主に、不登校や授業時に教室に入ることが難しい生徒が落ち着いた空間で自分
に合ったペースで学習・生活できる環境整備のための消耗品 12万1千円の
計上であります。

校務支援システム運営 253万5千円 増減なし
校務支援システム借上料の計上であります。

学習用情報機器運用支援 585万2千円 増減なし

小中学校のICT学習環境整備に伴うGIGAスクール運営支援センター整備に係る委託料の計上であります。

4目 教員住宅費

教員住宅 279万6千円 5千円の増
住宅の管理経費の計上であります。

5目 就学奨励費 3万9千円 次ページにわたり、1千円の減
奨学審議会の開催経費であります。

6目 スクールバス管理費 3,658万円 1,253万4千円の減
2事務事業の計上であります。

スクールバス運行委託 2,867万9千円 76万2千円の減
主に、運行時間の減少に伴うスクールバス運行委託料 184万2千円の減、部活等の大会の増に伴うスクールバス臨時輸送委託料 22万4千円の増のほか、行事バス単価上昇に伴う車借上料 23万3千円の増であります。

スクールバス運行 790万1千円 増減なし
車両の維持管理・運行経費の計上であります。

2項 小学校費 1目 学校運営費

3,374万7千円 47万4千円の増
4事務事業の計上であります。

小学校運営一般 8万2千円 9千円の増

厚岸小学校 1,239万4千円 次ページにわたり 60万5千円の減
真龍小学校 1,653万9千円 50万4千円の増
太田小学校 473万2千円 次ページにわたり 56万6千円の増
以上、3小学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増減であります。

2目 学校管理費 6,001万4千円 2,553万9千円の増
6事務事業の計上であります。

学校管理 1, 209万円 279万8千円の増

学校管理経費の計上で、

主に、施設修繕料 91万3千円の増、旧尾幌小学校学校の敷地内立木伐採手数料 60万5千円の増、2校の校舎床清掃委託料 15万6千円の増、厚岸小学校の印刷機期間終了に伴う事務機器借上料 21万1千円の減のほか、機械器具購入 14万3千円は、経年劣化により、使用に支障きたしておりため、草刈機1台の購入費 5万7千円とインパクトドライバー1台の購入費 8万6千円の計上と 施設用備品購入 160万8千円は、熱中症の事故を未然に防止するため、各学校にクールダウンを目的とした教室にポータブルクーラーの設置するとして、厚岸小学校及び真龍小学校に各2台と太田小学校に1台の購入費 55万円と経年劣化により使用に耐えない厚岸小学校の体育館や教室のカーテンの更新に係る 105万8千円の計上であります。

学校情報通信教育 1, 839万8千円 次ページにわたり

114万6千円の減

学校コンピュータ関連経費の計上で、

主に、通信機器等保守点検委託料 119万9千円の減であります。

学校備品・教材等整備 321万8千円 14万1千円の減

学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

遠距離児童通学 30万円 1万8千円の減

補助対象児童数の減であります。

厚岸小学校屋内運動場整備事業 2, 442万円 は、

老朽化により、雨漏りが発生している屋内運動場の屋根改修工事費の計上であります。

公務補用車両整備事業 158万8千円 は、

老朽化に伴う、厚岸小学校の公務補用の軽トラック1台の購入費の計上であります。

3目 教育振興費 2, 793万3千円 376万8千円の増

6事務事業の計上であります。

小学校教育振興 723万2千円 次ページにわたり 663万1千円の増

主に、児童数の増に伴う入学記念品 5万5千円の増と教科書の採択替えに伴う教師用指導書購入費 637万4千円の計上であります。

小学校修学旅行費助成 71万8千円 27万4千円の減
修学旅行費の助成金で、対象児童数の減であります。

学校給食費支援 1, 271万7千円 134万8千円の減
学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、物価高騰に伴い給食単価 227
円から253円に見直したほか、児童数の減少による減であります。

自然教室推進 12万8千円 5万9千円の増
主に、会場借上料 5万8千円の増であります。

要・準要保護 児童就学援助等 584万4千円 125万円の減
就学援助見込者数の減であります。

特別支援教育 就学奨励 129万4千円 5万円の減
対象児童数の減であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費
3, 252万円 222万4千円の増
4事務事業の計上であります。

中学校運営一般 10万4千円 1万1千円の増 次ページにわたり、
計量器手数料の増であります。

厚岸中学校 1, 340万7千円 97万7千円の増

真龍中学校 1, 050万1千円 65万2千円の増

次ページ

太田中学校 850万8千円 58万4千円の増

以上、3中学校の学校運営経費の計上で、主に、燃料費及び電気料の増であり
ます。

2目 学校管理費 1, 406万9千円 899万7千円の減

3事務事業の計上であります。

学校管理 916万9千円 88万1千円の増

次ページにわたり

中学校の学校管理経費の計上で、

主に、施設修繕料 57万円の増、労務単価の上昇による保守点検委託料 1
3万3千円の増、真龍中学校の印刷機期間終了に伴う事務機器借上料 21万
3千円の減のほか、機械器具購入 6万2千円は、経年劣化により、使用に支
障きたしておりため、エンジンプロア1台の購入費の計上と 施設用備品購入
57万9千円は、熱中症の事故を未然に防止するため、各学校にクールダウン

を目的とした教室にポータブルクーラーの設置するとして、厚岸中学校及び真龍中学校に各2台と太田中学校に1台の購入費 55万円と経年劣化による真龍中学校の身長計の購入費 2万9千円の計上であります。

学校情報通信教育 217万6千円 5万6千円の増
学校コンピュータ関連経費の計上で、
主に、インターネット通信料 5万5千円の増であります。

学校備品・教材等整備 272万4千円 11万1千円の減
学級数減に伴う消耗品及び図書教材等購入費の減であります。

3目 教育振興費 1,921万3千円 129万6千円の減
5事務事業の計上であります。

中学校教育振興 57万2千円 4千円の増
生徒数の増に伴う入学記念品 1万6千円の増であります。

中学校修学旅行費助成 143万1千円 10万5千円の減
修学旅行費の助成金で、対象生徒数の減であります。

次ページ

学校給食費支援 858万円 4千円の増
学校給食費の無償化にかかる経費の計上で、生徒数は減少しているものの、物価高騰に伴い給食単価を277円から304円に見直したことによる増であります。

要・準要保護生徒 就学援助等 749万4千円 134万5千円の減
就学援助見込者数の減であります。

特別支援教育 就学奨励 113万6千円 14万6千円の増
対象生徒数の増であります。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費
1,565万8千円 948万3千円の増
7事務事業の計上であります。

青少年問題協議会 11万7千円 3千円の増
協議会委員報酬と費用弁償の計上であります。

社会教育委員 39万7千円 増減なし
社会教育委員報酬と費用弁償の計上であります。

青少年育成センター 17万2千円 次ページにわたり 1千円の減
育成センター運営経費の計上であります。

社会教育活動 116万7千円 8万1千円の増
活動経費の計上で、主に、研究大会参加旅費 4万3千円の増であります。

芸術文化 403万5千円 増減なし
芸術文化活動に係る経費の計上であります。

友好都市子ども交流 140万円 次ページにわたり 103万円の増
友好都市との相互訪問交流事業で、
本年度は、当町の子どもたちが、山形県村山市へ訪問して交流する事業への補助金の計上であります。

姉妹都市中学生等国際交流 837万円 は、
姉妹都市であるオーストラリア、クラレンス市へ訪問して交流する事業を実施
するとして、実行委員会に対する補助金の計上であります。

2目 生涯学習推進費 324万4千円 8万3千円の増
2事務事業の計上であります。

生涯学習活動 96万5千円 1万6千円の増
生涯学習活動経費の計上であります。

生涯学習施設 227万9千円 6万7千円の増
施設管理経費の計上で、
主に、労務単価の上昇に伴う施設管理委託料 8万2千円の増であります。

3目 公民館運営費 273万6千円 39万5千円の減
3事務事業の計上であります。

公民館運営審議会 6万5千円 次ページにわたり 増減なし
審議会委員報酬と費用弁償の計上であります。

公民館管理 49万3千円 21万7千円の減
施設管理費の計上で、末広分館廃止に伴う各費用の減であります。

公民館活動 217万8千円 17万8千円の減
主に、事務室借上料の減であります。

4目 文化財保護費 639万円 103万2千円の増
4事務事業の計上であります。

文化財専門委員会 10万7千円 1千円の増
委員会報酬及び費用弁償の計上であります。

次ページ

文化財保護 420万1千円 327万5千円の増
文化財の保存や活用に係る経費の計上で、
主に、旅費 28万5千円の増は 文化財担当者旅費及び文化財歴史講演会に
係る依頼旅費の増のほか、遺跡から出土した金属製の遺物に保存処理をするた
めの委託料 105万5千円とその送料 203万5千円の計上であります。
なお、遺物保存処理に係る経費には、アイヌ政策推進交付金を充当するもので
あります。

史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会 27万円 は、
計画策定委員会にかかる経費の計上であります。

アックシノウ保護育成 181万2千円 次ページにわたり
78万6千円の減

アックシノウ保護・育成に係る経費の計上で、主に、試験栽培地に係る土壌分
析等委託料の計上のほか、昨年度計上の講演依頼に係る経費の減であります。

5目 博物館運営費 806万9千円 31万5千円の減
4事務事業の計上であります。

海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館 運営審議会
5万4千円 増減なし
審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

海事記念館 752万9千円 次ページにわたり 33万円の減
施設管理経費の計上で、
主に、施設電気料 9万6千円の増、労務単価の上昇に伴う保守点検委託料
12万3千円の増のほか、昨年度計上の事務用備品購入 63万3千円の減で
あります。

郷土館 18万1千円 5千円の増
太田屯田開拓記念館 30万5千円 1万円の増
それぞれ、施設管理運営費の計上で、主に、施設電気料の増であります。

6目 情報館運営費 3,535万円 61万3千円の増
7事務事業の計上であります。

情報館協議会 15万6千円 1千円の増
協議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

厚岸情報館 2,967万3千円 次ページにわたり 159万3千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設燃料費 12万6千円の増及び電気料 18万6千円の増、修繕料
92万1千円の減、図書管理システム変更に伴うインターネット利用料 22
万9千円の増、労務単価の上昇に伴う施設管理委託料 25万2千円の増、
図書管理システム変更に伴う図書管理運用システム保守点検委託料 42万8
千円の減と図書管理システム保守点検委託料 78万1千円の減のほか、
図書管理システム更新によるデータセンター使用料等に係る事務機器借上料
241万7千円の増であります。

次ページ

厚岸情報館分館 80万5千円 11万3千円の増
分館の管理運営経費の計上で、
主に、図書管理システム変更に伴うインターネット利用料 13万7千円の増
であります。

図書館バス運行 42万3千円 35万5千円の減
主に、昨年度計上の車検整備経費の減であります。

情報通信技術講習 61万8千円 3万2千円の増
主に、講師謝礼金の増であります。

ブックスタート 6万6千円 4千円の増
対象者数見込35セットの計上であります。

情報館図書管理システム整備事業 360万9千円 186万6千円の増
図書管理システム整備費の計上で、システム更新に伴う増であります。

6項 保健体育費

1目 保健体育総務費 518万円 14万5千円の減
3事務事業の計上であります。

学校保健一般 71万1千円 次ページにわたり 6万1千円の増
主に、消耗品費 8万3千円の減のほか、感染症対策に係る医薬材料費 16万7千円の増であります。

児童生徒健康診断 235万7千円 4千円の増
児童生徒の健康診断に係る経費の計上であります。

教職員健康診断 211万2千円 18万円の減
教職員の健康診断に係る経費の計上で、健康診断委託料の減であります。

2目 社会体育費 2,787万2千円 305万6千円の減
7事務事業の計上であります。

スポーツ推進審議会 10万6千円 1千円の減
審議会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

部活動地域移行検討協議会 73万3千円 は、
部活動の地域移行を推進を図るため、
主に、検討協議会設置による委員謝礼金及び特別旅費のほか事務経費の計上
であります。

次ページ

社会体育一般 106万7千円 46万2千円の減
スポーツ全般に対する事務経費の計上で、主に、修繕料 23万7千円の減
あります。

スポーツ推進委員 38万2千円 21万1千円の減
推進委員会の経費の計上で、
主に、委員報酬及び費用弁償の減であります。

スポーツ施設 2,231万3千円 次ページにわたり 140万2千円の増
各スポーツ施設の管理運営経費の計上で、
主に、施設燃料費 23万8千円及び電気料 25万円の増と労務単価の上昇
に伴う施設管理委託料 69万9千円の増のほか、宮園公園内サッカー場の芝
生育に要する土砂等購入 21万9千円の増であります。

スポーツ振興 322万7千円 3万円の増
スポーツ関係団体の支援やスポーツ大会に係る経費の計上で、
主に、スポーツ大会参加の増加に伴う車両運行委託料 2万3千円の増とスポーツ協会に対する補助金 3万6千円の増であります。

学校開放 4万4千円 次ページにわたり 増減なし

3目 温水プール運営費

温水プール 1, 728万1千円 26万9千円の増
施設の管理運営経費の計上で、主に、施設燃料費 19万4千円及び電気料2万8千円の増のほか、労務単価の上昇に伴う保守点検委託料 2万5千円の増であります。

4目 学校給食費 8, 180万8千円 5, 129万1千円の増
5事務事業の計上であります。

学校給食センター運営委員会 6万6千円 次ページにわたり 1千円の増
運営委員会委員報酬及び費用弁償の計上であります。

学校給食センター 3, 161万6千円 116万4千円の増
施設の管理運営経費の計上で、
主に、修繕料 161万5千円の増は 車検に係る公用車修繕料 5万3千円、経年劣化により故障した調理室側エアシャワー修繕料 35万2千円、損傷による調理室腰壁修繕料 121万円の計上であります。

学校給食 3, 387万6千円 は、次ページにわたり
本年度より給食会計を公会計化することから、学校給食に係る賄材料費の計上
であります。

学校給食センター調理機器整備事業 203万1千円 は、
ガスフライヤー1台の購入費等の計上であります。

学校給食センター設備整備事業 1, 421万9千円 は、
主に、蒸気ボイラー更新工事費 962万5千円、空調機フィルター室内補修
工事費等 451万円の計上であります。
なお、学校給食センター調理機器整備事業、学校給食センター設備整備事業の
の財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当するものでありま
す。

314ページ

1 1 款 1 項 公債費 1 目 元金 長期債元金
9 億 3, 8 4 3 万 4 千円 4, 3 7 3 万 9 千円の減

2 目 利子

長期債利子および一時借入金利子 5, 5 1 4 万 6 千円 3 1 万円の増

それぞれ、長期債償還に伴う元金及び利子の計上であります。

3 1 6 ページ

1 2 款 1 項 1 目 給与費

1 8 億 5, 5 8 2 万 7 千円 2, 2 8 8 万 8 千円の増
2 事務事業の計上であります。

特別職・一般職員等人件費

1 4 億 5 4 9 万 4 千円 3, 8 0 6 万 1 千円の減

特別職、一般職員、再任用職員の人件費の計上であります。

会計年度任用職員人件費 4 億 5, 0 3 3 万 3 千円

6, 0 9 4 万 9 千円の増 次ページにわたり

会計年度任用職員の人件費の計上であります。

なお、3 2 2 ページから 3 2 5 ページまで、「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願ひ、
内容説明は省略させていただきます。

3 2 0 ページをお開き願ひます。

1 3 款 1 項 1 目 予備費 7 0 0 万円 増減なし

1 ページへお戻り願ひます。

第 2 条 継続費

地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、
「第 2 表 継続費」による。

7 ページ

第2表 継続費

8款 1項 消防費

事業名 (仮称) 防災交流センター整備事業

事業費総額 30億5,505万9千円を

令和6年度 21億1,962万8千円

令和7年度 9億3,543万1千円

で継続費の設定を行うものでございます。

326ページに「継続費に関する調書」を掲載しておりますので、併せてご参照願います。

ふたたび、1ページへお戻り願います。

第3条 債務負担行為

地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

8ページをお開きください。

第3表 債務負担行為

事項欄記載の5件について、記載の期間に、各限度額をもって債務を負担するものでございます。

327ページから328ページまで

「債務負担行為に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、1ページへお戻り願います。

第4条 地方債

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

9ページをお開きください。

第4表 地方債

起債の目的欄記載の7事業について、記載のとおり、各発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、329ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますので併せてご参照願います。

ふたたび、1ページへお戻り願います。

第5条 一時借入金

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定める。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、10ページをお開き願います。

(国民健康保険特別会計へ)

議案第 4 号

令和 6 年度 厚岸町国民健康保険特別会計予算

提案理由説明書

議案第4号 令和6年度 厚岸町国民健康保険 特別会計予算であります。

令和6年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
13億2,460万2千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

11ページ

第1表 歳入歳出予算であります。
歳入では、5款、6項、
次ページ
歳出では、7款、15項にわたり
それぞれ、13億2,460万2千円で、

令和5年度当初予算と比較し、
3.0パーセント、4,031万8千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。
332ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 1項 1目 国民健康保険税
3億4,760万1千円 2,025万8千円の減
国民健康保険税率の改正を受け、説明欄記載のとおり、
収納見込みを勘案しての計上であります。

4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金
8億5,863万3千円 1,927万円の減
保険給付に対する交付金の計上であります。

5款 財産収入
1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金
1千円 増減なし
基金利子の計上であります。

次ページ

6款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金
1億1,736万4千円 79万円の減
主に、繰出基準分の計上であります。

8款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料
1目 延滞金 1千円 増減なし
3目 加算金 1千円 増減なし
5目 過料 1千円 増減なし
3項 雑入
1目 第三者納付金 50万円 増減なし
3目 返納金 50万円 増減なし

以上で歳入の説明を終わります。
336ページをお開き願います。
歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費
3,275万7千円 181万6千円の減
3事務事業の計上であります。

職員人件費 2,666万2千円 64万4千円の減
職員人件費5人分の計上であります。
なお、356ページから358ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますのでご参照願います。

国民健康保険一般 475万6千円 128万2千円の減
次ページにわたり、
一般事務経費の計上で、主に、国民健康保険等管理システム改修委託料 22万円は、国保事業状況報告に要するシステム改修費の計上のほか、昨年計上の北海道国民健康保険団体連合会システム導入事業負担金 58万3千円の減と市町村事務処理標準システム関係負担金 76万6千円の減であります。

国民健康保険事務電算処理 133万9千円 11万円の増
主に、電算処理単価の増による事務電算処理委託料の増であります。

2項 徴税费 1目 賦課徴収費 174万5千円 12万2千円の減
保険税の賦課・徴収経費の計上で、
主に、納付書印刷製本費の減であります。

3項 1目 運営協議会費 26万4千円 1千円の増
国民健康保険運営協議会開催経費の計上であります。

5項 1目 特別対策事業費 711万円 68万円の増
2事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 643万8千円 74万2千円の増
次ページにわたり
保険税徴収員2人分の計上で、主に、新たに勤勉手当を支給することによる
55万5千円の増であります。

特別収納 67万2千円 6万2千円の減
主に、口座振替手数料の減であります

342ページ

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費
7億2,763万3千円 1,236万7千円の減

3目 療養費 405万3千円 14万8千円の減

5目 審査支払手数料 224万2千円 21万8千円の増

傷病手当金は、予算計上ゼロのため廃目となります。

2項 1目 高額療養費
9,874万6千円 112万3千円の減
給付見込額の計上であります。

3目 高額介護合算療養費
10万円 増減なし

3項 1目 移送費 5千円 次ページにわたり 増減なし

4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金
600万3千円 増減なし

5項 葬祭諸費 1目 葬祭費 42万円 増減なし
それぞれ、支給見込による計上であります。

346 ページ

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金
4 億 2, 5 9 8 万 9 千円 2, 5 0 3 万 9 千円の減
納付見込みによる計上であります。

348 ページ

6 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費
1, 4 4 1 万 7 千円 4 2 万 4 千円の減
特定健康診査に伴う関係経費等の計上で、
主に、昨年実施の厚岸町特定健康診査・特定保健指導アンケート調査の郵送代
2 7 万 1 千円の減のほか、共同事業拡充に伴う特定健康診査未受診者対策業務
委託料 9 4 万 5 千円の増と昨年計上の特定健康診査・特定保健指導実施計画
策定業務委託料 1 3 2 万 5 千円の減であります。

2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費
1 1 1 万 7 千円 2 万 2 千円の増
各予防接種委託料の計上で、主に、医療費通知ハガキ郵送料の増であります。

350 ページ

7 款 1 項 基金積立金 1 目 国民健康保険 財政調整基金積立金
1 千円 増減なし

352 ページ

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金
1 目 保険税還付金 1 0 0 万円 増減なし

354 ページ

1 0 款 1 項 1 目 予備費 1 0 0 万円 増減なし
以上で、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

1 0 ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法、第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とする。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、13ページをお開き願います。

(簡易水道会計へ)

議案第 5 号

令和 6 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明書

議案第5号 令和6年度 厚岸町簡易水道事業 特別会計予算であります。

令和6年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億172万8千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

14ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、5款、6項、

次ページ

歳出では、4款、4項にわたり

それぞれ、1億172万8千円で、

令和5年度当初予算に比較し、

37.4%、6,082万8千円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。

361ページをお開き願います。

歳入であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 水道使用料

6,402万1千円 85万4千円の減

各地区計量使用料ほか年間見込み額の計上であります。

2項 手数料 1目 水道手数料 6万1千円 増減なし

給水工事手数料の計上であります。

4款 道支出金 1項 道補助金

1目 水道費道補助金 145万円 は、

地域づくり総合交付金の計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「大別取水場整備事業」において説明いたします。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金
667万1千円 1,764万7千円の減
繰出基準分のほか、収支補てん分を含めての計上であります。

8款 諸収入 1項 1目 雑入 192万5千円 37万7千円の減
消費税及び地方消費税還付金の計上であります。

9款 1項 町債 1目 水道債 2,760万円 4,340万円の減
説明欄記載のとおり、2事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。
363ページを、お開き願います。
歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費
1,888万6千円 4,203万3千円の減
3事務事業の計上であります。

職員人件費 1,675万5千円 199万8千円の増
職員人件費3人分の計上であります。
なお、373ページから375ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

簡易水道一般 4万4千円 増減なし
簡易水道にかかる事務経費の計上であります。

水道料金計算収納 208万7千円 2万4千円の増
主に、労務単価の上昇に伴う検針徴収委託料の増であります。

365ページ

2款 水道費 1項 1目 水道事業費
7,424万2千円 2,197万9千円の減
7事務事業の計上であります。

水道事業一般 19万8千円 増減なし
消費税計算・申告業務委託料の計上であります。

水質検査 387万2千円 23万1千円の増
労務単価の上昇に伴う水質検査委託料の増であります。

簡易水道施設 3, 652万4千円 62万円の増
水道施設の管理経費の計上で、
主に、各浄水場施設の電気料と労務単価の上昇に伴う水道施設管理委託料の増
であります。

検満及び新設メーター整備事業 301万4千円 209万6千円の減
次ページにわたり、
検満メーター18台、新設メーター3台分の工事費の計上であります。

太田・片無去地区配水管等整備事業 1, 288万4千円 1, 802万8千
円の減
北海道の事業主体で実施する水利施設等保全高度化事業の対象外となる非農家
地区の水道管更新に伴う工事費の計上であります。

大別取水場整備事業 290万円 は、
平成19年度に設置した大別1号井戸内の洗浄と能力の低下したポンプの更新
工事費の計上であります。

上尾幌地区配水管整備事業 1, 485万円 560万6千円の減
上尾幌地区における配水管の更新に伴う配水管の更新整備工事費の計上であり
ます。

369ページ

4款 1項 公債費 1目 元金 686万8千円 255万5千円の増
2目 利子 168万2千円 62万9千円の増
それぞれ、説明欄記載とおりの計上であります。

371ページ

5款 1項 1目 予備費 5万円 増減なし

以上で、歳入歳出予算の説明を終わります。
ふたたび、13ページへお戻り願います。

第2条 地方債

地方自治法、第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表 地方債」による。

16 ページ

第2表 地方債

起債の目的欄記載の1事業について、記載のとおり、発行限度額、起債の方法、利率、償還の方法によって地方債を起こすことができる、ものとしております。

なお、376 ページに「地方債に関する調書」を掲載しておりますのであわせてご参照願います。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、17 ページをお開き願います。

(介護保険会計へ)

議案第 6 号

令和 6 年度 厚岸町介護保険特別会計予算

提案理由説明書

議案第6号 令和6年度 厚岸町介護保険特別会計予算であります。

令和6年度 厚岸町の介護保険 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、
11億2,614万7千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

18ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、9款、15項、
次ページ

歳出では、8款、19項にわたり
それぞれ、11億2,614万7千円で、

令和5年度当初予算に比較し、
2.9%、3,388万円の減となっております。

事項別により、説明させていただきます。
379ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者 介護保険料
2億439万6千円 1,108万円の増
収納見込みを勘案しての計上であります。

2款 サービス収入 2項 予防給付費収入 1目 居宅支援サービス費収入
433万9千円 16万7千円の減
居宅支援サービス計画費収入の計上であります。

3項 介護予防・日常生活 支援総合事業費 収入
1目 介護予防ケアマネジメント事業費 収入
225万6千円 3万6千円の増
総合事業サービスに対する事業費収入の計上であります。

3款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 地域支援事業負担金
81万円 19万8千円の増
配食サービス事業負担金の計上であります。

4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金
1億8,271万1千円 648万2千円の減
介護給付に対する国負担分の計上であります。

2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金
7,295万5千円 872万3千円の減
介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 保険者機能強化推進交付金 163万2千円 75万円の減
市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であり
ます。

7目 地域支援事業交付金 2,293万7千円 87万1千円の減
介護予防・日常生活支援総合事業交付金 548万8千円 6万円の減、
その他地域支援事業交付金 753万6千円 5万5千円の減、
社会保障充実事業交付金 991万3千円 75万6千円の減
それぞれ地域支援事業費に対する国負担分の計上であります。

8目 保険者努力支援交付金 199万6千円 40万8千円の減
市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防の取組みに対する交付金の計上であり
ます。

5款 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金
2億7,223万8千円 866万8千円の減
介護給付に対する交付金の計上であります。

2目 地域支援事業支援交付金 592万7千円 6万5千円の減
介護予防・日常生活支援事業に対する交付金の計上であります。

次ページ

6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金
1億4,498万3千円 395万1千円の減
介護給付に対する道負担分の計上であります。

2項 道補助金 3目 地域支援事業交付金

1, 146万8千円 43万5千円の減

介護予防・日常生活支援 総合事業交付金 274万4千円 3万円の減、

その他 地域支援事業交付金 376万8千円 2万7千円の減、

社会保障充実事業交付金 495万6千円 37万8千円の減

それぞれ地域支援事業費に対する交付金の計上であります。

3項 委託金 1目 総務費委託金

1万7千円 増減なし

7款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金

1千円 増減なし

8款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金

1億9, 137万2千円 578万7千円の減

収支均衡を図るための繰入金の計上であります。

2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金

532万8千円 886万6千円の減

収支補てんとした基金からの繰入金であります。

10款 諸収入 1項 延滞金及び過料

1目 第1号被保険者延滞金 1千円 増減なし

2目 過料 1千円 増減なし

2項 雑入

1目 第1号 被保険者 第三者納付金 1千円 増減なし

2目 第1号 被保険者 返納金 1千円 増減なし

3目 雑入 77万7千円 2万1千円の減

認定審査会 共同設置負担金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

383ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費

1, 950万円 122万5千円の減

2事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 854万8千円 81万円の減
職員人件費3人分の計上であります。

なお、413ページから415ページまで、
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

介護保険一般 95万2千円 41万5千円の減
主に、昨年計上の国民健康保険団体連合会への伝送システム関係備品購入に対する負担金 40万7千円の減であります。

2項 徴収費 1目 賦課徴収費 117万9千円
次ページにわたり 1千円の減
介護保険料の賦課・収納経費の計上であります。

3項 1目 介護認定審査会費
240万2千円 3万8千円の減
厚岸・浜中 介護認定審査会の開催経費の計上で、主に、委員報酬 3万5千円の減であります。

2目 認定調査等費 1, 046万6千円 94万6千円の増
2事務事業の計上であります。

会計年度任用職員人件費 832万3千円 94万円の増
会計年度任用職員2人分の計上で、主に、新たに勤勉手当を支給することによる 79万6千円の増であります。

介護認定調査 214万3千円 次ページにわたり 6千円の増は、
介護認定調査にかかる経費の計上で、
主に、介護認定調査に伴う、主治医意見書作成手数料の増であります。

4項 1目 趣旨普及費 47万8千円 は、
介護保険制度及び介護保険料等の改正に伴う周知に要する経費の計上であり
ます。

6項 1目 地域密着型サービス運営委員会費
2万6千円 増減なし
運営委員会の開催経費であります。

389ページ

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費
1 目 居宅介護サービス給付費
5 億 7, 1 5 6 万 2 千円 3, 8 7 9 万 9 千円の減

2 目 施設介護サービス給付費
2 億 9, 6 6 6 万 6 千円 7 3 6 万円の増

3 目 居宅介護福祉用具購入費
1 9 6 万 2 千円 3 0 万円の増

4 目 居宅介護住宅改修費
5 0 5 万 1 千円 8 1 万 8 千円の減

5 目 居宅介護サービス計画費
6, 1 7 3 万 2 千円 1 0 7 万 6 千円の増

次ページ

6 目 審査支払手数料
9 6 万 1 千円 3 万 8 千円の減

2 項 1 目 高額介護サービス費
2, 4 0 0 万 3 千円 1 2 万 8 千円の減

3 項 1 目 高額医療合算介護サービス費
4 1 0 万 5 千円 8 1 万 3 千円の増

4 項 特定入所者介護サービス等費 1 目 特定入所者介護サービス費
4, 2 2 5 万 3 千円 1 8 7 万 1 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、各給付等見込みによる計上であります。

3 9 3 ページ

4 款 地域支援事業費
2 項 包括的支援事業・任意事業費
1 目 包括的支援事業等事業費
1, 7 2 0 万 4 千円 3 0 万 9 千円の増
2 事務事業の計上であります。

職員人件費 1, 643万4千円 19万5千円の増
地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

包括的支援施策 77万円 11万4千円の増
地域包括支援センターの事務経費の計上で、主に、介護支援専門員資格の更新に伴う職員旅費 12万円の増であります。

2目 任意事業費 437万2千円 次ページにわたり 32万1千円の減
主に、利用者及び利用回数増に伴う配食サービス事業委託料 66万1千円の増と助成対象者の減に伴う成年後見人報酬助成108万円の減であります。

3目 在宅医療・介護連携推進事業費 38万7千円 6千円の減
在宅医療と介護を連携させるための経費の計上であります。

4目 生活支援体制 整備事業費 630万円 128万3千円の減
生活支援体制整備に伴う経費の計上で、
生活支援体制整備事業委託料の減であります。

5目 認知症 総合支援事業費
1, 888万7千円 69万1千円の減 2事務事業の計上であります。

次ページ

職員人件費 1, 786万7千円 85万9千円の減
地域包括支援センター職員人件費2人分の計上であります。

認知症 総合支援事業 102万円 16万8千円の増
認知症の人やその家族への支援に伴う経費の計上で、主に、認知症の普及啓発に要する疑似体験用の事務機器借上料 18万3千円の計上であります。

6目 地域ケア会議推進事業費 17万6千円 1万8千円の増
次ページにわたり、
地域ケア会議の開催経費であります。

3項 介護予防・生活支援サービス事業費

1目 総合事業サービス費 2, 042万7千円 2万6千円の増
説明欄記載の総合事業サービスにかかる経費の計上であります。

4項 1目 一般介護予防事業費 268万4千円 29万2千円の増
介護予防事業に伴う経費の計上で、主に、元気いきいき教室の参加者見込み増に伴う介護予防事業委託料の増であります。

5項 高額介護サービス等費

1目 高額介護予防サービス費事業費 2万4千円 4万5千円の減

次ページ

2目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 2万円 増減なし

6項 その他諸費

1目 審査支払手数料 8万5千円 1千円の増
各目それぞれ、給付等見込額の計上であります。

403ページ

5款 1項 1目 介護給付費準備基金費 2千円 1千円の増

405ページ

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付金

1目 第1号被保険者 介護保険料還付金 20万円 増減なし

2目 償還金 1千円 増減なし

407ページ

8款 サービス事業費

1項 居宅サービス事業費

1目 包括的支援事業費

1, 134万1千円 24万7千円の減

2事務事業の計上であります。

職員人件費 892万6千円 31万8千円の減
職員人件費1人分の計上であります。

介護予防支援 241万5千円 7万1千円の増
要支援認定者の介護予防マネジメント業務経費の計上で、
主に、介護予防支援業務委託料の増であります。

409ページ

9款 1項 保健福祉事業費

1目 保健福祉事業 139万1千円 1万1千円の増
保健福祉事業と実施する介護予防事業、地域支援事業及び家族介護用品支給事業の計上であります。

411ページ

10款 1項 1目 予備費 30万円 増減なし

17ページへお戻り願います。

第2条 歳出予算の流用

地方自治法、第220条第2項、ただし書きの規定により、
歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、
保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおける
これらの経費の各項間とする。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、21ページをお開き願います。

(後期高齢者医療会計へ)

議案第 7 号

令和 6 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計予算

提案理由説明書

議案第7号 令和6年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計予算であります。

令和6年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億7,711万3千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

22ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3款、4項、

次ページ

歳出では、4款、5項にわたり

それぞれ、1億7,711万3千円で、

令和5年度当初予算に比較し、

11.6%、1,837万9千円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

418ページを、お開き願います。

歳入であります。

1款 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料

6,298万8千円 528万1千円の増

2目 普通徴収保険料 6,208万2千円 1,147万8千円の増

それぞれ、収納見込みを勘案しての計上であります。

3款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金

5,174万1千円 162万円の増

繰入基準による繰入金の計上であります。

5 款 諸収入 1 項 延滞金及び過料
1 目 延滞金 1 千円 増減なし
2 目 過料 1 千円 増減なし

4 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 29 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

2 目 還付加算金 1 万円 増減なし

以上で歳入の説明を終わります。

420 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
287 万2千円 4 万8千円の増
後期高齢者医療一般は、事務経費に係る計上で、
主に、被保険者証発送に伴う通信運搬費の増であります。

2 項 1 目 徴収費 80 万5千円 6 万9千円の減
賦課収納に係る経費の計上で、主に、納付書印刷製本費の減であります。

422 ページ

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金
1 億7,303 万6千円 1,840 万円の増
北海道 後期高齢者医療 広域連合納付金の計上で、保険料納付に伴う増であります。

424 ページ

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金
1 目 保険料還付金 30 万円 増減なし
保険料還付金の計上であります。

426 ページ

4 款 1 項 1 目 予備費 10 万円 増減なし

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、24ページをお開き願います。

(介護老人保健施設会計へ)

議案第 8 号

令和 6 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算

提案理由説明書

議案第8号 令和6年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算であります。

令和6年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項 歳入歳出予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7,655万8千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

25ページ

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入では、3款、4項、

次ページ

歳出では、4款、4項にわたり

それぞれ、7,655万8千円の計上で、

令和5年度当初予算に比較し、

0.5%、36万円の増であります。

事項別により、説明させていただきます。

430ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入
6,333万5千円 19万8千円の増

2項 1目 自己負担金収入

1,320万5千円 13万1千円の増

それぞれ、一日平均18人の入所者を見込んでの計上であります。

5款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金

1千円 増減なし

基金利子の計上であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 雑入 1 万 7 千円 1 千円の増
5 件分の介護保険主治医意見書作成料と 1 件分の介護保険認定調査委託料の計
上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

4 3 2 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費
7, 6 4 4 万 9 千円 3 3 万円の増
3 事務事業の計上であります。

職員人件費 2, 4 1 5 万 2 千円 5 5 5 万円の減
一般職員の看護師 1 人、介護員 2 人、再任用職員の看護師 1 人、計 3 人分の計
上で、主に、再任用職員から会計年度任用職員に振り替える看護師 1 人分の減
であります。

なお、4 4 2 ページから 4 4 4 ページまで
「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

会計年度任用職員人件費 2, 9 5 8 万 4 千円 5 4 1 万 1 千円の増
次ページにわたり、
会計年度任用職員人件費 6 人分の計上で、介護員 1 人分の増と新たに勤勉手
当を支給することによる増であります。

介護老人保健施設サービス
2, 2 7 1 万 3 千円 4 6 万 9 千円の増
施設運営のための関係経費の計上で、
主に、食材の単価上昇に伴う給食業務委託料 7 5 万 9 千円の増と労務単価の
上昇に伴う施設清掃委託料 8 2 万 7 千円の増であります。

4 3 6 ページ

3 款 1 項 基金積立金 1 目 介護老人保健施設基金積立金
1 千円 増減なし
基金への積立金の計上であります。

4 3 8 ページ

4款 1項 公債費 2目 利子 8千円 増減なし
長期債償還利子の計上であります。

440ページ

2款 1項 1目 予備費 10万円 増減なし

なお、445ページに「地方債に関する調書」を
掲載しておりますのご参照願います。

以上をもちまして、

議案第3号 令和6年度 厚岸町 一般会計予算から

議案第8号 令和6年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計予算の
提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第 9 号 令和 6 年度厚岸町水道事業会計予算

提案理由説明書

議案第9号、令和6年度厚岸町水道事業会計予算の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和6年度厚岸町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

給水戸数は、5,160戸で、前年度に比べ24戸減。

年間総配水量は、115万1,076立方メートルで、前年度に比べ6,897立方メートルの減。

一日平均給水量は、3,154立方メートルで、前年度に比べ19立方メートルの減を予定しております。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業が7件で、1億1,900万円。

前年度に比べ5,704万円の増。

設備整備事業が1件で、1,340万円。

前年度に比べ1,410万円の減。

メーター設備事業が、新設・取替・撤去を合わせて495台で、3,603万6千円。

前年度に比べ1,159万7千円の減。

上水道地区地下水源調査業務等が2件で、2,585万円。

前年度に比べ30万円の増。

上水道地区送配水管基本計画委託業務が1件で、699万円。

前年度に比べ75万円の増であります。

第3条 収益的収入及び支出の予定額であります。

収入

1款 水道事業収益を3億3,083万1千円

1項 営業収益を2億7,701万6千円

2項 営業外収益を5,287万7千円

3項 特別利益を93万8千円

支出

1款 水道事業費用を2億8,698万6千円

1項 営業費用を2億7,149万円

2項 営業外費用を1,529万6千円

4項 予備費を20万円と定めるものであります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額であります。

収入

- 1 款 資本的収入を1億3,978万1千円
- 1 項 企業債を1億1,190万円
- 2 項 補助金を1,107万5千円
- 6 項 補償金を1,649万円
- 8 項 他会計負担金を31万6千円

2 ページ

支出

- 1 款 資本的支出を2億8,845万4千円
- 1 項 建設改良費を2億284万5千円
- 2 項 企業債償還金を8,560万9千円と定めるものであります。

1 ページ下段へ戻り

第4条の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億4,867万3千円は、

当年度分損益勘定留保資金1億923万3千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,593万4千円

建設改良積立金2,350万6千円で補てんするものであります。

10 ページからの予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益全体では、2,143万円の増。

1 項 営業収益は、127万2千円の減。

1 目 給水収益は、2億7,659万4千円で、前年度の使用実績動向を勘案して、129万円減の水道料金を計上しております。

2 目 受託工事収益は、42万2千円で、前年実績並と見込み、1万8千円の増であります。

2 項 営業外収益は、2,176万4千円の増で、

2目 他会計補助金が、3,917万1千円で、2,001万円の増。
資本的収入から収益的収入へ他会計補助金を組替えたことによる増であります。

3目 長期前受金戻入は、1,065万円で、30万1千円の減。

5目 消費税還付金は、304万7千円で、消費税算定に伴う205万5千円の増。

6目 雑収益は、9千円で、前年と同額であります。

3項 特別利益は、93万8千円の皆増で、

3目 その他特別利益が、これまでの退職手当引当金の積立額と令和6年度必要予定額の差額戻入による皆増。

10ページから11ページ

収益的支出

1款 水道事業費用全体では、1,777万9千円の増。

1項 営業費用では、1,829万6千円の増。

1目 原水及び浄水費は、1,109万1千円の増。

17節 委託料が、346万5千円増の4,248万4千円。

施設管理委託料の増、人件費単価の増。

25節 薬品費が、637万9千円の増。

前年度実績を見込んだことによるものであります。

2目 配水及び給水費は、94万1千円の増。

20節 修繕費が、158万円の増。

前年度実績を見込んだことによるもののほか、各節説明欄記載のとおりであります。

11ページから13ページ

4目 総係費は、13万1千円の増。

各節説明欄記載のとおりであります。

13ページ

5目 減価償却費は、575万1千円の増。

令和5年度までに取得した資産に対する減価償却費のうち、主に、構築物に係る償却費の増によるものであります。

6目 資産減耗費は、38万2千円の増。
配水管更新と設備に伴う資産減耗が6件で132万6千円のほか、平成28年度に取得したメーター除却費の計上であります。

2項 営業外費用では、51万7千円の減。

1目 支払利息及び企業債取扱諸費が、51万7千円の減。
これまでに借り入れた企業債の支払利息の減。

4項

1目 予備費は、20万円で、前年度と同額であります。

この結果、収益的収入は、収益的支出を4,384万5千円上回る見込みであります。

14ページ

資本的収入

1款 資本的収入全体では、2,616万5千円の増。

1項

1目 企業債が、3,550万円の増。
起債対象事業費の増であります。

2項 補助金

1目 国庫補助金が、607万5千円の増。

湖北地区配水管整備工事（宮園地区）及び更新実施設計に対する国庫補助金の計上であります。

2目 道補助金が、299万円の皆減であります。

6項

1目 補償金が、825万円の増。

2件の内1件が道路改良工事に伴う配水管布設替えに対する補償金。

もう1件が尾幌糸魚沢間道路の新設に伴い尾幌地区送配水管移転の必要が生じたことから比較検討に必要な委託補償費の計上であります。

8項

1目 他会計負担金が、2,067万円の減。

資本的収入から収益的収入へ他会計補助金を組替えたことによる減であります。

14ページから15ページ

資本的支出

1款 資本的支出全体で、3,287万4千円の増で、

1項 建設改良費は、3,317万1千円の増。

1目 建設改良費が、4,294万円の増。

配水管布設替等事業6件と設備整備事業1件を予定しています。

2目 総係費が、110万9千円の増。

17節 委託料が、105万円の増。

4件の委託料のうち、市街地における重要配水管路整備として湖北地区の水道管更新実施設計業務のほか、尾幌糸魚沢間道路の新設に伴い尾幌地区送配水管移転の必要が生じたことから比較検討に必要な委託業務のほか、昨年に続き、上水道地区の地下水源を得るため水質及び水量調査を行なうものであります。

15ページ

3目 メーター設備費が、1,159万7千円の減。

新設メーター及び検満メーター取り替え台数の減によるものであります。

4目 固定資産購入費が、71万9千円の増。

水質用検査測定器（微生物分析器）の購入を行なうものであります。

2項

1目 企業債償還金は、29万7千円の減。

これまでに借り入れたものの償還の減によるものであります。

2ページ上段へ戻り

第5条 企業債であります。

起債の目的は、配水管等整備事業費で、限度額は、1億1,190万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入で、利率は5%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

第6条 予定支出の各項の経費の金額の流用であります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税の予算額に不足が生じた場合と定めるものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費を2,092万3千円とするものであります。

第8条 他会計からの補助金であります。

内容は記載のとおりで、合計3,917万1千円と定めるものであります。

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,635万2千円と定めるものであります。

3ページと4ページは、予算実施計画。

5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書。

6ページから9ページは、給与費明細書。

16ページと17ページは、令和6年度の予定貸借対照表。

18ページと19ページは、令和6年度予算の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

20ページは、令和5年度の予定損益計算書。

21ページと22ページは、令和5年度の予定貸借対照表。

23ページと24ページは、令和5年度の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

いずれも、内容は記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

以上が令和6年度厚岸町水道事業会計予算の内容でございます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 10 号 令和 6 年度厚岸町下水道事業会計予算

提案理由説明書

議案第10号、令和6年度厚岸町下水道事業会計予算の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和6年度厚岸町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

処理戸数は、2,763戸。

年間総汚水処理水量は、60万6,280立方メートル。

一日平均汚水処理水量は、1,661立方メートルを予定しております。

主な建設改良事業について

管きよ整備事業が3件で、4,760万円。

処理場整備事業が4件で、2億6,800万円。

公共下水道事業計画見直し業務が1件で、2,200万円。

調査・施工監理業務が3件で、1,200万円であります。

第3条 収益的収入及び支出の予定額であります。

収入

1款 下水道事業収益を5億5,756万6千円

1項 営業収益を9,344万4千円

2項 営業外収益を4億5,920万6千円

3項 特別利益を491万6千円

支出

1款 下水道事業費用を5億5,030万9千円

1項 営業費用を5億1,524万8千円

2項 営業外費用を3,240万円

3項 特別損失を166万1千円

4項 予備費を100万円と定めるものであります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額であります。

収入

1款 資本的収入を4億4,254万6千円

1項 企業債を1億5,980万円

2項 補助金を1億8,840万円

4項 他会計補助金を9,150万9千円

2 ページ

7 項 負担金等を 2 8 3 万 7 千円

支出

1 款 資本的支出を 6 億 1, 1 6 4 万 9 千円

1 項 建設改良費を 3 億 6, 5 1 8 万 5 千円

2 項 企業債償還金を 2 億 4, 6 4 6 万 4 千円と定めるものであります。

1 ページ下段へ戻り

第 4 条の括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1 億 6, 9 1 0 万 3 千円は、

当年度分損益勘定留保資金 1 億 6, 1 6 0 万 9 千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7 4 9 万 4 千円
で補てんするものであります。

1 3 ページ

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

令和 6 年度より公営企業会計予算となるため、前年度の記載はありませんが、別に配布している「議案第 1 0 号説明資料」にて令和 5 年度下水道事業特別会計当初予算を公営企業会計の形に置き換えた前年度予算比較を参考にご覧ください。

収益的収入

1 款 下水道事業収益全体では、5 億 5, 7 5 6 万 6 千円の計上。

1 項 営業収益は、9, 3 4 4 万 4 千円の計上。

1 目 下水道使用料は、9, 3 4 4 万 3 千円で、前年度の使用実績動向を勘案した、公共下水道使用料の計上であります。

9 0 目 その他営業収益 3 節 手数料が 1 千円の計上であります。

2 項 営業外収益は、4 億 5, 9 2 0 万 6 千円の計上で、

5 目 他会計補助金が、2 億 5, 4 9 0 万 9 千円で、繰入基準に加え、繰入基準外は主に減価償却費への充当分の計上であります。

6目 長期前受金戻入は、1億9,387万円で、企業会計移行に伴い、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の戻入計上。

8目 消費税及び地方消費税還付金は、1,042万6千円で、令和6年度消費税算定に伴う還付金の計上。

90目 雑収益 90節その他雑収益が延滞金1千円の計上であります。

3項 特別利益は、491万6千円の計上。

90目 その他特別利益が、令和5年度下水道事業特別会計の消費税額算定に伴う還付金の計上。

収益的支出

1款 下水道事業費用全体では、5億5,030万9千円の計上。

1項 営業費用は、5億1,524万8千円の計上。

1目 管きよ費は、560万8千円の計上。

主に、18節 委託料が、126万5千円の計上。

22節 修繕費が、319万円の計上。

いずれも前年度実績を見込んだものであり、その他各節説明欄記載のとおりであります。

13ページから14ページ

2目 ポンプ場費は、1,495万9千円の計上。

主に、14節 光熱水費が、916万7千円の計上。

前年度電気料実績と前年の国の電気代軽減支援終了を見込んだ計上。

22節 修繕費が、399万8千円の計上。

前年度実績を見込んだことによるものであり、その他各節説明欄記載のとおりであります。

3目 処理場費は、9,717万6千円の計上。

主に、14節 光熱水費が、1,224万8千円の計上。

前年度電気料実績と前年の国の電気代軽減支援終了を見込んだ計上。

18節 委託料が、7,741万6千円の計上。

施設管理委託料が、人件費単価の増を見込んだ計上で、その他各節説明欄記載のとおりであります。

5目 普及指導費は、310万5千円の計上。

水洗化等改造工事補助金と水洗化等改造工事資金利子補給の計上。

14ページから16ページ

7目 総係費は、3,101万5千円の計上。

主に、1節 給料が、企業職員3人を見込む1,033万4千円の計上。

また、3節 賞与引当金繰入額

36節 貸倒引当金繰入額

38節 その他引当金繰入額が、企業会計移行に伴い各節の今後の見込み額計上のほか、各節説明欄記載のとおりであります。

8目 減価償却費は、3億5,988万4千円で、企業会計移行に伴い、建物、構築物など説明欄記載のと通りの計上。

9目 資産減耗費は、350万1千円で、1節 固定資産除却費が企業会計移行に伴い機械及び装置の計上。

2項 営業外費用は、3,240万円の計上。

1目 支払利息及び企業債取扱諸費が、3,237万円の計上。

これまでに借り入れた長期債償還利息の計上。

3目 雑支出 2節その他雑支出が、下水道使用料還付金3万円の計上であります。

3項 特別損失は、166万1千円の計上。

1目 その他特別損失が、企業会計移行初年度における当年度賞与引当金及びその他引当金分の計上。

4項

1目 予備費は、100万円の計上であります。

この結果、収益的収入は、収益的支出を725万7千円上回る見込みであります。

17ページ

資本的収入

1款 資本的収入全体では、4億4,254万6千円の計上。

1項

1目 企業債が、1億5,980万円の計上。

2 項 補助金

1 目 国庫補助金が、1 億 8, 8 4 0 万円の計上。

管路工事、更新工事及び調査・施工監理業務等に対する下水道事業補助 9 件の計上であります。

4 項

1 目 他会計補助金が、9, 1 5 0 万 9 千円の計上で、繰入基準に加え、繰入基準外は主に起債元金償還補助分の計上であります。

7 項 負担金等

2 目 受益者負担金が、2 8 3 万 7 千円で令和 2 年度から令和 6 年度の賦課対象分の計上。

資本的支出

1 款 資本的支出全体で、6 億 1, 1 6 4 万 9 千円の計上。

1 項 建設改良費は、3 億 6, 5 1 8 万 5 千円の計上。

1 目 管きよ建設改良費が、4, 7 6 0 万円の計上。

白浜地区など管路施設工事 3 件を予定しております。

3 目 処理場建設改良費が、2 億 6, 8 0 0 万円の計上。

厚岸終末処理場内の更新工事 4 件を予定しております。

1 7 ページから 1 8 ページ

4 目 総係費が、4, 9 5 8 万 5 千円の計上。

主に、1 8 節 委託料が、3, 4 4 0 万円の計上。

下水道事業計画見直し業務が 1 件、調査・診断業務が 2 件、施工監理業務が 1 件の計 4 件を予定しているほか、各節説明欄記載のとおりであります。

2 項 企業債償還金

1 目 建設改良等企业債償還金は、2 億 4, 6 4 6 万 4 千円の長期債償還金計上。

予算書 2 ページ上段へ戻り

第 4 条の 2 特例的収入及び支出であります。

地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額

未収金を1,094万3千円
未払金を1,069万7千円と定めるものであります。

第5条 継続費の総額及び年割額であります。

1款 資本的支出

1項 建設改良費

事業名 厚岸終末処理場掻き寄せ機更新工事

総額 2億471万円

令和5年度割額 7,370万円

令和6年度割額 1億3,101万円

1款 資本的支出

1項 建設改良費

事業名 厚岸終末処理場曝気装置更新工事

総額 2億900万円

令和6年度割額 1億3,400万円

令和7年度割額 7,500万円

第6条 債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担で、期間は、令和7年度から令和12年度まで、限度額は、16万5千円であります。

2ページから3ページ

第7条 企業債であります。

起債の目的は、公共下水道事業で、限度額は、1億5,980万円、起債の方法は普通貸借又は証書借入で、利率は5%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

第8条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を、1億円と定めるものであります。

第9条 予定支出の各項の経費の金額の流用であります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税の予算額に不足が生じた場合と定めるものであります。

第10条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありま

す。

職員給与費を3,440万1千円とするものであります。

第11条 他会計からの補助金であります。

内容は記載のとおりで、合計3億4,641万8千円と定めるものであります。

4 ページと5 ページ

予算実施計画であります。

内容は記載のとおりであります。

6 ページ

予定キャッシュ・フロー計算書であります。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー合計は、1億6,265万1千円の増加。

2の投資活動によるキャッシュ・フロー合計は、7,498万7千円の減少。

3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計は、8,666万4千円の減少となり、令和6年度資金期首残高0円と合わせ、令和6年度資金期末残高は、100万円となる見込みであります。

7 ページから10 ページ

給与費明細書であります。

給与費明細書につきましては、地方公営企業法適用初年度のため、本年度の欄のみ記載しております。

また、支給基準は一般会計職員と同様でありますので、説明は省略。

11 ページ

継続費に関する調書であります。

内容の説明につきましては、2件の建設改良工事で、

上段が、すでに令和5年度第2回定例会議案第63号及び第64号において議決した、

厚岸終末処理場掻き寄せ機更新工事（機械及び電気工事）の、令和5年度と令和6年度の年割等、記載する調書のとおりであります。

下段が、令和6年度から令和7年度に計画する、厚岸終末処理場曝気装置

更新工事の年割等、記載する調書のとおりであります。

12ページ

債務負担行為に関する調書であります。

内容の説明につきましては、2ページ第6条と同様で記載のとおりであります。

19ページ

令和6年度予定貸借対照表であります。

資産の部

有形固定資産合計は、85億9,454万2千円で、

固定資産合計は、85億9,454万2千円

流動資産合計は、1,147万2千円で、

資産合計は、86億601万4千円であります。

20ページ

負債の部

固定負債合計は、23億2,108万5千円

流動負債合計は、2億3,217万7千円

繰延収益合計は、46億9,346万7千円で、

負債合計は、72億4,672万9千円であります。

資本の部

資本合計は、13億5,928万5千円で、

負債資本合計は、86億601万4千円となり、資産合計と同額であります。

21ページと22ページ

令和6年度予算の財務諸表の作成に当たり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

23ページ

令和6年度予定開始貸借対照表であります。

資産の部

有形固定資産合計は、86億2,471万4千円で、
固定資産合計は、86億2,471万4千円
流動資産合計は、1,094万3千円で、
資産合計は、86億3,565万7千円であります。

24 ページ

負債の部

固定負債合計は、23億9,090万5千円
流動負債合計は、2億5,716万1千円
繰延収益合計は、46億2,911万1千円で、
負債合計は、72億7,717万7千円であります。

資本の部

資本合計は、13億5,848万円で、
負債資本合計は、86億3,565万7千円となり、資産合計と同額であります。

以上が令和6年度厚岸町下水道事業会計予算の内容でございます。
大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき、ご承認下さいますよう、
よろしくお願い申し上げます。

議案第 1 1 号 令和 6 年度厚岸町病院事業会計予算

提案理由説明書

議案第11号 令和6年度厚岸町病院事業会計予算について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開き願います。

第1条 総則、令和6年度厚岸町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量であります。

(1) 病床数は、55床で一般病床であります。

(2) 患者数について、年間延患者数では、5万8,215人、内訳として、入院患者数では1万2,045人、外来患者数では4万6,170人、1日平均患者数では、223人、内訳として、入院患者数では33人、外来患者数では190人と見込むものであります。

(3) 主な建設改良事業では、建設工事事業として、4,613万4千円、器械備品整備事業として、374万円の計上であります。

第3条 収益的収入及び支出並びに第4条 資本的収入及び支出の内容は、予算説明書でご説明いたします。

13ページをお開きください。

はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、10億6,851万1千円、前年度比較、1,911万4千円の増

1項 医業収益、8億6,783万8千円、前年度比較、747万1千円の増

1目 入院収益は、2億6,571万2千円、前年度比較、108万4千円の増で、延入院患者数1万2,045人、一人当たりの単価2万2,060円を見込んでの計上であります。

2目 外来収益は、3億7,859万4千円、前年度比較、461万7千円の増で、延外来患者数4万6,170人、一人当たりの単価8,200円を見込んでの計上であります。

3目 その他医業収益は、7,182万円、前年度比較、292万7千円の増で、内訳として、1節 室料差額収益では、33万2千円、前年度比較、11万2千円の増、2節 公衆衛生活動収益では、4,595万2千円、前年度比較、125万3千円の増、3節 その他医業収益では、2,553万6千円、前年度比較、156

万2千円の増であります。

4目 負担金は、1億5,171万2千円、前年度比較、115万7千円の減で、内訳として、1節 一般会計負担金では、1億3,178万3千円、前年度比較、115万7千円の減、2節 負担金では、前年度と同額の1,992万9千円の計上であります。

2項 医業外収益、2億67万3千円、前年度比較、1,164万3千円の増

1目 患者外給食収益は、177万8千円、前年度比較、4万5千円の減

2目 長期前受金戻入は、9,450万6千円、前年度比較、312万7千円の増

3目 その他医業外収益は、442万8千円、前年度比較、67万9千円の減

4目 他会計補助金は、8,496万3千円、前年度比較、1,513万円の増

5目 他会計負担金は、860万4千円、前年度比較、463万円の減で、一般会計補助金及び一般会計負担金の内訳は、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

収益的収入における一般会計からの負担金及び補助金として、医業収益と医業外収益を合わせて、2億2,535万円となり、前年度比較、934万3千円の増であります。

14ページ

6目 負担金交付金は、639万3千円、前年度比較、126万円の減

7目 雑収益は、前年度と同額の1千円の計上であります。

次に、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、13億431万6千円、前年度比較、4,380万4千円の減

1項 医業費用、12億6,381万円、前年度比較、2,319万2千円の減

1目 給与費は、7億7,565万7千円、前年度比較、3,803万3千円の減で、内訳として、1節 給料では、3億2,300万4千円、前年度比較、1,254万5千円の減、常勤医師3名、看護職員34名、医療技術員20名、事務員13名、

技術員1名、労務員11名、合計82名分の計上であります。15ページ、2節 職員手当等では、1億7,178万1千円、前年度比較、1,770万3千円の減、それぞれ支給要件による計上であります。3節 法定福利費では、1億1,071万2千円、前年度比較、1,631万7千円の減、主に、退職手当組合負担金の減であります。4節 退職給付費では、1,129万円、前年度比較、1,433万9千円の減、5節 賞与引当金繰入額では、4,463万1千円、前年度比較、603万1千円の増、6節 報酬では、1億1,423万9千円、前年度比較、1,684万円の増で、主に、常勤医師1名の退職に伴う出張医師報酬の増であります。

2目 材料費は、1億1,081万6千円、前年度比較、4万4千円の減で、内訳として、1節 薬品費では、5,127万4千円、前年度比較、33万9千円の増、2節 診療材料費では、5,729万3千円、前年度比較、12万円の増、3節 医療消耗備品費では、200万9千円、前年度比較、46万5千円の減、4節 給食消耗品費では、18万5千円、前年度比較、1万5千円の減、5節 給食消耗備品費では、5万5千円、前年度比較、2万3千円の減であります。

3目 経費は、2億7,728万7千円、前年度比較、1,074万8千円の増で、内訳として、1節 厚生福利費では、266万5千円、前年度比較、14万円の減、2節 報償費では、前年度と同額の2万円、3節 旅費交通費では、1,234万3千円、前年度比較、77万7千円の増で、主に、出張医師旅費の増であります。4節 消耗品費では、623万7千円、前年度比較、80万4千円の増、5節 消耗備品費では、63万1千円、前年度比較、2万8千円の増、6節 光熱水費では、2,892万1千円、前年度比較、528万9千円の減で、主に、電気料金の減であります。16ページ、7節 燃料費では、2,625万8千円、前年度比較、51万1千円の減、8節 印刷製本費では、37万4千円、前年度比較、10万9千円の減、9節 手数料では、561万5千円、前年度比較、4万7千円の増、10節 通信運搬費では、258万円、前年度比較、11万5千円の増、11節 保険料では、209万3千円、前年度比較、1万7千円の減、12節 修繕費では、前年度と同額の1,255万4千円、13節 職員被服費では、前年度と同額の10万1千円、14節 使用料では、4,273万6千円、前年度比較、31万8千円の減、15節 委託料では、1億2,770万8千円、前年度比較、1,625万2千円の増で、主に、医療事務、夜間受付及び院内清掃に係る業務委託料とエックス線CT装置等保守点検委託料の増であります。17ページ、16節 交際費では、前年度と同額の100万円、17節 貸倒引当金繰入額では、前年度と同額の1千円、18節 負担金では、500万円、前年度比較、89万1千円の減、19節 諸会費では、前年度と同額の45万円の計上であります。

4目 減価償却費は、9,472万9千円、前年度比較、807万1千円の増で、建物及び器械備品の減価償却費の増であります。

5目 資産減耗費は、143万6千円、前年度比較、393万4千円の減で、器械備品の固定資産除却費の減であります。

6目 研究研修費は、前年度と同額の388万5千円の計上であります。

18ページ

2項 医業外費用、4,020万6千円、前年度比較、2,061万2千円の減

1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、746万8千円、前年度比較、517万5千円の減で、内訳として、1節 企業債利息では、731万6千円、前年度比較、517万2千円の減、2節 一時借入金利息では、15万2千円、前年度比較、3千円の減であります。

2目 医療技術員確保対策費は、1,061万3千円、前年度比較、854万3千円の減で、内訳として、1節 旅費交通費では、前年度と同額の75万円、2節 食糧費では、前年度と同額の80万円、3節 手数料では、29万1千円、前年度比較、10万5千円の減、4節 負担金では、877万2千円、前年度比較、843万8千円の減で、派遣看護師に係る負担金の減であります。

3目 雑損費は、1,812万5千円、前年度比較、689万4千円の減

4目 消費税及び地方消費税は、前年度と同額の400万円の計上であります。

3項 1目 予備費は、前年度と同額の30万円の計上であります。

19ページ

続いて、資本的収入及び支出であります。

はじめに、資本的収入であります。

1款 資本的収入、2億1,105万円、前年度比較、5,814万3千円の減

1項 1目 1節 企業債では、3,630万円、前年度比較、1,470万円の増で、建設工事事業に伴う充当企業債の計上であります。

2項 補助金は、1億7,475万円、前年度比較、7,284万3千円の減

1目 他会計補助金 1節 一般会計補助金では、1億6,265万円、前年度比較、934万3千円の減

2目 国庫補助金 1節 特定防衛施設周辺整備補助金、1, 210万円、前年度比較、6, 350万円の減で、それぞれ説明欄記載の内容については、資本的支出予算に計上の建設改良工事費及び固定資産購入費に係る充当財源の計上でありませぬ。

次に、資本的支出であります。

1款 資本的支出、2億1, 105万円、前年度比較、5, 814万3千円の減

1項 建設改良費、4, 987万4千円、前年度比較、5, 595万7千円の減

1目 建設工事費は、4, 613万4千円、前年度比較、371万8千円の増、事業費の内訳として、1節 建設工事費では、4, 512万2千円の計上で、エレベーター3号機改修工事費、3, 630万円、機械室防水扉取替工事費882万2千円の計上であります。2節 委託料では、101万2千円の計上で、機械室防水扉取替工事に伴う実施設計業務委託料の計上であります。

2目 固定資産購入費 1節 器械備品購入費は、374万円、前年度比較、5, 967万5千円の減、事業費の内訳として、解析機能付き心電計1台、242万円、電動シャワートローリー1台、132万円の計上で、すべて器械備品の更新であります。

2項 1目 1節 企業債償還金では、1億6, 117万6千円、前年度比較、218万6千円の減であります。

以上が収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容であります。

2ページへお戻りください。

第5条 企業債であります。

起債の目的は、建設工事業として、限度額を3, 630万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

第6条 一時借入金であります。

一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費として、7億7, 565万7千円、交際費として、100万円と定めるものであります。

第8条 他会計からの補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額

を記載の内容のとおり当初予算の計上として、前年度と同額の総額3億8,800万円と定めるものであります。

第9条 たな卸資産の購入限度額として、1億4,582万8千円と定めるものであります。

3ページ

第10条 重要な資産の取得であります。

取得する資産の種類は、建物で、エレベーター3号機一式、機械室防水扉一式であります。

4ページから5ページまでは、予算実施計画

6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書

7ページから12ページまでは、給与費明細書

20ページから22ページまでは、令和6年度予定貸借対照表及び注記

23ページは、令和5年度予定損益計算書

24ページから26ページまでは、令和5年度予定貸借対照表及び注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号 令和6年度厚岸町病院事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 1 2 号

令和 5 年度 厚岸町一般会計補正予算

(7 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第12号 令和5年度 厚岸町一般会計補正予算（7回目）から
議案第18号 令和5年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計
補正予算（2回目）の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第12号 令和5年度 厚岸町一般会計補正予算 7回目の
提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

令和5年度厚岸町一般会計補正予算 7回目
令和5年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、12億6,519万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、127億7,170万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから6ページにわたり、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、19款35項、歳出では、11款28項にわたって、
それぞれ、12億6,519万4千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

14ページをお開き願います。

歳入であります。

1款 町税 1項 町民税 1目 個人 3,415万6千円の増
2目 法人 1,771万8千円の増

2項 1目 固定資産税 1,979万8千円の増

3項 軽自動車税

1目 環境性能割 39万円の減
2目 種別割 190万8千円の増

4項 1目 たばこ税 536万3千円の増

6項 1目 都市計画税 22万3千円の増

町税全体では、7,877万6千円の増で、
それぞれ、12月までの調定及び
徴収実績をもとに推計した見込み額の計上であります。

2款 地方譲与税

1項 1目 地方揮発油譲与税 173万2千円の増

2項 1目 自動車重量譲与税 574万8千円の増

3款 1項 1目 利子割交付金 26万1千円の減

4款 1項 1目 配当割交付金 22万7千円の増

次ページ

6款 1項 1目 法人事業税交付金 769万2千円の増

7款 1項 1目 地方消費税交付金 3,177万6千円の増

8款 1項 1目 ゴルフ場利用税交付金 42万9千円の減

9款 1項 1目 環境性能割交付金 264万4千円の増

それぞれ、12月交付分までの実績によるほか、
交付見込みによる増減であります。

12款

1項 1目 地方交付税 2億9,752万5千円の増

普通交付税 本年度確定額 40億4,739万6千円、
全額の計上であります。

13款

1項 1目 交通安全対策特別交付金 15万6千円の減
交付見込みによる減であります。

14款 分担金及び負担金 2項 負担金

1目 民生費負担金 37万1千円の減

2目 農林水産業費負担金 650万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込み及び事業費確定による増減であります。

15款 使用料及び手数料 1項 使用料

1目 総務使用料 14万2千円の増

2目 民生使用料 次ページにわたり 4万2千円の増

3目 衛生使用料 12万1千円の減

4目 農林水産業使用料 805万1千円の増

5目 商工使用料 5千円の減

6目 土木使用料 34万2千円の増

7目 教育使用料 16万8千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2項 手数料

1目 総務手数料 1万1千円の増

3目 衛生手数料 72万6千円の減

4目 農林水産業手数料 次ページにわたり 46万3千円の増

6目 土木手数料 1万5千円の減

7目 教育手数料 2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

3項 1目 証紙収入 174万3千円の減

説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 70万8千円の増

主に、1節社会福祉費負担金 障害者自立支援給付費負担金 505万8千円の増は、各給付費見込みによる増で、

その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

2目 衛生費国庫負担金 329万8千円の減

説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 4,947万円の増

主に、1節 総務管理費補助金 番号制度システム整備補助金 1,086万8千円の増は、戸籍システム改修等に要する補助金の計上で、

個人番号カード交付事務費補助金 113万3千円の増は、マイナンバーカード交付事務に要する補助金の増あります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業(番号制度)」及び「戸籍情報システム整備事業」において説明いたします。

その他、説明欄記載のとおり、交付見込みによる減であります。

2節 防衛施設周辺整備事業補助金 2,156万4千円 新規計上
本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、
当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、
交付決定後の未計上分の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金」において説明いたします。

3節 再編関連訓練移転等交付金 1,691万7千円 新規計上
「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく、訓練実施に伴う交付金の計上であります。

なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「再編関連訓練移転等交付金事業基金」において説明いたします。

2目 民生費国庫補助金 506万7千円の減

主に、1節 社会福祉費補助金

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 241万1千円 新規計上は、
地域公共交通確保に要する補助金の計上で、交付額確定による計上、

2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金 49万6千円の増は、
補助基準額の単価の変更などによる増で、

その他、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

次ページ

3目 衛生費国庫補助金 28万1千円の増

主に、1節 保健衛生費補助金

母子保健衛生費補助金 26万6千円の増は、

産後ケア事業利用者増に伴う補助金の計上のほか、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

4目 農林水産業費国庫補助金 1,398万3千円の減

5目 商工費国庫補助金 148万9千円の減

6目 土木費国庫補助金 1,879万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、充当事業の確定に伴う減であります。

8目 教育費国庫補助金 332万4千円の減

主に、1節 教育総務費補助金 公立学校情報機器整備費補助金 80万3千円の増は、GIGAスクール運営支援に対する補助金の増額で、

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、交付見込み及び交付額確定による減であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金 1万1千円の減

2目 民生費委託金 33万1千円の減

4目 土木費委託金 218万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付額の確定による減であります。

次ページ

17款 道支出金 1項 道負担金

2目 民生費道負担金 179万7千円の減

1節 社会福祉費負担金 障害者自立支援給付費負担金 252万9千円の増は、各給付費見込みによる増で、

その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

2項 道補助金

1目 総務費道補助金 120万円の減

説明欄記載のとおり、交付見込みによる減であります。

2目 民生費道補助金 153万2千円の増

主に、1節 社会福祉費補助金 地域づくり総合交付金（社会福祉総務）25万円の増は、交付基準額の引き上げに伴う福祉灯油充当への補助金の増、介護保険利用者負担軽減措置補助金 47万2千円の増は、低所得者の利用者負担軽減措置に対する補助金の増。

2節 児童福祉費補助金 125万3千円の増は、

主に、多子世帯等の保育料軽減支援事業費補助金 72万1千円の増は、補助対象児童の増加に伴う計上と子ども・子育て支援交付金 49万6千円の増は、補助基準額の単価の変更による増で、その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

3目 衛生費道補助金 54万4千円の減

主に、1節 保健衛生費補助金 地域づくり総合交付金（健康推進）23万2千円の増は、補助基本額の増額に伴う計上で、その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

4目 農林水産業費道補助金 次ページにわたり 7億2,640万円の増
5節 水産業費補助金 7億2,561万6千円の増は、
主に、水産業振興構造改善事業補助金 7億791万6千円 新規計上で、
交付決定額の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水産物加工冷凍施設整備事業」
において説明いたします。

地域づくり総合交付金（水産振興） 1,170万円 新規計上は、
地域づくり総合交付金の交付決定額の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「水産物荷受・鮮度保持設備整備
事業」及び「沿岸漁業作業省力化機器整備事業」において説明いたします。

地域づくり総合交付金（養殖事業）400万円は、カキ種苗センター整備事業
への充当分、
地域づくり総合交付金（全国豊かな海づくり大会推進事業）200万円は、全
国豊かな海づくり大会の関連事業として実施した事業への充当分で、
旧消防庁舎シャッターアート制作事業に 80万円、記念講演会・上映会に
120万円で、
それぞれ、地域づくり総合交付金の交付決定額の計上であります。

5目 商工費道補助金 33万1千円の減

6目 土木費道補助金 22万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定及び交付見込みによる減であり
ます。

7目 消防費道補助金 130万円の増 主に、1節 消防費補助金
津波避難施設等整備特別対策事業費補助金 120万円 新規計上は、
（仮称）防災交流センター整備事業に対する北海道からの補助金の計上であり
ます。

8目 教育費道補助金 90万8千円の増

主に、5節 社会教育費補助金

地域づくり総合交付金（文化財保護） 94万円は

地域づくり総合交付金の交付決定額の計上で、アッケシソウ保護育成への充当
分の計上で、

その他、説明欄記載のとおり、交付見込による減であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金 66万7千円の減

3目 衛生費委託金 1万3千円の増

4目 農林水産業費委託金 7万4千円の増

5目 商工費委託金 2万5千円の増

6目 土木費委託金 3万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付見込みによる増減であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 44万6千円の減

2目 利子及び配当金 次ページにわたり 6千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入 237万4千円の減

主に、1節 土地売払収入 523万9千円の減は、

町有地2件の売払いで、その内訳は、湾月2丁目187番地1 普通財産町有地 1.21平方メートル 金額 3千円、湾月2丁目187番地2 普通財産町有地 55平方メートル 金額 14万8千円増と

北海道横断自動車道根室線 尾幌糸魚沢道路建設工事による町有地の売却予定のサンヌシ33番から35番、面積 126,232.75平方メートル 金額 539万円の土地売払いについて、保安林解除等の手続きが令和5年度中の完了が見込めなく、令和6年度での契約となるため、減額するものであります。

2節 その他不動産等売払収入 286万5千円の増は、

主に、収入確定に伴う、立木売払代の増であります。

2目 生産物売払収入 82万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

19款 1項 寄附金

5目 農林水産業費寄附金 1節 農業費寄附金

農業振興寄附金 企業版ふるさと納税 100万円 は、

札幌市中央区 ホクレン農業協同組合連合会 様からの寄附金の計上であります。

この企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が行える仕組みであります。なお、寄附金活用事業については、「新規就農対策」についての希望であるため、「新規就農者勧誘奨励事業」に充当いたします。

6目 1節 商工費寄附金

食文化振興寄附金 企業版ふるさと納税 3,000万円 は、東京都港区 厚岸グリーン電力合同会社 様からの寄附金の計上であります。なお、寄附金活用事業については、「電気自動車の導入等脱炭素に向けた取組」についての希望であるため、「厚岸味覚ターミナル電気自動車用充電設備整備事業」に充当いたします。充当事業の内容については歳出予算において説明いたします。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

4目 まちおこし基金繰入金 119万5千円の減
充当事業である町民花火大会への補助金確定に伴う減であります。

7目 森林環境譲与税基金繰入金 174万8千円の減
充当事業費確定による減であります。

22款 諸収入

1項 延滞金加算金及び過料 1目 延滞金 10万1千円の増

2項 預金利子 1目 町預金利子 1万9千円の増

3項 貸付金元利収入 2目 ウタリ住宅改良貸付金元利収入
28万円の増

4項 受託事業収入 3目 衛生費受託事業収入 49万4千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

6項 雑入 2目 過年度収入

次ページにわたり 2,018万9千円の増

主に、過年度町有建物災害共済金（住宅管理） 1,981万2千円の新規計上は、令和4年2月23日に発生した宮園団地M5棟の火災に伴う建物災害共済の計上で、

過年度自動車取得税交付金 37万8千円の新規計上は、自動車会社の不正問題により、令和5年度の税制改正を見直したことに伴い、追徴額が発生したことで、令和元年10月で廃止となった自動車取得税交付金が交付されたものであります。

3目 雑入 128万4千円の増

主に、いきいきふるさと推進事業助成金（心身障害者福祉） 16万2千円及びいきいきふるさと推進事業助成金（全国豊かな海づくり大会推進事業） 76万円は交付額確定に伴う新規計上、緊急経済対策資金融資保証料還付金 35万9千円 新規計上は、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者緊急資金融資の繰上償還に伴う保証料の返還による計上で、その他、説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

23款 1項 町債 34ページにわたり、
本補正のうち、節説明欄カッコ内の「過疎特別分」と表記があるのは、
過疎対策事業債のソフト分として発行が認められたもので、
総額、1億100万円の計上であります。

1目 総務債 620万円の増
2目 民生債 次ページにわたり 4,440万円の増
3目 衛生債 390万円の増
4目 農林水産業債 310万円の増
5目 商工債 1,980万円の増
6目 土木債 890万円の減
7目 消防債 次ページにわたり 330万円の減、
8目 教育債 210万円の増
それぞれ、起債対象事業費の確定による増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

36ページ、歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 375万7千円の減
議会事務局 事務用備品購入 1万7千円 新規計上は、
議会や各委員会などで使用するICレコーダー購入費の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款 総務費 1項 総務管理費

1目 一般管理費 次ページにわたり 459万8千円の減
主に、文書・法制 通信運搬費 42万5千円の増は、郵便料及び宅配料見込
みによる増、庁舎・町民広場 修繕料10万3千円の増は、経年劣化により、
不具合が生じている役場庁舎職員玄関内扉の修繕及び1階男子便所の照明修繕
の既存予算との差額分の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事
業費確定及び執行見込みによる増減であります。

2目 簡易郵便局費 次ページにわたり 11万5千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 職員厚生費 193万7千円の減

主に、職員福利厚生・健康管理 消耗品費 33万1千円の増は、次年度新規
採用予定職員などの貸与被服購入費の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載
のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 情報化推進費 44ページにわたり 481万5千円の減

主に総合行政情報システム運営 修繕料 79万6千円の増は、海事記念館と役場庁舎を結ぶ回線が不通となったことから、これを復旧する修繕に 51万4千円と、プリンタ及びインターネット端末等の修繕に28万2千円の計上、総合行政情報システム整備事業（番号制度） 363万円 新規計上は、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を行うため、住民基本台帳ネットワークシステム及び住民記録システム改修委託料の計上であります。

なお、総合行政情報システム整備事業（番号制度）については、年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すものであります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 交通安全防犯費 72万3千円の減

6目 行政管理費 19万2千円の減

7目 文書広報費 次ページにわたり 144万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

8目 財政管理費 5億8,556万8千円の増

主に、基金への積立金として、

財政調整基金に、4,990万円

減債基金に、4億円

地域づくり推進基金に、9,718万3千円

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に、2,156万6千円の増は、

子ども医療費無償化、学校給食費無償化及び町立厚岸病院の医師確保補助金に対する積立金の計上であります。

再編関連訓練移転等交付金事業基金 1,691万7千円の増は、

0歳から2歳児に対する保育所運営費に要する積立金の計上であります。

なお、本年度末における基金残高につきましては、年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積立て、年度内での補正積立てにより、前年度末との比較において、約2億2,419万8千円増の約21億6,269万6千円となる見込みであります。

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

9目 会計管理費 次ページにわたり 8万1千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

10目 企画費 52ページにわたり 961万円の減

主に、企画一般 46万3千円の減は、今年度中に開催予定であった北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事着手に係るイベントの開催延期に伴う減で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11目 財産管理費 87万8千円の減

12目 車両管理費 21万3千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 徴税费

1目 賦課納税费 次ページにわたり 1万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 1目 戸籍住民登録費 次ページにわたり 652万7千円の増

主に、戸籍情報システム整備事業 723万8千円 新規計上は、令和5年6月の戸籍法の改正により、戸籍及び附票の氏名に振り仮名を表記するための戸籍情報及び戸籍附票システムの改修委託料の計上であります。なお、年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すものであります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

4項 選挙費

1目 選挙管理委員会費 21万3千円の減

5目 道知事・道議会議員選挙費 42万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5項 統計調査費

1目 統計調査総務費 次ページにわたり 55万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費 次ページにわたり 965万4千円の減

主に

国民健康保険特別会計 777万2千円の減は、特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減、

重層的支援体制整備 103万5千円の減は、主に、事業縮小に伴う委託料の減で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 心身障害者福祉費 64ページにわたり 528万7千円の増
主に、障害者（児）介護・訓練等給付
介護給付費 1,173万7千円の増は、主に、生活介護、施設入所及び短期
入所利用見込みによる増で、
訓練等給付費 932万7千円の増は、グループホーム利用者及び就労支援者
見込みによる増で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 心身障害者特別対策費 33万2千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4目 老人福祉費 70ページにわたり 41万3千円の増
主に、
介護保険特別会計 458万9千円の減は、特別会計収支への補正財源調整に
よる繰出金の減、
介護予防・生活支援 除雪サービス実施委託料 37万7千円の増は、除雪サ
ービス実施を3回分から5回分の見込みによる委託料の増、
老人保護措置費 207万5千円の減は、措置者数の見込みによる減、
福祉交通回数券助成 32万1千円の増は、4月1日から交付を開始するため、
回数券印刷製本費及び対象者案内発送郵送料の計上、
老人福祉施設 修繕料 75万8千円の増は、
経年劣化などによる施設の修繕料で、その内訳は、特別養護老人ホーム心和
廊下床カーペットタイルの張替修繕に 41万1千円、給湯ポンプの漏水によ
る取替修繕に 21万5千円、給湯ポンプ廻りの部品交換修繕に 13万2千
円の計上、
老人福祉基金 800万円 新規計上は、基金への積立金の計上、
介護保険利用者負担軽減措置 63万円の増は、対象利用者数の増で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増
減及び財源内訳補正であります。

5目 後期高齢者医療費 138万9千円の減
特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減であります。

6目 国民年金費 1万7千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 自治振興費 次ページにわたり 125万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 社会福祉施設費 1万7千円の減

主に、集会所 修繕料 2万1千円の増は、片無去開拓パイロット地区集会所屋外灯油タンク油量ゲージの破損修繕に 8千円、糸魚沢地区集会所灯油ストーブ修繕に 1万3千円の計上、
施設用備品購入 16万円は、経年劣化により、使用不能となった松葉地区集会所玄関前ホール用ストーブ購入費の計上、
生活改善センター 修繕料 7万5千円の増は、特殊建築物定期検査により、点灯不良のため交換が必要となった大研修室の非常灯1基の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

10目 諸費 次ページにわたり 631万4千円の減

主に、支給世帯数確定及び支給対象者見込数の減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり執行見込による増減であります。
なお、低所得世帯物価高騰対策給付金(追加分)については、年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すものであります。

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費 次ページにわたり 952万3千円の減

主に、児童福祉一般 施設型給付費負担金 883万8千円の減は、主に、各幼稚園対象児童見込数の減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 児童措置費 261万円の減

3目 ひとり親福祉費 次ページにわたり 1万6千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

4目 児童福祉施設費 次ページにわたり 73万6千円の減

主に、しんりゅう保育所 施設用備品購入 9万3千円及びあつけし保育所 施設用備品購入 9万1千円の計上は、遊戯室を適切な湿度に保つためそれぞれ、加湿器1台の購入費の計上とあつけし保育所 賄材料費 37万9千円の増は、児童数の増による計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 児童館運営費 次ページにわたり 41万4千円の増

主に、友遊児童館 修繕料 26万4千円の増は、経年劣化により故障した給水栓修料の計上、子夢希児童館 施設用備品購入 46万7千円新規計上は、経年劣化により故障した遊戯室及び図書室のストーブ各1台の購入費で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 次ページにわたり 64万9千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 84万6千円の増

主に、公衆浴場 公衆浴場設備修繕助成 99万円の増は、経年劣化により使用不能となった無圧式ヒーターマイコン盤の取替修繕助成の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 健康推進費 90ページにわたり 578万2千円の減

主に、母子保健 妊婦一般健康診査委託料 23万3千円の増は、妊娠届出見込数の増、

妊娠・出産包括支援 産後ケア事業利用料助成 53万1千円の増は、利用者見込み数の増による計上、償還金 19万1千円新規計上は、交付決定額の精算に伴う令和4年度母子保健衛生費国庫補助金返還金の計上、予防接種 償還金 12万9千円新規計上は、交付決定額の精算に伴う令和4年度疾病予防対策事業費等補助返還金の計上、未熟児養育医療給付 6万円の増は、
交付決定額の精算に伴う令和4年度養育医療国庫負担金返還金の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目 墓地火葬場費 次ページにわたり 28万9千円の増

主に、斎場 修繕料 33万円の新規計上は、電気設備調査に伴う屋外開閉器盤の取替修繕料 27万5千円の計上と駐車場の電灯電球取替修繕料に 5万5千円の計上、
施設用備品購入1万8千円の新規計上は、経年劣化により故障した電話機1台の購入費の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

4目 水道費 763万6千円の減

水道事業会計 9万5千円の減は、負担金の減、
簡易水道事業特別会計 754万1千円の減は、
特別会計収支への補正財源調整による繰出金の減であります。

5目 病院費 1億2,900万円の増

病院事業会計への収支補てんとしての増額計上であります。

6目 子ども医療費 15万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

7目 諸費 次ページにわたり 536万7千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 環境政策費

1目 環境対策費 次ページにわたり 305万7千円の増
主に、環境保全基金積立金 320万円の増は、
立木売払代及び資源ごみ売払代などを財源とした環境保全基金積立金の計上で
あります。

2目 水鳥観察館運営費 11万1千円の減

主に、厚岸水鳥観察館 機械器具購入 18万8千円 新規計上は、
カヌー施設に堆積する泥等の除去作業に要する汎用高圧ポンプ1台の購入費の
計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であ
ります。

3目 廃棄物対策費 次ページにわたり 42万8千円の減

、
4目 ごみ処理費 次ページにわたり 342万6千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 し尿処理費 45万4千円の減

主に、汚水処理施設管理 施設用備品購入 31万5千円新規計上は、し尿処
理に要する配管用ねじ切り機1台の購入費の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 下水道処理費 次ページにわたり 90万円の増
申請件数の増による合併処理浄化槽設置費補助金の計上であります。

5款 農林水産業費 1項 農業費

1目 農業委員会費 47万4千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

2目 農業振興費 72万1千円の減

主に、新規就農者誘致奨励事業 72万1千円の減は、
事業費確定に伴う新規就農者2名分の補助金の減であります。

3目 畜産業費 次ページにわたり 1,398万3千円の減

5目 農地費 1,359万3千円の減

その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減であります。

6目 牧野管理費 次ページにわたり 190万3千円の減
主に、町営牧場 機械器具購入 9万5千円の増は、
牧場作業に必要とするチェンブロック2台 3万1千円、サービスクリーパー
2台 3万1千円とコンプレッサー1台 3万3千円の計上で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7目 農業施設費 次ページにわたり 4万3千円の増
主に、上尾幌ふれあい体験農園 修繕料 8万3千円の増は、トイレのフラッ
シュバルブの故障による修繕料の計上で、
その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 農業水道費 105万2千円の減
主に、水道料金計算収納 水道料金等システム改修委託料 8万1千円の増は、
金融機関の口座引落伝送対応などに伴うシステム改修委託料の増で、
農業水道施設 別寒辺牛取水場井戸洗浄委託料 162万8千円の新規計上
は、揚水能力が低下している別寒辺牛取水井戸の洗浄委託料の計上で
その他、それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減で
あります。

9目 堆肥センター費 93万7千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

10目 諸費 次ページにわたり 99万4千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 林業費 1目 林業総務費 次ページにわたり 105万円の増
主に、林業一般 手数料 36万4千円新規計上は、治山施設の雨水管清掃に
よる手数料の計上、
森林管理システム整備事業 森林管理システム整備委託料 138万6千円
新規計上は、経年劣化により使用不能となったモバイル高精度受信機等の整備
費の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 林業振興費 次ページにわたり 834万2千円の減
水源かん養林取得事業 420万6千円の減は、
地権者から用地等購入の許諾が得られなかったことから、取得に係る用地確定
測量等委託料と用地等購入費の減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減
であります。

3目 造林事業費 55万8千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

4目 林業施設費 次ページにわたり 補正額ゼロ
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

5目 特用林産振興費 きのご菌床センター 160万3千円の増は、主に、施設電気料の増のほか、修繕料 106万6千円の増は、資材価格高騰に伴う培養ハウス暖房機修繕料 6千円の増、地中熱ヒートポンプのシステムほか施設設備修繕に 64万7千円の増、2トントラックほか車両修繕に 41万3千円の増で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

3項 水産業費

1目 水産業総務費 177万2千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

2目 水産振興費 次ページにわたり 7億845万円の増
主に、水産物荷受・鮮度保持設備整備事業 500万円新規計上は、漁業環境の変化に対応すべく、荷受・鮮度保持体制など新たな作業体制構築を図る目的に、鮮度維持設備を導入するとし、プラスチック製の水産物陳列台、荷受用電算機器、除湿機 2台、エンジン式回転リフト 1台の計上、沿岸漁業作業省力化機器整備事業 670万円新規計上は、漁業就業者の高齢化等に伴う人手不足対策として、労力の軽減化等を図る目的に、有効な機器を導入するとして、ロープ回し機36台 しまえび重量選別機5台の計上で、それぞれ、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助を受けて、新規計上するものであります。
水産物加工冷凍施設整備事業 7億791万6千円 新規計上は、老朽化した水産物加工冷凍施設を移転新築し、衛生管理基準の高い製品を多品種にわたり、製造・供給数量を増やし、厚岸町で水揚された水産物の魅力をより全国に発信するための施設整備に係る補助金の計上であります。
なお、厚岸漁業協同組合が事業主体で、国の補正予算により水産業振興構造改善事業補助金の内示を受けて、新規計上するものであります。
また、年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すものであります。
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減

であります。

3目 漁港管理費 次ページにわたり 29万7千円の減

主に、漁港施設 光熱水費 22万1千円の増は、漁港区域内の電気料の増で、衛生管理型漁港施設負担金 69万9千円の増は、人工地盤照明設備及び清浄海水導入施設の電気料の増で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

5目 養殖事業費 次ページにわたり 33万9千円の減

主に、水産増養殖調査研究 生物種同定分析委託料 16万5千円の増は、生物分析調査回数増に伴う委託料の計上で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

6目 水産施設費 7千円の減

7目 全国豊かな海づくり大会推進事業費

次ページにわたり 261万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 17万9千円の減

2目 商工振興費 次ページにわたり、183万8千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

3目 食文化振興費 次ページにわたり 3,521万1千円の増

主に、味覚ターミナル・道の駅 修繕料 55万2千円の増は、

既存予算が30万円あり、その不足分の計上で、

避難口誘導灯修繕に 17万2千円、トイレ温水洗浄便座修繕に 4万4千円、温風暖房機の修繕に 37万7千円、屋外トイレの温度調節計修繕に 25万9千円であります。

厚岸味覚ターミナル電気自動車用充電設備整備事業 3,520万円新規計上は、町は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、現在「厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画」に基づいたカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む事業の計上で、観光客が多く来訪する厚岸味覚ターミナル・コンキリエに電気自動車用の充電設備を整備費の計上であります。

なお、この事業の財源については、食文化振興寄附金（企業版ふるさと納税）を充当するものであります。

また、年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すもの

であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

4目 観光振興費 次ページにわたり 446万9千円の減

主に、観光振興一般 厚岸観光協会補助金 180万2千円の減は、冬の観光客誘客事業などの見込み額の減、

観光宣伝 観光プロモーション実行委員会補助金 189万8千円の減は、予定事業の未実施による減で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 観光施設費 次ページにわたり 11万6千円の減

主に、原生花園あやめヶ原整備事業 14万9千円の増は柱の設置工事費の増額で、

年度内に事業完了が見込めないため、令和6年度へ予算を繰り越すものであります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 198万円の減

主に、がんばろう厚岸応援券実績に基づく減で、

その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費 4万2千円の減

2目 土木車両管理費 次ページにわたり 8万3千円の減

3目 土木用地費 27万2千円の減

4目 地籍調査費 5万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 道路橋梁費

1目 道路橋梁維持費 次ページにわたり 2,779万円の減

主に、道路照明管理 修繕料 135万4千円の増は、道路照明修繕料の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

2目 道路新設改良費 140ページにわたり 1,029万8千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

3目 除雪対策費 210万8千円の増

主に、除雪車修繕料及び除雪装置脱着手数料の計上であります。

3項 河川費 1目 河川総務費 次ページにわたり 232万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みに伴う増減であります。

4項 都市計画費

1目 都市計画総務費 次ページにわたり 154万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

3目 下水道費 736万9千円の増

特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 18万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

6項 住宅費

1目 建築総務費 次ページにわたり 954万4千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

2目 住宅管理費 次ページにわたり 474万7千円の減

主に、町営住宅 25万8千円の増は、主に、町営住宅の管理用消耗品及び修繕用資材購入費の計上、住宅使用料払戻金 17万5千円新規計上は、住宅使用料の算定誤りによる払戻金14件分の計上、

きのこ生産者住宅 修繕料 68万3千円の増は、新規入居者に伴う住宅修繕料の計上で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8款 1項 消防費

1目 常備消防費 次ページにわたり 366万9千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込による増減であります。

2目 災害対策費 次ページにわたり 152万6千円の減

主に、災害避難場所 修繕料 93万1千円の増は、

太陽電池灯保守点検の結果、バッテリー4カ所6台、充電コントローラ3カ所3台、インバータ1カ所1台、太陽電池灯制御盤カギ1カ所1台の故障による計上、

(仮称)防災交流センター整備事業 手数料 35万円の増は、

実施設計業務に係る構造計算適合判定手数料 25万円と省エネ適合判定手数料

料 10万円の新規計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目 消防施設費 次ページにわたり 73万7千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

9款 教育費 1項 教育総務費

1目 教育委員会費 9万円の減

2目 事務局費 7万6千円の減は、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3目 教育振興費 158ページにわたり、650万6千円の減
主に、高等学校教育支援 230万1千円の減は、利用者数の減による計上、
外国青年招致 特別旅費 83万7千円の減は、契約満了者の帰国旅費の支給
対象外による減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込による増減及び財源内訳補
正であります。

4目 教員住宅費 1万8千円の減

5目 就学奨励費 8千円の減

6目 スクールバス管理費 次ページにわたり、426万2千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減及び財源内訳補正であ
ります。

2項 小学校費 1目 学校運営費 次ページにわたり 133万7千円の増
主に、各小学校の燃料費及び電気料の増で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 9万8千円の減は、
主に、学校管理 修繕料 24万5千円の増、真龍小学校の体育館ランプ交換
修繕のほか、各小学校修繕料の計上で、
事務用備品購入 11万2千円の計上は、経年劣化により、使用不能となった
厚岸小学校ファックス用プリンター1台の購入費 1万8千円と真龍小学校の
シュレッダー1台の購入費 9万4千円の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 次ページにわたり 465万5千円の減

4目 諸費 56万5千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費 次ページにわたり 236万4千円の増
主に、各中学校の燃料費及び電気料の増で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 次ページにわたり 152万2千円の増
主に、学校管理 修繕料 201万4千円の増は、太田中学校の換気扇フード
防虫網設置修繕のほか各中学校修繕料の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減でありま
す。

3目 教育振興費 次ページにわたり 537万円の減

4目 諸費 39万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5項 社会教育費

1目 社会教育総務費 次ページにわたり 143万6千円の減

2目 生涯学習推進費 13万8千円の減

3目 公民館運営費 次ページにわたり、21万4千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 文化財保護費 次ページにわたり 123万6千円の減、

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減でありま
す。

5目 博物館運営費 39万5千円の増

主に、海事記念館 修繕料 47万3千円の増は、ボイラー故障による修繕料
の計上で、

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目 情報館運営費 次ページにわたり 4万2千円の増

主に、厚岸情報館 修繕料 39万4千円の増は、

既存予算額が6万1千円あり、その不足分の計上で、

非常灯蓄電池交換修繕に 34万1千円、職員用出入口の照明修繕に 2万6
千円、温水循環ポンプの修繕に 8万8千円であります。

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる
増減であります。

6項 保健体育費

1目 保健体育総務費 次ページにわたり 100万8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 社会体育費 186ページにわたり 187万8千円の減
主に、スポーツ施設 20万1千円の増は、主に、施設電気料の増及び海洋センターボイラー故障による修繕料の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

3目 温水プール運営費 次ページにわたり 87万8千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 学校給食費 65万1千円の減
主に、学校給食センター 修繕料 40万7千円の増は、ガス自動炊飯器の部品取替修繕のほか各調理器具修繕料の計上、
機械器具購入 25万1千円 新規計上は、経年劣化により、使用不能となった汁用食缶5缶の購入費の計上で
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 補正額ゼロ 財源内訳補正であります。

次ページ

12款 1項 1目 給与費 529万3千円の増
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。
なお、192ページから194ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。
以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

7ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正 追加であります。

1款 総務費 1項 総務管理費

事業名 総合行政情報システム整備事業（番号制度）

金額 363万円

3項 戸籍住民登録費

事業名 戸籍情報システム整備事業

金額 723万8千円

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

事業名 低所得世帯物価高騰対策給付金（追加分）

金額 5 7 6 万 2 千円

5 款 農林水産業費 3 項 水産業費

事業名 水産物加工冷凍施設整備事業

金額 7 億 7 9 1 万 6 千円

6 款 商工費 1 項 商工費

事業名 厚岸味覚ターミナル電気自動車用充電設備整備事業

金額 3, 5 2 0 万円

事業名 原生花園あやめヶ原整備事業

金額 3 4 6 万円

記載の 6 事業については、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

1 ページへお戻り願います。

第 3 条 債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

8 ページをお開き願います。

第 3 表 債務負担行為補正 であります。

表のとおり、

すでに債務負担行為を設定しております 2 件の事項について期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。

9 ページに調書がありますので、ご参照願います。

1 ページへお戻り願います。

第 4 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

1 0 ページをお開き願います。

第 4 表 地方債補正 変更 であります。

公共事業等 2 1 0 万円の減

緊急防災・減災事業 5 2 0 万円の減

緊急自然災害防止対策事業 1, 4 7 0 万円の減

辺地対策事業 1, 0 5 0 万円の減

過疎対策事業 1億円の増
公有林整備事業 20万円の減

それぞれ、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和4年度末、現在高、125億259万2千円

令和5年度中、起債見込額、8億3,860万円

令和5年度中、元金償還見込額、9億8,209万7千円

補正後の令和5年度末、現在高見込額は、

123億5,909万5千円となるものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

次に議案第13号であります。

議案第 1 3 号

令和 5 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（3回目）
令和5年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,184万5千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億3,668万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では、5款、7項、次ページ
歳出では、5款、13項にわたって、
それぞれ、4,184万5千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。

歳入であります。

1款 1項 1目 国民健康保険税 756万6千円の減
それぞれ、12月までの調定及び徴収実績をもとにした見込み額の計上であり
ます。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金
1目 国民健康保険制度関係業務事業費補助金 6千円 新規計上
マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報に伴う補助金の計上
であります。

4目 国民健康保険出産育児一時金臨時補助金 4万5千円 新規計上
出産育児一時金支給に伴う補助金の計上であります。

4款 道支出金 1項 道補助金

1目 保険給付費等交付金 4, 566万9千円の減
普通交付金 4, 066万円6千円の減、特別交付金 500万3千円の減
それぞれ、保険給付費等の減によるものであります。

6款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金

777万2千円の減 会計収支の調整による減であります。

2項 1目 基金繰入金 1, 925万1千円の増

基金繰入金の増であります。

8款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料

1目 延滞金 1万7千円の増

次ページ

3項 雑入

3目 返納金 15万7千円の減

それぞれ、収入見込による増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 10万1千円の減

2項 徴税費 1目 賦課徴収費 4万7千円の減

3項 1目 運営協議会費 6万9千円の減

次ページ

5項 1目 特別対策事業費 36万1千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

なお、20ページから21ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2款 保険給付費 1項 療養諸費

1目 療養給付費 3, 291万2千円の減

3目 療養費 57万1千円の減

5目 審査支払手数料 8万1千円の減

6目 傷病手当金 次ページにわたり、20万円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項 1目 高額療養費 669万3千円の減

3項 1目 移送費 6万1千円の増

4項 出産育児諸費

1目 出産育児一時金 50万円の減

5項 葬祭諸費

1目 葬祭費 3万円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

3款 1項 1目 国民健康保険事業費納付金 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

6款 保健事業費

1項 1目 特定健康診査等事業費 79万9千円の減
主に、特定健康診査に係る委託料の減であります。

2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費 39万7千円の増
主に、対象者見込み増によるインフルエンザワクチン予防接種委託料の増であります。

7款 1項 基金積立金

1目 国民健康保険財政調整基金積立金 次ページにわたり 1千円の増
基金積立金の計上であります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号であります。

議案第 1 4 号

令和 5 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（3回目）
令和5年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、785万2千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億5,593万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3款、4項、次ページ
歳出では、2款、2項にわたり、
それぞれ、785万2千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
8ページを、お開き願います。

歳入であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料
1目 水道使用料 31万5千円の増
2項 手数料 1目 水道手数料 2万6千円の減
それぞれ、収入見込みによる増減であります。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 754万1千円の減
補正財源調整に伴う減であります。

9款 1項 町債
1目 水道債 60万円の減
起債対象事業の事業費確定による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
10ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 3 7 9 万 5 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

なお、1 4 ページから 1 5 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款 水道費 1 項

1 目 水道事業費 次ページにわたり 4 0 5 万 7 千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる減であります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表 地方債補正 変更 であります。

公営企業会計適用債 6 0 万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和 4 年度末、現在高 1 億 8, 1 5 8 万円

令和 5 年度中、起債見込額 6, 5 2 0 万円

令和 5 年度中、元金償還見込額 4 3 1 万 3 千円

補正後の令和 5 年度末現在高見込額は、

2 億 4, 2 4 6 万 7 千円となるものであります。

以上で、議案第 1 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 5 号であります。

議案第 15 号

令和 5 年度 厚岸町下水道事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（2回目）
令和5年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、622万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億4,341万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、5款、5項、次ページ
歳出では、2款、3項にわたり、
それぞれ、622万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
10ページを、お開き願います。
歳入であります。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料
1目 下水道使用料 200万8千円の増
令和6年4月から公営企業会計へ移行のため、滞納繰越分を含めた調定額全額
の計上であります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金
1目 下水道費国庫補助金 59万8千円の減
社会資本整備総合交付金の事業費確定による減額であります。

5款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 736万9千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

6款 諸収入 2項 1目 雑入 4万1千円の増
説明欄記載のとおり、収入見込みによる増であります。

7款 1項 町債 1目 下水道債 260万円の減
事業費の確定に伴う充当事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

12ページを、お開き願います。
歳出であります。

1款 下水道費 1項 下水道管理費
1目 一般管理費 180万円の減
主に、下水道事務電算処理 45万8千円の増は、
口座振替不能者抽出機能の追加及びゆうちょ口座の引落データ伝送に対応する
水道料金等システム改修委託料 13万円の増と受益者の変更通知書に係るシ
ステム改修委託料 32万8千円の増で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。
なお、18ページから19ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2目 管渠管理費 14万2千円の減
主に、污水管の洗浄手数料 11万6千円の増と電気料 26万3千円の減で
あります。

3目 処理場管理費 次ページにわたり 14万6千円の減
主に、施設電気料 65万5千円の減と施設維持管理用の資材購入費 53万
3千円の増であります。

4目 普及促進費
水洗化等改造工事補助 232万7千円の減は、
補助申請見込みによる減であります。

2項 下水道事業費 1目 公共下水道事業費 192万8千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減及び財
源内訳補正であります。

4款 1項 1目 予備費 次ページにわたり 1,094万3千円の増
令和6年4月から公営企業会計へ移行のため、特別会計の廃止に伴う収支調整
に要する予備費の増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正であります。
債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開き願います。
第2表 債務負担行為補正 であります。

表のとおり、
すでに債務負担行為を設定しております1件の事項について
限度額を記載のとおり変更するものであります。
5ページに調書がありますので、ご参照願います。

第3条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお開きください。
地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 200万円の減
公営企業会計適用債 60万の減で、
起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

7ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和4年度末、現在高	28億2,605万円
令和5年度中、起債見込額	8,120万円
令和5年度中、元金償還見込額	2億6,988万2千円

補正後の令和5年度末現在高見込額は、
26億3,736万8千円となるものであります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案第 16 号

令和 5 年度 厚岸町介護保険特別会計補正予算

(3 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（3回目）
令和5年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,645万2千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億5,506万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから4ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、8款11項、
歳出では、7款17項にわたり、
それぞれ、1,645万2千円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
7ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 保険料 1項 介護保険料
1目 第1号被保険者 介護保険料 173万9千円の減
収入見込みによる減であります。

2款 サービス収入 2項 予防給付費収入
1目 居宅支援サービス費収入 8千円の増

3項 介護予防・日常生活支援 総合事業費収入
1目 介護予防ケアマネジメント事業費収入 14万9千円の増
それぞれ、収入見込みによる増であります。

3款 分担金及び負担金 1項 負担金
1目 地域支援事業負担金 8万3千円の増
利用者見込みによる増であります。

4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 1 目 介護給付費負担金 6 4 5 万 3 千円の増

2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金 3 4 5 万 8 千円の減

7 目 地域支援事業交付金 9 9 万 1 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる増減であります。

5 款 1 項 支払基金交付金

1 目 介護給付費交付金 8 6 4 万 9 千円の減

2 目 地域支援事業 支援交付金 6 万 5 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる減であります。

次ページ

6 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 介護給付費負担金 3 1 5 万 3 千円の減

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金 4 9 万 5 千円の減

それぞれ、交付決定及び交付見込みによる減であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 4 5 8 万 9 千円の減
補正財源調整による減であります。

1 0 款 諸収入 2 項 3 目 雑入 6 千円の減

説明欄記載のとおり、収入見込みによる減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

1 1 ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 6 万 7 千円の増

主に、職員人件費 4 8 万 7 千円の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

なお、2 7 ページから 2 8 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 項 徴収費 1 目 賦課徴収費 1 万 4 千円の減

3 項 1 目 介護認定審査会費 1 万 4 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目 認定調査等費 次ページにわたり 5万2千円の増
主に、対象者見込みによる主治医意見書作成手数料の増であります。

6項 1目 地域密着型サービス運営委員会費 1万1千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費

1目 居宅介護サービス給付費 2,140万7千円の減

2目 施設介護サービス給付費 548万1千円の減

次ページ

3目 居宅介護福祉用具購入費 29万7千円の増

4目 居宅介護住宅改修費 106万3千円の減

5目 居宅介護サービス計画費 45万2千円の減

6目 審査支払手数料 6万2千円の減

2項 1目 高額介護サービス費 72万2千円の減

3項 1目 高額医療合算介護サービス費 次ページにわたり
23万3千円の減

4款 特定入所者介護サービス等費

1目 特定入所者介護サービス費 291万7千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、給付見込みによる増減であります。

4款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費

1目 包括的支援事業等事業費 3万9千円の減

2目 任意事業費 次ページにわたり 46万6千円の減

3目 在宅医療・介護連携推進事業費 7万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目 生活支援体制整備事業費 224万4千円の減

委託事業者の人件費分の減額による委託料の計上であります。

5目 認知症総合支援事業費 次ページにわたり 4万6千円の増

6目 地域ケア会議推進事業費 補正額ゼロ

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3項 介護予防・生活支援サービス事業費

1目 総合事業サービス費 103万7千円の減

通所型サービス委託料 7万9千円の増は、利用者増による計上のほか、各サービス執行見込みによる増減であります。

4項 1目 一般介護予防事業費
一般介護予防事業 34万1千円の増
元気いきいき教室参加者増による増であります。

5項 高額介護サービス費等
1目 高額介護予防サービス費事業費 4万4千円の減

次ページ

2目 高額医療合算介護予防サービス費事業費 補正額ゼロ
6項 その他諸費

1目 審査支払手数料 補正額ゼロ
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

5款 1項 1目 介護給付費準備基金費 1,936万1千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付金

1目 第1号被保険者介護保険料還付金 10万円の増
第1号被保険者の介護保険料還付金の増であります。

8款 サービス事業費 1項 居宅サービス事業費

1目 包括的支援事業費 次ページにわたり 1万3千円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

9款 1項 保健福祉事業費

1目 保健福祉事業 64万4千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号であります。

議案第 17 号

令和 5 年度 厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（2回目）
令和5年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、539万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億6,459万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2款2項、次ページ
歳出では、2款3項にわたって、
それぞれ、539万4千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 1項 後期高齢者医療保険料
1目 特別徴収保険料 127万1千円の増
2目 普通徴収保険料 551万2千円の増
それぞれ、収入見込みによる増減であります。

3款 繰入金 1項 1目 一般会計繰入金 138万9千円の減
補正財源調整に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページを、お開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 7 万 8 千円の減
2 項 1 目 徴収費 9 千円の増
それぞれ、執行見込みによる増減であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療 広域連合納付金 5 4 6 万 3 千円の増
広域連合への負担金の増であります。

以上で、議案第 1 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 1 8 号であります。

議案第 18 号

令和 5 年度 厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案書の1ページであります。

令和5年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（2回目）
令和5年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、766万5千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,713万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページを、お開きください。

2ページから3ページまで、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、3款、4項、次ページ
歳出では、1款、1項にわたって、
それぞれ、766万5千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。
6ページを、お開き願います。
歳入であります。

1款 サービス収入

1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入 256万3千円の増
2項 1目 自己負担金収入 159万9千円の増
それぞれ、施設利用状況による増であります。

8款 諸収入 1項 1目 雑入 3千円の増
説明欄記載のとおり、収入見込みによる増減であります。

10款 繰入金 1項 基金繰入金

1目 介護老人保健施設基金繰入金 350万円 新規計上
補正財源調整に伴う介護老人保健施設基金からの繰入金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。
8ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費

1 目 施設介護サービス事業費 766万5千円の増

職員人件費 4万3千円の減

会計年度任用職員人件費 8万4千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、職員人件費の増減であります。

なお、10ページから11ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス 762万4千円の増

主に、病院事業運営管理共通経費負担金 735万1千円の増は、主に、薬品費や電気料などによる増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

以上を持ちまして、

議案第12号 令和5年度 厚岸町一般会計補正予算（7回目）から

議案第18号 令和5年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（2回目）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上 ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 19 号 令和 5 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(2 回目)

提案理由説明書

議案第19号、令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和5年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

給水戸数は、24戸減の、5,160戸
年間総配水量は、8,140立方メートル減の、
114万9,833立方メートル。

一日平均給水量は、23立方メートル減の、
3,150立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業について

メーター設備事業を、83万9千円減額し、4,679万4千円とする
ものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

1款 水道事業収益を2,231万1千円増額し、
3億3,646万9千円とするもので、

内訳は、

1項 営業収益が、131万5千円の減。

2項 営業外収益が、2,362万6千円の増であります。

支出

1款 水道事業費用を83万4千円減額し、

2億8,745万1千円とするもので、

内訳は、

1項 営業費用が、59万3千円の増。

2項 営業外費用が、142万7千円の減であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

第4条 資本的収入及び支出の補正であります。

1 ページから2 ページに渡り

収入

1 款 資本的収入を2, 096万1千円減額し、
7, 983万7千円とするもので、

内訳は、

1 項 企業債が、20万円の減。

8 項 他会計負担金が、2, 076万1千円の減であります。

支出

1 款 資本的支出を83万9千円減額し、
2億4, 051万9千円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、83万9千円の減であります。

6 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

1 項 営業収益

1 目 給水収益は、142万1千円の減。

家事用使用水量の4月から12月までの使用実績と今後の使用見込みを勘案し、0.9%減としたことによる減。

2 目 受託工事収益は、10万6千円の増。

これまでの収益実績と今後の見込みを反映したことによる増。

2 項 営業外収益

1 目 受取利息及び配当金は、1千円の減。

他会計への短期貸付の返済期日短縮に伴う利息の減。

2目 他会計補助金は、2,066万6千円の増。
資本的収入他会計負担金を収益的収入他会計補助金へ組替えたことによる増であります。

3目 長期前受金戻入は、16万6千円の増。
説明欄記載のとおりであります。

5目 消費税還付金は、121万円の増。
この度の補正における消費税計算に伴い消費税の還付が生じることによるものであります。

6目 雑収益は、158万5千円の増。
1件の配水管破損補償費の増であります。

収益的支出

1款 水道事業費用

1項 営業費用

1目 原水及び浄水費は、62万7千円の減。

主に

24節 動力費が、使用電力実績に伴う195万1千円の減。

25節 薬品費が、これまでの水質の悪化などに伴う水処理薬品使用実績を踏まえた105万4千円の増のほか、各節説明欄記載のとおりであります。

2目 配水及び給水費は、122万1千円の増。

20節 修繕費が、大規模な配管修理に伴う増であります。

6ページから7ページ

4目 総係費は、2千円の増。

各節執行見込みを勘案した増減で、説明欄記載のとおりであります。

6目 資産減耗費は、3千円の減。

令和5年度配水管布設替えの一部除却距離の減少に伴う減。

2項 営業外費用

2目 消費税及び地方消費税は、142万7千円の減。

この度の補正における消費税計算に伴い見込まれる納付額の皆減。

8 ページ

資本的収入

1款 資本的収入

1項 1目 企業債は、20万円の減。

2件の配水管更新工事等の精算による減であります。

8項 1目 他会計負担金は、2,076万1千円の減。

資本的収入他会計負担金から2,076万円を収益的収入他会計補助金へ組替えたことによる減。

旧簡易水道事業企業債元金償還補助が1千円の減であります。

資本的支出

1款 資本的支出

1項 建設改良費

3目 メーター設備費は、83万9千円の減。

主に検満メーター取替工事の執行額確定に伴う減であります。

1 ページ下段へ戻り

第4条の本文括弧書き

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億4,056万円は

当年度分損益勘定留保資金 1億286万2千円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,163万6千円

建設改良積立金 2,000万円

及び 減債積立金 606万2千円」を

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1億6,068万2千円は

当年度分損益勘定留保資金 1億269万3千円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,405万7千円
建設改良積立金 3,787万円
及び 減債積立金 606万2千円に改めるものであります。

2 ページ中段

第5条 企業債の補正であります。

企業債の予定額を20万円減額し7,290万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

第6条 他会計からの補助金の補正であります。

第3号 児童手当給付経費補助を、9万6千円減額

第4号 旧簡易水道事業企業債利息償還補助を、2千円増額

第5号 減価償却費充当を、2,076万円の皆増

他会計補助金総額を、2,066万6千円増額し、4,582万7千円とするものであります。

第7条 利益剰余金の処分であります。

繰越利益剰余金のうち1,787万円は、次のとおり処分するものと定めるものであります。

第1号 建設改良積立金 1,787万円

第8条 たな卸資産購入限度額の補正であります。

たな卸資産である薬品費の購入品の変更に伴い152万1千円増額するため、たな卸資産の購入限度額2,387万9千円を2,540万円に改めるものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画。

5ページは、水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書。

9ページと10ページは、予定貸借対照表。

11ページと12ページは、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準などを記載した注記であります。

以上が、令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第20号

令和5年度 厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）

提案理由説明書

議案第20号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、2回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則、令和5年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延患者数では、3,645人減の4万9,743人とするもので、内訳として、入院患者数については増減はなく、外来患者数では、3,645人減の3万7,665人とするものであります。1日平均患者数では、15人減の188人、内訳として、入院患者数については増減はなく、外来患者数では、15人減の155人とするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正は、補正予算説明書でご説明いたします。

9ページをお開きください。はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、1億1,474万4千円の増

1項 医業収益、2,280万5千円の減

2目 外来収益、2,612万3千円の減、延べ外来延患者数3,645人、1日あたり15人の減を見込んでの減額であります。

3目 その他医業収益、478万4千円の増

内訳として、2節 公衆衛生活動収益、125万3千円の増は、主に、健康診断料の増、3節 その他医業収益、347万2千円の増は、主に、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料として、344万8千円の増であります。

4目 負担金、146万6千円の減

一般会計負担金の減で、説明欄記載のとおり、それぞれ決算見込みを勘案しての増減であります。

2項 医業外収益、1億3,754万9千円の増

1目 患者外給食収益、15万5千円の増

3目 その他医業外収益、42万3千円の減

4目 他会計補助金、269万2千円の減

5目 他会計負担金、1億3,315万8千円の増

一般会計からの補助金及び負担金で、説明欄記載の項目については、それぞれ決算見込みを勘案しての増減であります。

6目 負担金交付金、735万1千円の増

介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金の増であります。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、10ページ、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、473万1千円の減

1項 医業費用、214万1千円の減

1目 給与費、58万6千円の減

それぞれ節、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減で、賞与引当金繰入額228万7千円の増は、次年度6月の期末勤勉手当支給のための引当金として増額補正であります。

2目 材料費、455万1千円の増

主に、1節 薬品費、156万7千円の増は、病棟における新型コロナウイルス感染症患者に投与する医薬品費の増、2節 診療材料費、299万9千円の増は、新型コロナウイルス感染症の抗原定量検査の実施に伴う検査試薬購入等による増であります。

3目 経費、574万8千円の減

主に、3節 旅費交通費、133万2千円の減は、出張医師の旅費の減、6節 光熱水費、182万1千円の減は、北海道電力における単価増の見送りによる電気料の減、11ページ、15節 委託料、162万4千円の減は、給食業務委託料の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

6目 研究研修費、35万8千円の減は、主に、学会及び研修会の回数減に伴う旅費交通費及び研修雑費の減であります。

2項 医業外費用、259万円の減

1目 支払利息及び企業債取扱諸費、1万9千円の減、一時借入金利息の減であ

ります。

2目 医療技術員確保対策費、123万6千円の減は、それぞれ節、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

3目 雑損費、133万5千円の減は、貯蔵品にかかる仮払消費税の減であります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容であります。

1ページにお戻りください。

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、58万6千円を減額し、7億9,784万1千円とするものであります。

第5条 2ページにわたり、他会計からの補助金の補正であります。

合計で1億2,900万円を増額し、補助金の総額を、6億6,700万円とするもので、前年度実績との比較において、1,300万円の減であります。

第6条 たな卸資産の購入限度額の補正であります。

予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額を500万3千円増額し、1億5,502万9千円とするものであります。

3ページは、補正予算実施計画、

4ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書、

5ページから8ページまでは、給与費明細書、

12ページから14ページまでは、予定貸借対照表及び注記であります。

内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算、2回目の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。